

第4次狭山市総合計画

基本構想・前期基本計画



～みどりと健康で豊かな文化都市をめざして～

狭山市

第4次狭山市総合計画

「緑と健康で豊かな文化都市」
をめざして

狭山市

狭山市紋章



中央に片仮名の「サ」を置き、周囲に山を配して狭山を象徴しています。中央の「サ」は常に中心の安定を保持し、山をもって円く囲んだのは市民共同一致して円満なる発展を意味しています。

昭和 29年 12月 18日制定

狭山市民憲章

わたくしたちは、入間道（いりまじ）の昔から、武蔵野の大自然と入間川の清流にはぐくまれた狭山の市民です。わたくしたちは、郷土を愛し、誇りをもって緑と豊かな近代都市を築くため、ここに憲章を定めます。

- 1 秩序と規則を守り、平和なまちをつくりましょう。
- 1 教養を深め、文化の高いまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 1 勤労を尊び、健康で豊かなまちをつくりましょう。
- 1 人権を重んじ助け合い、明るいまちをつくりましょう。

昭和 49年 10月 26日制定

狭山市の花、木、鳥



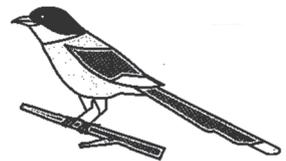
市の花：つつじ

つつじは、市内の山野に多く自生しています。また、古くから稲荷山公園のつつじとして、親しまれている花です。



市の木：茶の木

狭山茶は、鎌倉、室町時代から銘園5場の一つとして名声をうたわれ、古くから市民が愛着を持ち続けている木です。



市の鳥：おなが

おながは、尾が長く、姿が優美な鳥で、市内に多く見られます。

昭和 49年 10月 26日制定

はじめに



本市は、先人たちの努力と情熱によって、首都近郊の住みやすい住宅都市として、また県下有数の工業都市として着実に歩み続け、大きく発展してきました。

このたび、これまでの伝統と文化を継承しながら、さらなる魅力と活力に満ちた狭山の実現を目指して、今後10年間のまちづくりの指針となる第4次狭山市総合計画を策定いたしました。

本計画の基本構想では、少子高齢化、人口減少といった本市が直面する課題を正面から捉え、これまで進めてきた市民と行政との協働によるまちづくりなどをさらに発展させ、将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」を実現することとしております。

今後5年間に取り組む施策の基本的な方向性を示す前期基本計画では、「若い世代を増やす」、「まちと産業に活力を」、「楽しめる健康高齢社会を」、「市政運営をみんなの力で」をキーワードに、次の世代につながる元気なまちづくりなどを進めることとしております。

私は、この計画の推進にあたって、情熱一番をモットーに市民の皆さまとともに取り組んでいく決意でありますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、総合計画審議会や総合計画策定市民会議をはじめとして貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の推進にあたりましても、なお一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成28年3月

狭山市長 小谷野 剛

目次

I 序論	1
1. 計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の構成と期間	3
(3) 個別計画との関係	5
2. 狭山市を取り巻く社会状況	6
(1) 少子高齢化の進行、人口減少社会の到来	6
(2) 安全・安心意識の高まり	6
(3) 環境・エネルギー問題への意識の高まり	7
(4) 世界経済の連動と地方への影響	7
(5) 高度情報化、グローバル化の進展	8
(6) 地方分権の推進、行財政運営における自立と連携の要請	8
(7) 市民主体のまちづくりの進展	9
3. 狭山市の現状	10
(1) 自然的条件	10
(2) 歴史的条件	10
(3) 社会的・経済的条件	11
4. 狭山市の課題	14
(1) 少子高齢化、人口減少への対応	14
(2) 災害に強く犯罪のない安全・安心なまちづくり	14
(3) 環境・エネルギー問題への対応と、豊かな自然の次世代への継承	14
(4) 企業立地と地域産業の充実	15
(5) 高度情報化への対応	15
(6) 健全な行財政運営の推進	16
(7) 快適で過ごしやすい魅力あふれるまちづくり	16
(8) 地域コミュニティの活性化	16
5. 後期基本計画の達成状況	17
(1) 各分野の主な実績	17
(2) 「とりくみ目標」の達成状況と市民の満足度・重要度	25

II	基本構想	33
	第1章 まちづくりの基本理念	34
	第2章 将来像	35
	第3章 将来人口	36
	第4章 土地利用構想	37
	第1節 土地利用の方針	37
	第2節 都市構造	38
	1. 拠点地区の形成	38
	2. 交通網の形成	38
	第3節 都市的土地利用と自然的土地利用	40
	1. 都市的土地利用	40
	2. 自然的土地利用	40
	3. 土地利用転換	41
	第5章 施策の大綱	43
	第1節 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～	43
	第2節 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～	43
	第3節 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～	44
	第4節 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～	44
	第5節 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～	45
	第6節 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～	45
	第6章 構想実現のために	46
III	前期基本計画	47
	1. 重点テーマ	49
	2. 施策体系図	54
	3. 施策の見方	56
	第1章 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～	57
	第1節 環境保全の総合的な推進	60
	第2節 緑地保全の推進	66
	第3節 快適な生活環境の確保	68
	第4節 循環型社会の形成	72

第2章 健康福祉	～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～	77
第1節	福祉の総合的な推進	80
第2節	健康づくりの推進と保健・医療の充実	82
第3節	高齢者福祉の充実	88
第4節	障害者福祉の充実	94
第5節	児童福祉の充実	98
第6節	社会保障の推進	106
第3章 都市基盤	～快適な都市空間を形成するまちをめざして～	109
第1節	地域の拠点を核としたまちづくりの推進	112
第2節	安全で快適なまちづくりの推進	118
第3節	水道・下水道の整備	128
第4章 産業経済	～活力のある産業を育てるまちをめざして～	133
第1節	総合的な産業振興の推進	136
第2節	地域産業の振興	140
第3節	雇用と労働環境の充実	148
第5章 教育文化	～人を育み文化を創造するまちをめざして～	151
第1節	生涯学習の促進	154
第2節	学校教育の充実	158
第3節	青少年の健全育成	166
第4節	人権と平和の尊重	168
第5節	市民文化の振興と国際化への対応	172
第6章 市民生活	～安全で安心して暮らせるまちをめざして～	177
第1節	自立した地域社会の実現	180
第2節	情報化の推進	186
第3節	住宅・建築物の充実	188
第4節	防災・消防体制の充実	190
第5節	交通安全・防犯対策の充実	194
第6節	基地対策の充実	198
第7章 計画推進	～構想実現のために～	201
第1節	協働によるまちづくりの推進	204
第2節	健全な行財政運営の推進	208
第3節	まち・ひと・しごと創生の推進	216
財政予測		218

IV 資料	219
1. 第4次狭山市総合計画策定の流れ	220
2. 狭山市総合計画審議会	223
3. 市民参画	230
4. 職員参画	236
V 都市宣言	241

I 序 論

1. 計画の策定にあたって
2. 狭山市を取り巻く社会状況
3. 狭山市の現状
4. 狭山市の課題
5. 後期基本計画の達成状況

計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものです。

本市では、昭和46年に「狭山市総合振興計画」、昭和61年に「第2次狭山市総合振興計画」、平成13年には「第3次狭山市総合振興計画」を策定し、「緑と健康で豊かな文化都市」を将来像に掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

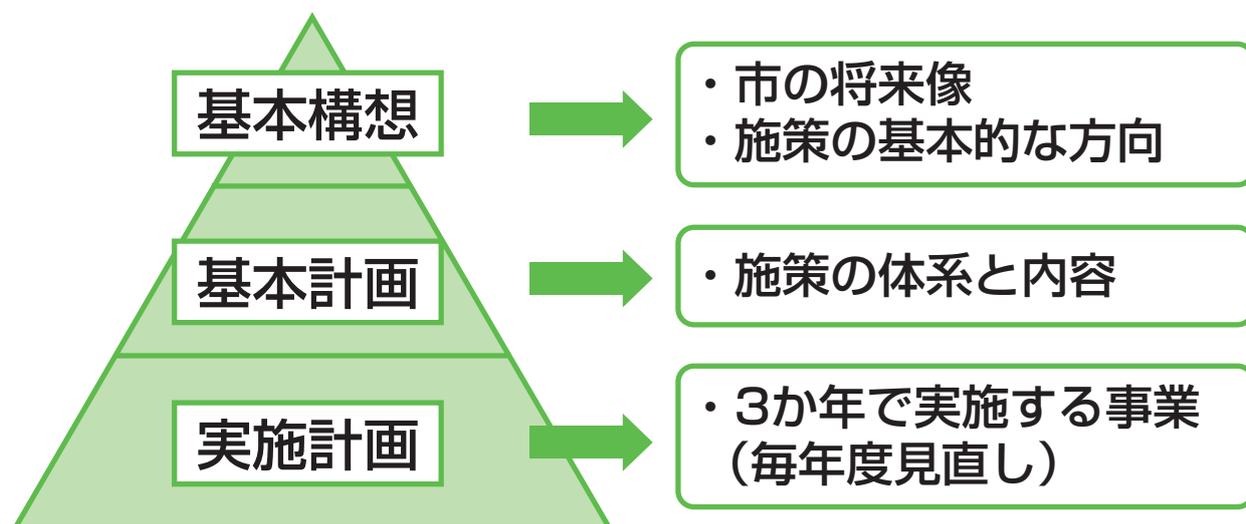
この間、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、経済の停滞、価値観・ライフスタイルの多様化、情報通信技術の急激な進歩、グローバル化の進展、NPO法人などによる市民活動の活発化など、社会経済情勢は急激に変化するとともに、地方分権の一層の推進のなかで、地方自治体には、より効率的で柔軟な行財政運営が求められてきました。

本計画は、新たな時代に対応したまちづくりと行財政運営の方向性を示し、市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働して、次世代につながる元気なまちづくりを進めていくための基本的な指針とするために策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されます。

■計画の構成



1

計画の策定にあたって

2

3

4

5

ア 基本構想

長期的展望に立った狭山市の将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示したものです。

計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間です。

イ 基本計画

基本構想をもとに、分野ごとに実施する施策の体系とその内容を示したものです。

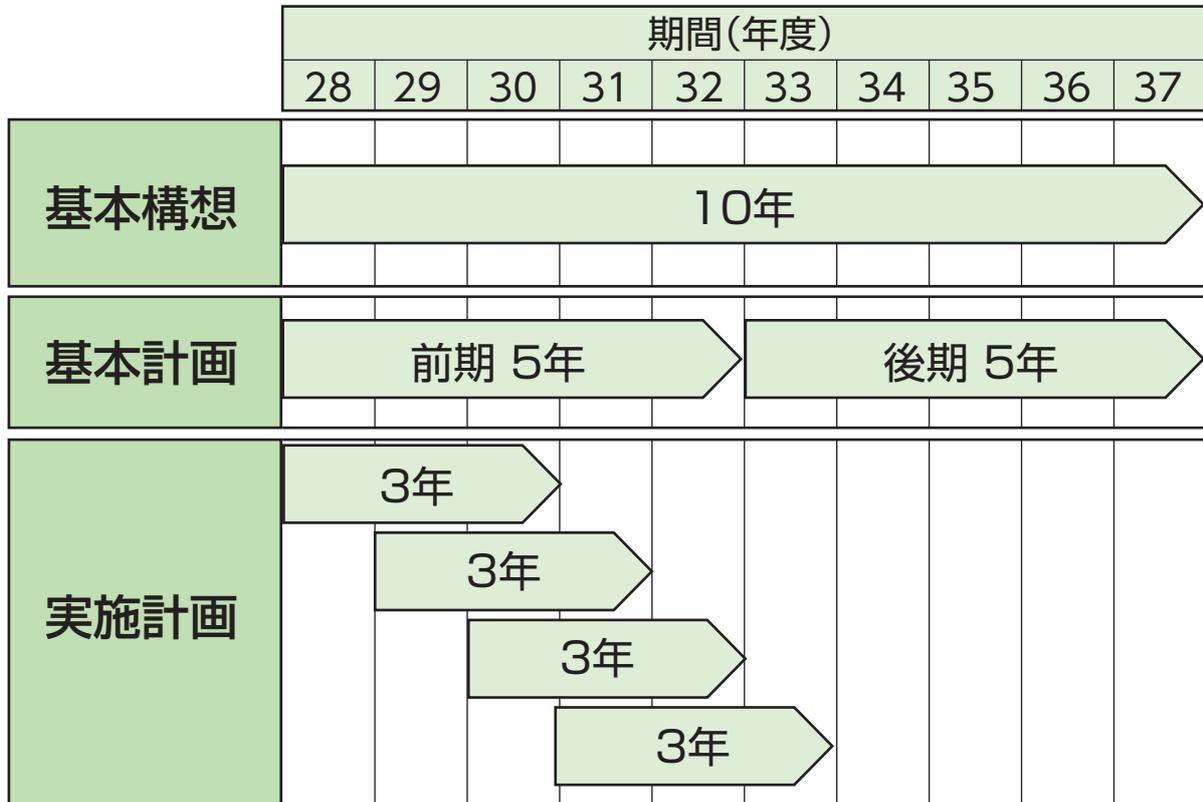
計画期間は基本構想を前期・後期に分け、前期を平成 28 年度から平成 32 年度まで、後期を平成 33 年度から平成 37 年度までのそれぞれ 5 年間とします。

ウ 実施計画

基本計画をもとに、向こう 3 か年で実施する事業を具体的に示したものです。

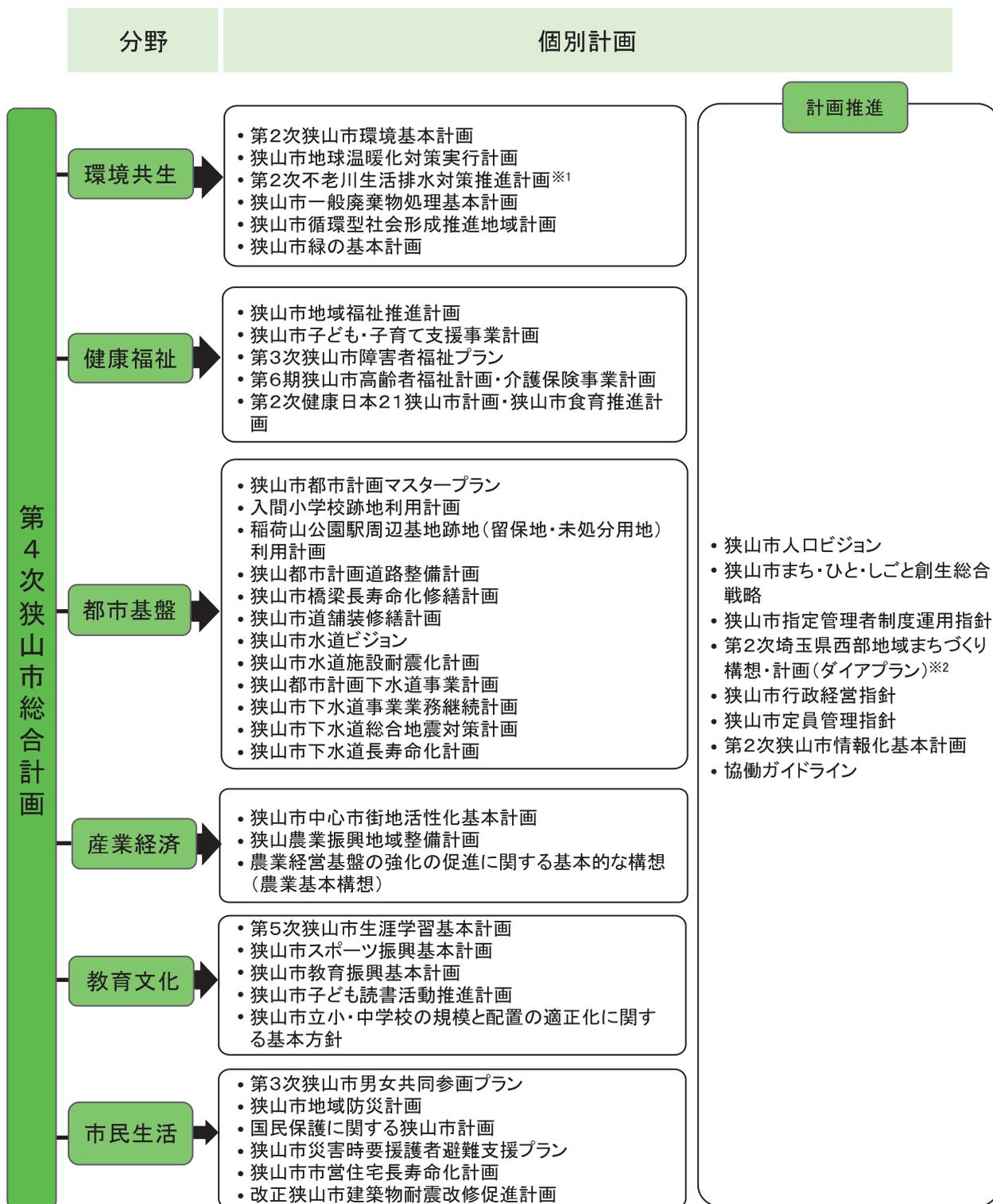
計画期間は 3 か年とし、毎年ローリング (見直し) を行います。

■計画の期間



(3) 個別計画との関係

総合計画と各分野別の主な計画との関係は、次のとおりです。



※1 川越市、所沢市、狭山市、入間市の4市で策定

※2 埼玉県西部地域まちづくり協議会で策定

1

計画の策定にあたって

2

3

4

5

第4次狭山市総合計画

(1) 少子高齢化の進行、人口減少社会の到来

わが国の総人口は平成20年12月の1億2,809万9千人をピークに減少傾向にあり、平成38年には1億2,000万人を下回り、平成60年頃には1億人を下回ると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所、平成24年1月推計、中位推計)。

また、少子高齢化の傾向は今後も続き、平成38年にわが国の年少人口(15歳未満人口)は10.8%、生産年齢人口(15歳～64歳人口)は58.7%、老年人口(65歳以上人口)は30.5%になると推計されています。

少子高齢化の進行とともに、高齢者の単身世帯が増加し、核家族化も進行しており、家族形態が大きく変容しています。

このようななかで、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりや高齢者がいつまでも健やかに過ごせる環境づくりなど、だれもが幸せに生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。

人口減少と少子高齢化の進行により、社会経済活動の担い手が減少し、社会保障の問題が顕在化する一方で、高齢者や女性の就労機会や社会参画機会の拡大など、これを契機に社会や地域のあり方を見直していこうという考えも広まっています。

(2) 安全・安心意識の高まり

近年、地震や大型台風、集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発しており、さまざまな被害をもたらしています。このような災害の発生を契機として、人々の防災意識が高まっています。

また、食品偽装など「食」の安全をゆるがす事件の発生、新たな感染症の流行、健康の維持・増進に対する関心の高まりなどを背景として、日常生活の様々な面で安全・安心への意識が高まっています。

子どもが被害者となる凶悪犯罪や、高齢者が被害者となる振り込め詐欺なども多く発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増しています。また、地域社会における住民相互の人間関係の希薄化などにより、虐待や孤独死、自殺、ひきこもりなどの問題が発生していることから、見守り活動の充実など、社会全体で安全・安心の確保に取り組むことの大切さが見直されています。

(3) 環境・エネルギー問題への意識の高まり

地球温暖化や生物多様性の喪失など、地球規模の環境問題が深刻化するとともに、東日本大震災にともなう原子力発電所の事故と放射性物質による環境汚染などを背景として、環境・エネルギー問題に対する国民の意識や関心が高まっています。

わが国では、地球温暖化防止に向けて、温室効果ガス^{*}の削減に取り組んでいますが、そのためには、化石燃料の使用量やごみ排出量の削減、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーなどの活用等、わたしたち一人一人が被害者であるとともに加害者でもあるという認識に立ち、身近なところからの環境対策が重要となっています。

豊かで多様な自然環境や生態系^{*}を保全するとともに、低炭素・循環型社会の形成に向け、国、地方自治体、事業者、市民がそれぞれ責任ある行動をとることが重要になっています。

(4) 世界経済の連動と地方への影響

世界経済の連動性の高まりにより、リーマンショックや欧州債務危機、為替相場の変動、資金循環のグローバル化などの影響を受け、わが国の経済と産業の状況は大きく変化しています。

製造業については、生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存度の高まりなどを背景として、産業の空洞化が進行しています。

農業については、農産物の安全性に対する関心が高まるとともに、防災機能や環境保全機能など、農業が果たす多面的な役割が見直されていますが、一方で担い手の高齢化や後継者不足が進み、さらに TPP（環太平洋パートナーシップ）協定による影響も考えられます。

商業については、価格競争の激化による流通の再編や効率化、市民の志向の多様化が進み、価格競争力が弱く品ぞろえが十分に確保できない小売業者などは厳しい競争にさらされています。

また、就業をめぐる状況は一部に改善の兆しがみられますが、依然として厳しく、所得や生活に対する国民の不安は強まっています。若者や高齢者、女性の就労機会の拡大が課題となっているほか、非正規雇用の増加などの問題についても議論が続けられています。

地域産業を振興するにあたっては、成長分野産業などの立地を促進するとともに、既存の産業についても研究開発力や技術力の向上及び経営体制の強化などを進め、産業の活性化を図っていくことが重要です。

^{*}温室効果ガスとは

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素などの気体のこと。

^{*}生態系とは

ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を併せた、ひとつの総合した系（システム）のこと。

(5) 高度情報化、グローバル化の進展

ICT(情報通信技術)[※]の発達によって、国内外の情報入手や多くの人々とのコミュニケーションが容易になり、特に近年はスマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及によってさらに利便性が増しています。

データを大量に通信し処理する能力は飛躍的に向上しており、クラウドサービスの普及やビッグデータの解析による効果的なサービス提供の研究などが進められています。

一方で、個人情報の流出や誤った情報の拡散などにより、社会が大きく混乱する例も見受けられ、これらに対する適切な対応もますます重要になっています。

情報を地域社会の発展をリードする重要な要素のひとつとしてとらえ、これを有効に活用していく動きが活発になっています。

(6) 地方分権の推進、行財政運営における自立と連携の要請

国から地方へ権限と財源が移譲され、住民に身近な地方自治体が、地域課題の解決や地域づくりに主体的に取り組むことにより、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、地方分権が進められています。

地方分権の担い手となる地方自治体にふさわしい行財政基盤を確立するため、平成11年以降、市町村合併が積極的に推進され、市町村の数は約3,200から1,718(平成26年4月現在)に減少しました。

平成26年11月には、地域の実情に応じて地方自治体同士が連携協約を締結し、柔軟に連携して事務を処理し、さらに市町村同士の連携では解決が難しい場合には市町村に代わって都道府県が事務を処理することができる新たな広域連携の仕組みが制度化されました。

人口減少、少子高齢化が進行するなかで、ますます多様化する市民ニーズに対応するためには、効率的な行財政運営を推進し、財政の健全性を維持することが重要です。

わが国では、昭和30～40年代に整備された公共施設等(学校、公民館などの公共施設や、道路、橋りょう、上下水道などの都市基盤施設)が多いことから、これらの施設の老朽化対策が深刻な問題となっています。地方自治体においては、公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・再編・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

※ ICTとは

Information and Communication Technologyの略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

(7) 市民主体のまちづくりの進展

人々の価値観が多様化するなかで、行政に対するニーズも高度化・多様化し、行政のみでこれに応えていくという手法では解決が困難な課題が生じています。その一方で、地域活動やボランティア活動への関心も高まりを見せており、市民による主体的なまちづくりが進んでいます。

市民、市民団体、事業者などと行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、その特性を活かして、相互に連携し、より効率的で効果的な協働によるまちづくりが進展しています。

1

2

3

4

5

狭山市を取り巻く社会状況

(1) 自然的条件

本市は、飯能市に源を発し荒川へ注ぐ入間川の両岸に開けた沖積層の低地と、これに連なり緩やかに広がる洪積層の台地からなり、左岸は入間台地と、また、右岸は武蔵野台地と呼ばれています。

市域の面積は 48.99 平方キロメートルで、埼玉県南西部にあって東京都心から 35 キロメートルから 40 キロメートルの距離に位置していることから、立地条件にも恵まれています。

気候については、夏季は高温多湿、冬季は低温乾燥の傾向にありますが、比較的暮らしやすく、近年の最高気温は 39.3 度、最低気温はマイナス 5.3 度で、年間平均気温は 15.5 度です。また、年間総雨量は 1,233.1 ミリメートルです。

市内には、入間川や不老川などの河川が流れているほか、入間川の河岸段丘に沿って斜面林が連なり、また、市の南部には江戸時代の新田開拓のなごりを残す畑や平地林が広がり、緑豊かな田園景観を形成しています。

(2) 歴史的条件

旧石器時代から縄文時代にかけて、この地に人々が住み着きはじめ、多くの集落が生まれました。ことに、入間川の両岸の台地からは、当時の住居跡がたくさん見つかっています。

奈良・平安時代になると、入間川の流域に水田が開けるとともに、古代の街道沿いには七曲井や堀兼之井などのすり鉢形の井戸が掘られ、平安の都では、これらの井戸が貴族により和歌に詠まれました。

中世になり、鎌倉が政治の中心地になると、入間川地域は上野国(群馬県)や信濃国(長野県)を結ぶ鎌倉街道上の宿場として栄え、なかでも南北朝時代から室町時代にかけては、入間川宿は政治上の重要拠点となりました。鎌倉公方の足利基氏が 10 年近くにわたって在陣したのもこの頃で、「入間川殿」と呼ばれていました。

江戸時代になると、この地の村々は川越藩領や天領、旗本領などに分割されましたが、その一方で、新田の開発も盛んに行われ、堀兼、上赤坂、中新田、水野といった村が誕生しました。また、この時代の入間川村では、酒造業などで財をなした綿買家が豪商としての地位を固め、江戸へも進出していきました。

明治の新時代を迎えると、製茶業や養蚕業、製糸業、織物業が盛んになり、狭山茶がアメリカ合衆国に向けて大量に輸出されたほか、明治 10 年には、埼玉県で最初の機械製糸工場が操業を開始して、広瀬斜子(ななこ)と呼ばれる絹織物も生産されました。そして、明

治 22 年には、入間川、入間、堀兼、奥富、柏原、水富の 6 か村が誕生し、明治 28 年に川越と国分寺を結ぶ川越鉄道が開通すると、入間川町は商業地へと変わっていきました。

昭和の時代に入ると、昭和 13 年に市の南西部に陸軍航空士官学校が開校しましたが、昭和 20 年の終戦とともに米軍が進駐し、昭和 21 年にはジョンソン空軍基地となりました。さらに昭和 29 年には、ここに航空自衛隊東部訓練航空警戒隊が発足し、昭和 33 年からは航空自衛隊入間基地として共用され、米軍は、その後、昭和 38 年に横田基地へ移転しました。

毎年 8 月に開催され、関東 3 大七夕祭りのひとつに数えられている「入間川七夕まつり」は、大正時代から入間川商店街の人々の手で行われてきましたが、戦後になると、進駐軍により海外に紹介されたこともあって、その規模は年々大きくなり、世相を反映した絢爛豪華な竹飾りを見物に来る多くの人々で賑わっています。狭山市の誕生は、昭和 29 年 7 月 1 日で、入間川町、入間村、堀兼村、奥富村、柏原村、水富村の 1 町 5 か村の合併により、埼玉県内 15 番目の市として発足しました。当時の人口は 31,030 人で、のどかな田園風景の広がるまちでしたが、昭和 39 年に川越狭山工業団地が操業を開始すると、県内トップクラスの工業都市へと変貌し、また、武蔵野の美しく豊かな自然環境と首都近郊に位置する地域特性をあわせ持っていることから、住宅都市としても発展し、狭山台団地が完成した昭和 50 年には人口も 10 万人を突破しました。

平成 8 年には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジが完成し、平成 19 年には関越自動車道と中央自動車道が、平成 26 年には東名高速道路が、さらに平成 27 年には東北自動車道が結ばれたことで、交通の利便性も高まり、将来に向かっての発展が期待されています。

現在では、人口は減少傾向にあるものの、約 15 万 4 千人を擁し、埼玉県の西部の中核的な都市のひとつとして発展しています。

(3) 社会的・経済的条件

ア 人口

本市の人口は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半にかけて大きく伸びましたが、平成元年以降は伸びが緩やかになり、平成 6 年 6 月の 16 万 3,647 人をピークに減少する傾向にあり、平成 28 年 1 月現在では 15 万 3,738 人となっています。

一世帯当たりの人員は、昭和 40 年代後半から平成 4 年までは 3 人強で推移してきましたが、その後低下し、平成 28 年 1 月現在では 2.30 人となっています。

近年の人口動態として、自然動態は死亡数が増えて出生数が減っていることから減少傾向にあり、社会動態は転出が転入を上回り転出超過となっていますが、ここ 1～2 年は転出超過が収束する兆しもうかがえます。転出は特に 25 歳～34 歳の年齢層が多くなっており、就職や結婚など人生の転機に、埼玉県内の近隣自治体または東京都へ転出

1

2

3

狭山市の現状

4

5

する人が多いことが主な要因と推測されます。

人口の年齢別構成については、年少人口（15歳未満人口）の割合が減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上人口）の割合が増加傾向にあります。本市の年少人口は、平成13年1月に22,409人だったものが、平成28年1月には17,492人となり、15年間で約2割減少しました。一方、老年人口は、平成13年1月に19,756人だったものが、平成28年1月には43,323人となりました。少子高齢化の進行とともに、高齢者の単身世帯が増加しており、核家族化も進行しています。

平成28年1月現在の本市の65歳以上人口の割合は28.2%であり、埼玉県の23.7%（平成27年1月）、全国の26.0%（平成26年10月）を上回る状況にあります。

また、就業者・通学者（15歳以上）の流入・流出状況については、平成22年において、市内に常住する就業者・通学者83,839人のうち47,228人が市外へ就業・通学しているのに対して、市外から市内へ就業・通学しているのは33,816人であり、差し引き13,412人の流出超過となっています。就業者だけをみると、市内に常住する就業者75,923人のうち、43%の32,525人が市内に就業しており、市外へ就業している41,156人のうち41%にあたる16,745人が東京都内へ、37%にあたる15,192人が所沢、川越、入間、飯能の4市へ就業しています。

産業別就業人口については、第2次産業では市内に従業する就業者が市内に常住する就業者よりも多くなっており流入超過に、反対に第3次産業では流出超過になっています。

イ 土地利用

本市は、市域の全部が都市計画区域（都市計画上是4,904ヘクタールとなっています）で、このうち29.4%の1,442ヘクタールが市街化区域であり、残り70.6%の3,462ヘクタールが市街化調整区域に指定されており、市街化区域の占める割合は、所沢市の38.2%、入間市の35.0%、埼玉県の30.3%を下回っています（平成25年3月）。市街化区域における用途地域別の土地利用は、住居系が約73%、商業系が約4%、工業系が約23%となっています。

市街化調整区域のうち約56%にあたる1,948ヘクタールが農業振興地域に指定され、このうち884ヘクタールが農用地区域になっています。

南西部には、入間市に一部またがる形で航空自衛隊入間基地があります。一方、南部の平地林や入間川に沿った斜面林など、緑豊かな自然環境も残されています。

ウ 産業

本市の産業構造は、年度により多少の差異はあるものの、第2次産業と第3次産業が大部分を占め、このうち、第2次産業については、製造業の占める割合が高い構造になっています。

工業については、製造品出荷額等は昭和57年に埼玉県内で第1位になって以来、現

在まで常に上位を維持していますが、近年は減少傾向にあり、平成 26 年には 9,327 億円となっています。また、このうち、輸送機械製造が全体の約 7 割を占めています。

商業については、商店数・販売額とも減少しており、平成 24 年の小売業の商店数は 654 店で、年間商品販売額は 1,023 億円となっています。売場面積が広く、従業者数も多い大型の商店は販売額が増加する一方、小規模な商店は減少する傾向にあります。

農業については、都市化の進行に伴い、全体としてみると、農地や農業就業人口が減少するとともに、耕作放棄地が増加し、就業者の高齢化も進行しています。

エ 財政

景気回復の遅れや生産年齢人口の減少などにより市税収入が低迷する一方で、扶助費は年々増加する傾向にあります。人件費は定員適正化計画による職員数の削減に伴い、また公債費も過去に建設事業の財源として発行した地方債の償還終了に伴い、減少傾向にあります。

地方交付税交付金については、本市は平成 21 年度までは不交付団体となっていました。平成 22 年度に交付団体となり、以後、毎年約 20 億円の交付を受けています。

1

2

3

4

5

(1) 少子高齢化、人口減少への対応

少子高齢化の進行と人口の減少は、地域社会のなかでも様々な問題を発生させ、地域の活力の低下にもつながり、市の将来的な発展に影響することが懸念されます。

このため、少子化対策として、仕事と子育ての両立をはじめ、多様なニーズに応じた子育て支援を実施し、安心して子どもを産み育てられる環境を作るとともに、それらの情報を的確に伝えていくことが必要です。また、幼児期から義務教育終了まで、発達段階に応じて、きめ細やかに教育活動を推進し、次代を担う子供たちに生きる力を育てていくことが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、自主的な生きがい活動を支援するとともに、高齢者の社会参加を促進し、高齢者が持つ豊富な知識や経験を活かすことが必要です。

このような様々な施策の実現を通じて、人口減少を抑制するとともに、人口が減少しながらも、魅力的で多様性に富んだ持続可能なまちづくりを目指すことが求められています。

(2) 災害に強く犯罪のない安全・安心なまちづくり

本市では、首都直下地震などによる被害が想定されるほか、近年は局地的な集中豪雨により、一部の地域で浸水被害が発生しています。

災害による被害を最小限にとどめ、災害に強いまちをつくるため、市民には日ごろから災害及び防災に関する知識・技術の習得と、家庭及び地域における「自助」、「共助」の防災意識の高揚に努めることが求められています。

子どもや女性を狙った犯罪や高齢者の財産を狙った犯罪が増加しており、犯罪内容も巧妙化していることから、地域ぐるみの取り組みによる市民の防犯意識の高揚が必要です。

また、本市には航空自衛隊入間基地があり、航空機の騒音などへの対応が求められています。

(3) 環境・エネルギー問題への対応と、豊かな自然の次世代への継承

武蔵野の豊かな自然は、かけがえのない財産であり、将来にわたって守り、次の世代へと引き継いでいく必要があります。本市では、水辺の保全活動や雑木林の再生活動など、豊かな自然と生物の多様性を維持し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐための取り組みが行われています。今後も、環境学習の場、市民の憩いの場として、また、本市の魅力を高めるための資源として、これらを日常生活のなかで有効に活用しながら共生していくこと

が必要です。

また、地球温暖化などの環境問題を解決し、循環型の社会を形成するためには、これまで以上に省エネルギー化を進め、再生可能エネルギーなどを活用し、ごみの減量化とリサイクルに取り組むなど、環境への負荷を軽減するための施策を推進することが必要です。

(4) 企業立地と地域産業の充実

本市は、川越狭山工業団地や狭山工業団地を有し、製造品出荷額が非常に多く、製造業を中心とした工業都市となっています。しかし、近年の厳しく不安定な経済情勢や国内産業の空洞化などにより、市内企業の業績悪化や雇用の確保への影響が懸念されています。

本市には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジがあり、関越自動車道や中央自動車道、東名高速道路などへの交通アクセスの利便性に優れていることから、これを活かして既存の工業団地の産業拠点としての機能を充実させるとともに、新たな産業拠点の形成を図ることが必要です。

また、商業については、郊外型の大型店舗の進出や市外での購買が容易にできることなどから、市内商店街の経営環境は厳しく、活性化が課題となっています。

農業については、経営の近代化や効率化を進め、農商工の連携にも視点を置いて付加価値を高めることなどにより、活性化を図ることが必要です。

(5) 高度情報化への対応

本市では、各種の行政情報システムを構築して、市民サービスの向上や事務処理の効率化などを図ってきました。今後も、ICT（情報通信技術）※を積極的に活用して、サービスの向上を推進していくことが必要です。

行政が提供する情報のあり方については、これまでのような「情報提供＝行政の判断による提供」から「オープンデータ※＝二次利用前提の積極的な公開」へシフトしつつあります。また、ICTの発達や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及などによる民間活力の活性化に伴い、ビッグデータの活用も検討していくことが必要です。

一方で、情報発信においては、個人情報の保護やセキュリティ対策も重要であることから、情報モラルの向上が求められています。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

※ オープンデータとは

行政機関等が保有する公共データを機械判断に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開したデータのこと。

1

2

3

4

狭山市の課題
5

(6) 健全な行財政運営の推進

限られた行財政資源を有効に活用して様々な行政課題に適切に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくため、自主財源の確保、事務事業の重点化、経常経費の縮減を進め、強い財政基盤を整えるとともに、地方分権に対応した体制の充実と強化を図ることが重要です。

本市の公共施設等*は、昭和40年代から昭和50年代にかけて、急激な人口増加に対応するために一斉に整備したものが多く、今後、大規模修繕や更新が集中して必要になると予想されます。財政は今後も厳しい状況が続くと予想されるため、長期的な視点を持って、計画的に更新・再編・長寿命化を進めることが必要です。

(7) 快適で過ごしやすい魅力あふれるまちづくり

本市が将来にわたり、快適で過ごしやすいまちであり続けるためには、商業、業務、文化、居住などの機能が集積した拠点や、地域の特性を活かした拠点、産業、自然などの特性を活かした拠点を形成し、これらをネットワークする交通網の充実を図っていくことが必要です。

また、本市の歴史や文化、自然などの価値を改めて見直し、地域の特性を活かした本市のイメージや個性を明確にして、これらを内外に発信しながら、個性豊かで魅力あふれるまちづくりに努めていくことが必要です。

(8) 地域コミュニティの活性化

近年、自治会加入率が低下する傾向にありますが、地域コミュニティによる活動には、高齢者や子どもの見守り、地域の自主的な防災活動など、特に身近な安全を守る役割が期待されています。

市民意識調査によると、福祉や災害対策、安全の確保や環境保全の分野において協働が必要と考える市民が4割を超える一方で、市民活動などに参加したことがある市民は3割弱に留まっていることから、今後も地区センターを核として市民の主体的なまちづくり活動の促進を図るとともに、地域社会を支える人づくりと人を活かす仕組みづくりに取り組み、地域活動に参加しやすい環境を作るなど、地域コミュニティの維持・活性化に向けて支援していくことが必要です。

*公共施設等とは

いわゆるハコモノ施設のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設、未利用地等を含む。

5

後期基本計画の達成状況

(1) 各分野の主な実績

第3次狭山市総合振興計画に基づくとりくみとして計画期間内に取り組んだ主な事業などは、次のとおりです。

第1章 環境共生

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次狭山市環境基本計画*の策定 ・狭山市地球温暖化対策実行計画の策定 ・路上喫煙禁止地区の指定の変更(新狭山駅北口周辺) ・狭山市一般廃棄物処理基本計画の策定 ・事業所古紙リサイクルシステムの古紙回収に関する協定の締結(回収費用の無料化)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙禁止地区の指定の変更(狭山市駅西口周辺) ・道路交通騒音測定の方法の変更(面的評価) ・集団回収事業協力業者補助金制度の見直し(市況連動システム) ・収集運搬許可業者の処分手数料一括納付を開始 ・最終処分場跡地整備事業に関する協議事項確認書の締結
25	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視カメラの増設 ・スプリング入りベットマットレスの処分手数料の有料化 ・使用済み小型家電リサイクル事業の開始
26	<ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙禁止地区の指定の変更(狭山市駅東口、新狭山駅北口周辺) ・使い捨てライターのリサイクル事業を開始 ・稲荷山環境センター基幹的設備改良工事に着手
27	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用省エネルギーシステム設置費補助制度の創設

※環境基本計画とは

狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点をおいた考え方や望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

1

2

3

4

5

後期基本計画の達成状況

第2章 健康福祉

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進会議の設置 ・つどいの広場事業の拡大(5か所→6か所) ・こども医療費支給事業の対象年齢の拡大(小学校5年生→中学校3年生) ・要保護児童対策地域協議会への参加機関の拡大(27機関→30機関) ・幼保連携型認定こども園の開設(1ヶ所) ・第2次狭山市障害者福祉プランの策定 ・第5期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定 ・小規模多機能型訪問介護事業所の開設 ・特別養護老人ホームの増床(80床) ・第2次健康日本21狭山市計画・狭山市食育推進計画の策定 ・学童保育室の整備(2室)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動環境整備事業費補助金の創設 ・地域福祉推進シンポジウム「地域のつながりと支え合いを考える集い」の開催 ・総合子育て支援センターの開設 ・子育て支援ネットワーク事業の開始 ・児童手当の支給(子ども手当→児童手当) ・総合子育て支援センター内一時預かり保育室の開設(定員10人) ・狭山市基幹相談支援センターの開設 ・認知症対応型共同生活介護事業所の開設(1か所:18床) ・小児科救急医療病院群輪番制病院の一週間の内の確保日数の増加(3日→4日) ・学童保育室の整備(1室)
25	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員定数増(243名→244名) ・要保護児童対策地域協議会への参加機関の拡大(30機関→31機関) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設
26	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進計画の策定 ・要援護世帯総合支援(トータルサポート※)体制の試行的実施 ・福祉コミュニケーションサーバーの運用開始 ・母子・父子自立支援員(就労支援プログラム策定員を兼務)の配置 ・狭山市子ども子育て支援事業計画の策定 ・祇園保育所への指定管理者制度導入と定員増(20人) ・公立保育所除湿温度保持工事の実施(1園) ・公立保育所耐震改修工事の実施(1園) ・第3次狭山市障害者福祉プランの策定 ・グループ・ホーム数の増設(9か所→10か所) ・第6期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定 ・特別養護老人ホームの整備(新設:100床、増設:50床) ・高齢者肺炎球菌及び水痘の予防接種を開始 ・小児科救急医療病院群輪番制病院の一週間の内の確保日数の増加(4日→5日) ・学童保育室の整備(2室)、学童保育室の廃止(1室)

※トータルサポートとは
障害者(児)と要介護高齢者が同居し複合的な課題を抱える世帯などへの総合的な支援の仕組み。

年度	第3次狹山市総合振興計画の主な事業など
27	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進市民会議の設置 ・地域福祉活動推進研究会の設置 ・要保護児童対策地域協議会への参加機関の拡大(31機関→32機関) ・地域型保育事業者の事業開始(5か所・合計定員80人) ・公立保育所除湿温度保持工事の実施(1園) ・公立保育所耐震改修工事の実施(1園) ・在宅医療支援センターの開設 ・認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターの設置 ・小児科救急医療病院群輪番制病院の一週間の内の確保日数の増加(5日→7日、一部調整中) ・学童保育室入室対象年齢の拡大(小学校3年生→小学校6年生) ・学童保育室の定員増加(10名) ・学童保育室の整備(2室)、学童保育室の廃止(1室)

1

2

3

4

5

後期基本計画の達成状況

第3章 都市基盤

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路笹井柏原線の供用開始(柏原北地区) ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第3期事業の一部供用開始 ・市内循環バス路線の見直し
24	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業2街区施設建物・公共施設の工事完了 ・狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の完了 ・柏原北地区を市街化区域に編入 ・都市計画道路狭山市駅上諏訪線整備事業に着手 ・都市計画道路東京狭山線(県道所沢堀兼狭山線・堀兼工区)の供用開始 ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第3期事業の一部供用開始 ・狭山市駅西口第2自転車駐車場の開設
25	<ul style="list-style-type: none"> ・新都市機能ゾーン整備事業街角広場、街区公園の供用開始 ・狭山市橋梁長寿命化修繕計画の策定 ・上下水道お客様サービスセンターの設置 ・稲荷山配水場更新事業の着手 ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第3期事業の一部供用開始
26	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市駅東口土地区画整理事業区域内の用途地域の変更 ・狭山市駅東口土地区画整理事業地内の都市計画道路菅原富士見台線・狭山市駅加佐志線の全線供用開始 ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第3期事業の完了(供用開始) ・狭山市下水道総合地震対策計画の策定 ・狭山市下水道長寿命化計画の策定 ・狭山市内水ハザードマップの作成
27	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市駅東口土地区画整理事業区域内の住居表示の整備 ・柏原ニュータウン地区地区計画の都市計画決定 ・狭山市道舗装修繕計画の策定 ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第4期事業の着手(一部供用開始)

第4章 産業経済

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市中心市街地活性化基本計画の改訂 ・農業水利施設劣化状況調査の実施
24	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設機能保全計画の策定
25	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市工場立地法地域準則条例の制定 ・狭山市工場立地法敷地外緑地設置要綱の制定 ・狭山市の公式イメージキャラクター決定「おりぴい」 ・狭山市事業所操業環境状況調査の実施 ・狭山市商店街空き店舗実態調査の実施 ・狭山市消費動向調査の実施
26	<ul style="list-style-type: none"> ・市内製造業向け情報提供事業の開始 ・(仮称)狭山げんき村の促進のうち、農産物直売所の開所 ・学童農業体験指導農業者連携推進事業の開始
27	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者支援総合相談窓口の開設 ・創業支援事業計画の策定 ・企業立地推進室の設置 ・プレミアム付商品券発券事業の実施 ・観光ARマップ[※]制作事業の実施

1

2

3

4

5

後期基本計画の達成状況

※ ARマップとは

ARマップとは、人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張する、AR (Augmented Reality) 技術を利用した観光マップのこと。

第5章 教育文化

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市教育振興基本計画の策定 ・校舎等耐震補強工事の実施(4校5棟) ・校舎冷暖房設備工事の実施(1校) ・第4次狭山市生涯学習基本計画の策定 ・子ども大学さやま・いるまの開校 ・公民館耐震補強工事の実施(2館)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等耐震補強工事の実施(4校4棟) ・校舎冷暖房設備工事の実施(2校) ・生涯学習情報コーナーの開設 ・狭山市指定文化財の新指定(2件) ・中央公民館の移転 ・公民館冷暖房設備工事の実施(2館) ・園舎耐震補強工事の実施(1園)
25	<ul style="list-style-type: none"> ・入曽地区の中学校の統廃合に関する計画の策定 ・校舎等耐震補強工事の実施(5校5棟) ・校舎冷暖房設備工事の実施(2校) ・子ども大学さやまの開校 ・公民館耐震補強工事の実施(2館) ・公民館冷暖房設備工事の実施(1館) ・園舎耐震補強工事の実施(1園)
26	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等耐震補強工事の実施(3校3棟) ・校舎等冷暖房設備工事の実施(2校) ・入曽地区の中学校の統廃合に伴う山王中学校及び入間野中学校の環境整備の実施 ・入間川地区の中学校の統廃合に関する計画の策定 ・統廃合による入間中学校の廃止 ・狭山市立新狭山公民館更新事業基本方針の策定 ・公民館冷暖房設備工事の実施(1館) ・武道館の整備に関する基本方針の策定 ・狭山市いじめの防止等のための基本的な方針の策定 ・狭山市いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・狭山市いじめ問題審議・調査委員会の設置 ・園舎冷暖房設備工事の実施(2園) ・統廃合による市立幼稚園の廃止(3園)
27	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等耐震補強工事の実施(5校5棟) ・校舎等冷暖房設備工事の実施(1校) ・校舎等改修事業の小・中学校建物調査業務委託の実施 ・PFI*方式による学校給食センターの開設(堀兼学校給食センター) ・入間川地区の中学校の統廃合に伴う中央中学校及び狭山台中学校の環境整備の実施 ・統廃合による東中学校の廃止 ・狭山市立博物館の指定管理者制度導入 ・狭山市立地域スポーツ施設等空調設備改修工事の実施 ・市立幼稚園預かり保育事業の開始

※ PFIとは

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(Private Finance Initiative)の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

第6章 市民生活

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次狭山市男女共同参画プランの策定 ・災害時における応援協力に関する協定の締結（国土交通省関東地方整備局）
24	<ul style="list-style-type: none"> ・市民交流センター・市民センターの開設 ・男女共同参画センターの開設 ・自主防災組織リーダー養成講座の開催 ・狭山市地域防災計画*の改訂 ・狭山市暴力団排除条例の制定
25	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に関する協定の締結（2団体） ・災害時要援護者*避難支援プラン全体計画の策定 ・埼玉西部消防組合の設立 ・防犯のまちづくりに関する協定の締結 ・市営住宅広瀬団地耐震改修工事の実施
26	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進にむけた協定の締結（3団体） ・市制施行60周年記念事業「Well-being ウォーキング in 狭山」を開催 ・災害応急対策に関する協定の締結（1団体） ・市営住宅鶉ノ木団地A棟建設工事の実施及び取得 ・市営住宅水富団地耐震補強工事の実施
27	<ul style="list-style-type: none"> ・「狭山 茶の里ウォーキング」を開催 ・狭山市男女共同参画推進条例の制定 ・災害応急対策に関する協定の締結（6団体） ・狭山市地域防災計画の改訂 ・市営住宅鶉ノ木団地A棟の入居開始 ・市営住宅鶉ノ木団地B棟建設工事の着手

1

2

3

4

5

後期基本計画の達成状況

※地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、狭山市の地域における自然災害など（地震、風水害など）に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、とるべき災害対策について定めたものであり、狭山市防災会議が作成する計画のこと。

※災害時要援護者とは

一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時に自力で避難することが困難な方のこと。

第7章 計画推進

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・事業別予算編成の実施 ・CIO(情報統括責任者)、CIO補佐官の設置 ・情報化推進体制の整備 ・狭山元気大学の開設
24	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の第三者評価の実施 ・グループウェア(職員ポータルサイト)の導入 ・協働ガイドラインの策定 ・第1回協働フォーラムの開催
25	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県西部地域まちづくり協議会※(所沢市、飯能市、狭山市、入間市)と西武鉄道株式会社との連携協力に関する基本協定を締結 ・「さやまの台所事情」の作成及び公式ホームページでの公開(財政状況の広報) ・本庁舎総合窓口の開設 ・ICT※-BCP(業務継続計画※)の策定 ・狭山市納税呼びかけセンターの開設 ・第2回協働フォーラムの開催
26	<ul style="list-style-type: none"> ・市制施行60周年記念事業の実施 ・株式会社西武ライオンズと連携協力に関する基本協定を締結 ・ファイルサーバーの設置 ・さやま市民大学の開設(狭山元気大学→さやま市民大学) ・第3回協働フォーラムの開催
27	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市人口ビジョンの策定 ・狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 ・指定管理者制度運用指針の策定 ・狭山市行政経営指針の策定 ・狭山市定員管理指針の策定 ・公共サービスにおける公民連携基本方針の策定 ・イベント・講座・庶務事務等の統合及び見直し方針の策定 ・第2次狭山市情報化基本計画の策定 ・CISO(最高情報セキュリティ責任者)の設置 ・公共施設予約システムの3市(飯能市・狭山市・入間市)共同利用の開始

※埼玉県西部地域まちづくり協議会とは

県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり計画(ダイアプラン)を策定している。

※ICTとは

Information and Communication Technologyの略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

※業務継続計画とは

災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

(2)「とりくみ目標」の達成状況と市民の満足度・重要度

ア 第3次総合振興計画後期基本計画では、施策の進捗状況や成果を測るものさしとして「とりくみ目標」を設定しました。平成27年度末時点でのとりくみ目標の達成見込みを次のように「達成」、「概ね達成」、「未達成」の3段階で評価しました。

達成：達成率が100%以上のもの。

概ね達成：目標には達しないものの、達成率が80%以上100%未満の段階にあるもの。

未達成：達成率が80%未満の段階にあるもの。

さらに、「とりくみ目標」の評価結果に基づき、施策の達成状況を次のように3段階で評価しました。

A：未達成の「とりくみ目標」が0個の施策

B：未達成の「とりくみ目標」が1個の施策

C：未達成の「とりくみ目標」が2個以上の施策

イ 第4次総合計画の策定にあたり、市内在住の20歳以上の男女3,000人を対象に市民意識調査を実施し、施策ごとの「満足度」と「重要度」を次のように点数化して平均値により評価しました。

満足・重要	5点
やや満足・やや重要	4点
どちらともいえない	3点
やや不満・それほど重要でない	2点
不満・重要でない	1点

なお、次ページからのグラフ中、○は「特に不足している、遅れていると思う施策」としてあげられた上位10施策、●は「特に充実している、進んでいると思う施策」としてあげられた上位10施策、◆はそれ以外の各章構成施策を意味します。

1

2

3

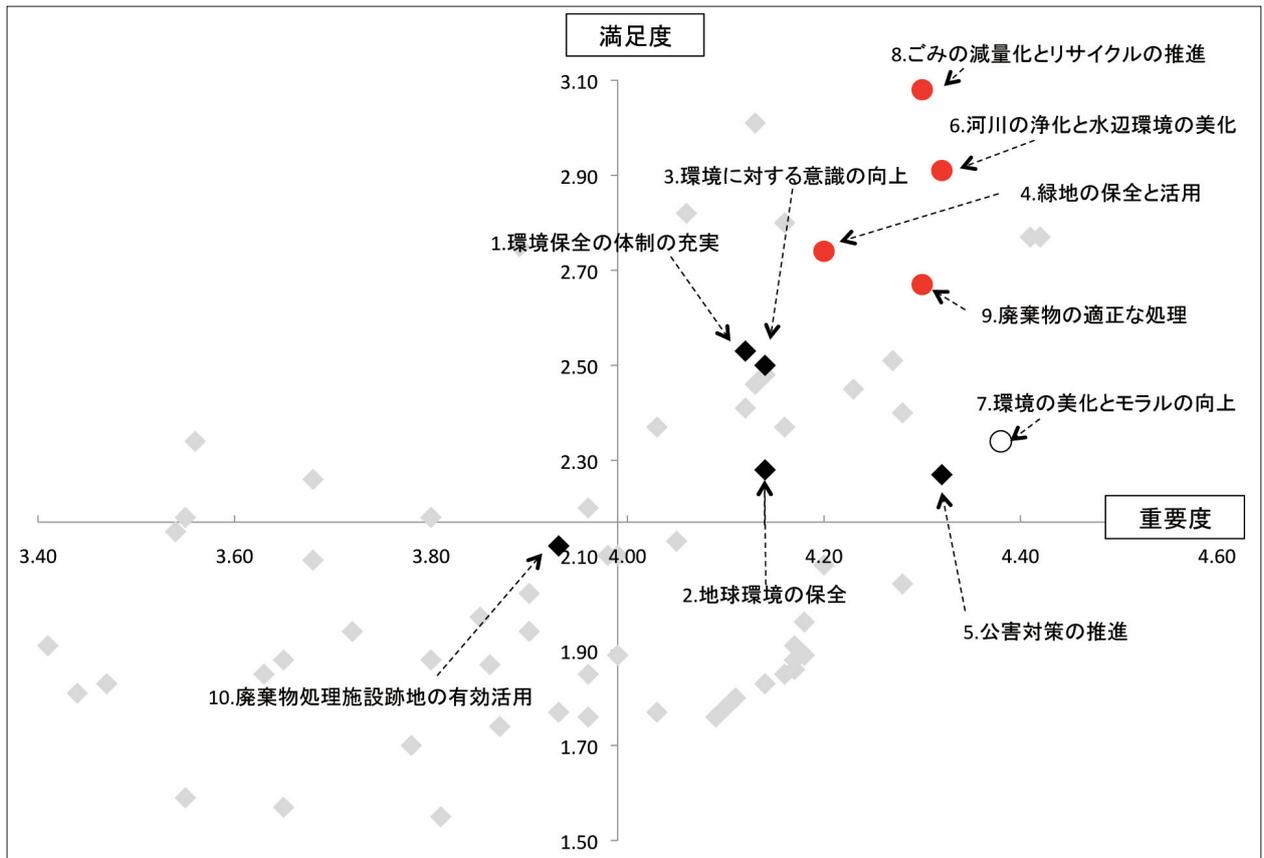
4

5

後期基本計画の達成状況

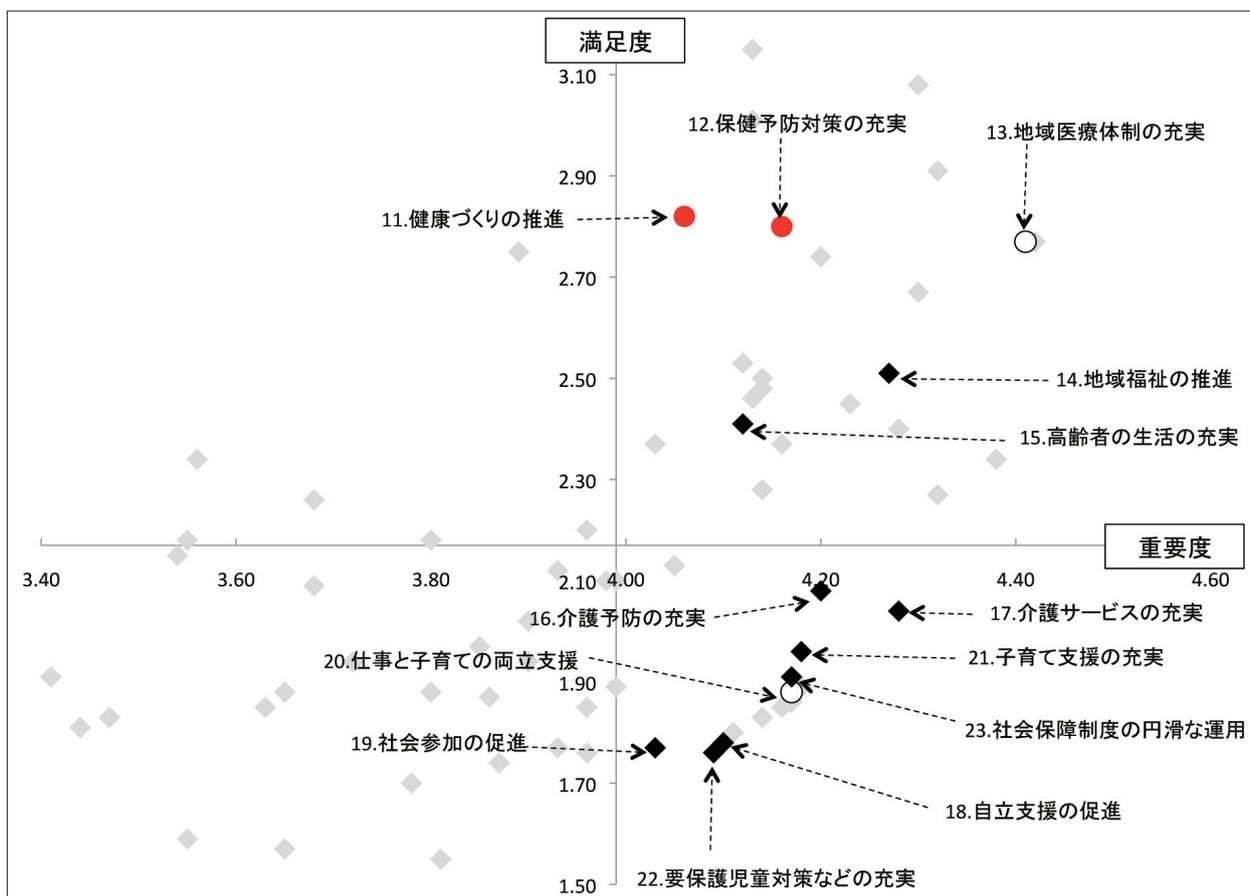
第1章 環境共生

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 環境保全の総合的な推進	1. 環境保全の体制の充実	1	A	2.53	4.12
	2. 地球環境の保全	2	B	2.28	4.14
	3. 環境に対する意識の向上	3	B	2.50	4.14
第2節 緑地保全の推進	1. 緑地の保全と活用	4	B	2.74	4.20
第3節 快適な生活環境の確保	1. 公害対策の推進	5	A	2.27	4.32
	2. 河川の浄化と水辺環境の美化	6	B	2.91	4.32
	3. 環境の美化とモラルの向上	7	A	2.34	4.38
第4節 循環型社会の形成	1. ごみの減量化とリサイクルの推進	8	A	3.08	4.30
	2. 廃棄物の適正な処理	9	B	2.67	4.30
	3. 廃棄物処理施設跡地の有効活用	10	B	2.12	3.93



第2章 健康福祉

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 健康づくりの推進と保健・医療の充実	1.健康づくりの推進	11	A	2.82	4.06
	2.保健予防対策の充実	12	A	2.80	4.16
	3.地域医療体制の充実	13	A	2.77	4.41
第2節 地域福祉の充実	1.地域福祉の推進	14	B	2.51	4.27
第3節 高齢者福祉の充実	1.高齢者の生活の充実	15	C	2.41	4.12
	2.介護予防の充実	16	B	2.08	4.20
	3.介護サービスの充実	17	B	2.04	4.28
第4節 障害者福祉の充実	1.自立支援の促進	18	A	1.78	4.10
	2.社会参加の促進	19	A	1.77	4.03
第5節 児童福祉の充実	1.仕事と子育ての両立支援	20	A	1.88	4.17
	2.子育て支援の充実	21	A	1.96	4.18
	3.要保護児童対策などの充実	22	B	1.76	4.09
第6節 社会保障の推進	1.社会保障制度の円滑な運用	23	B	1.91	4.17

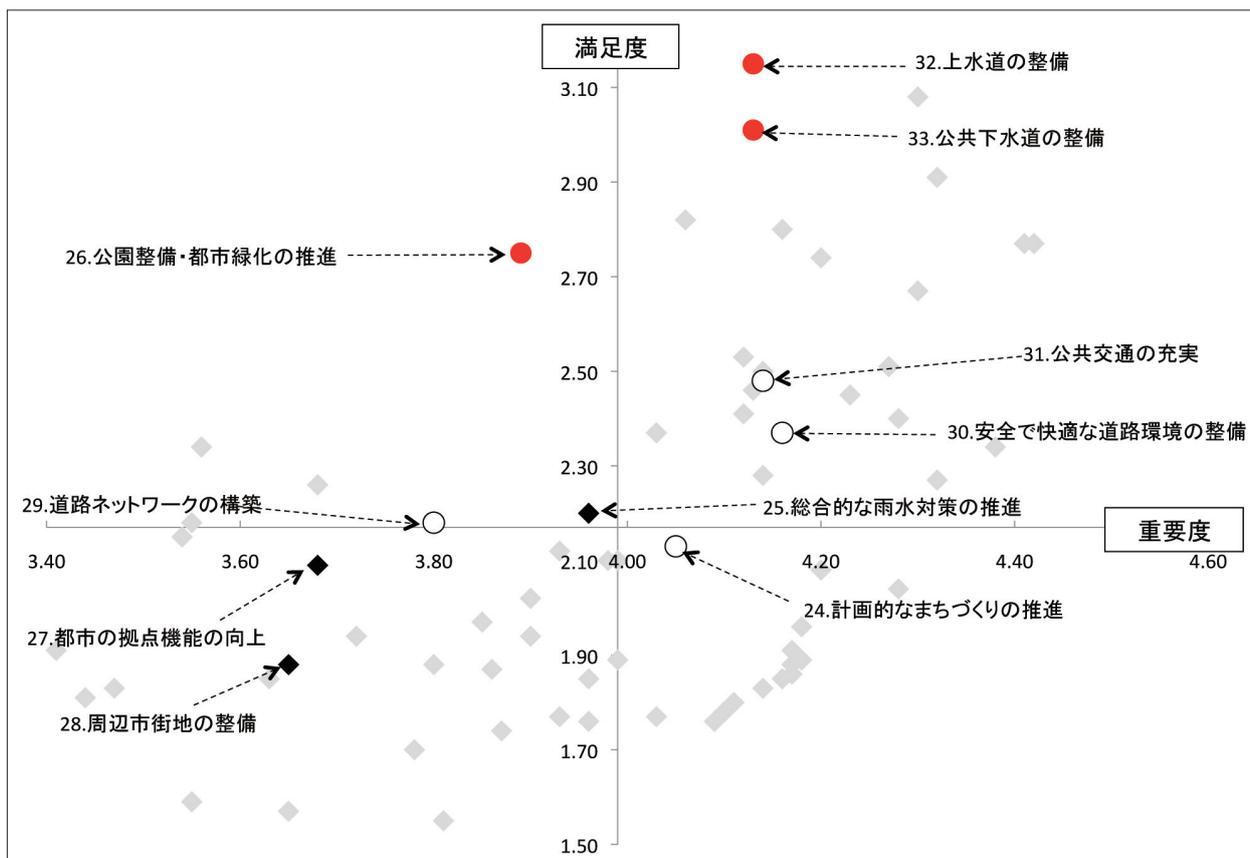


- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

後期基本計画の達成状況

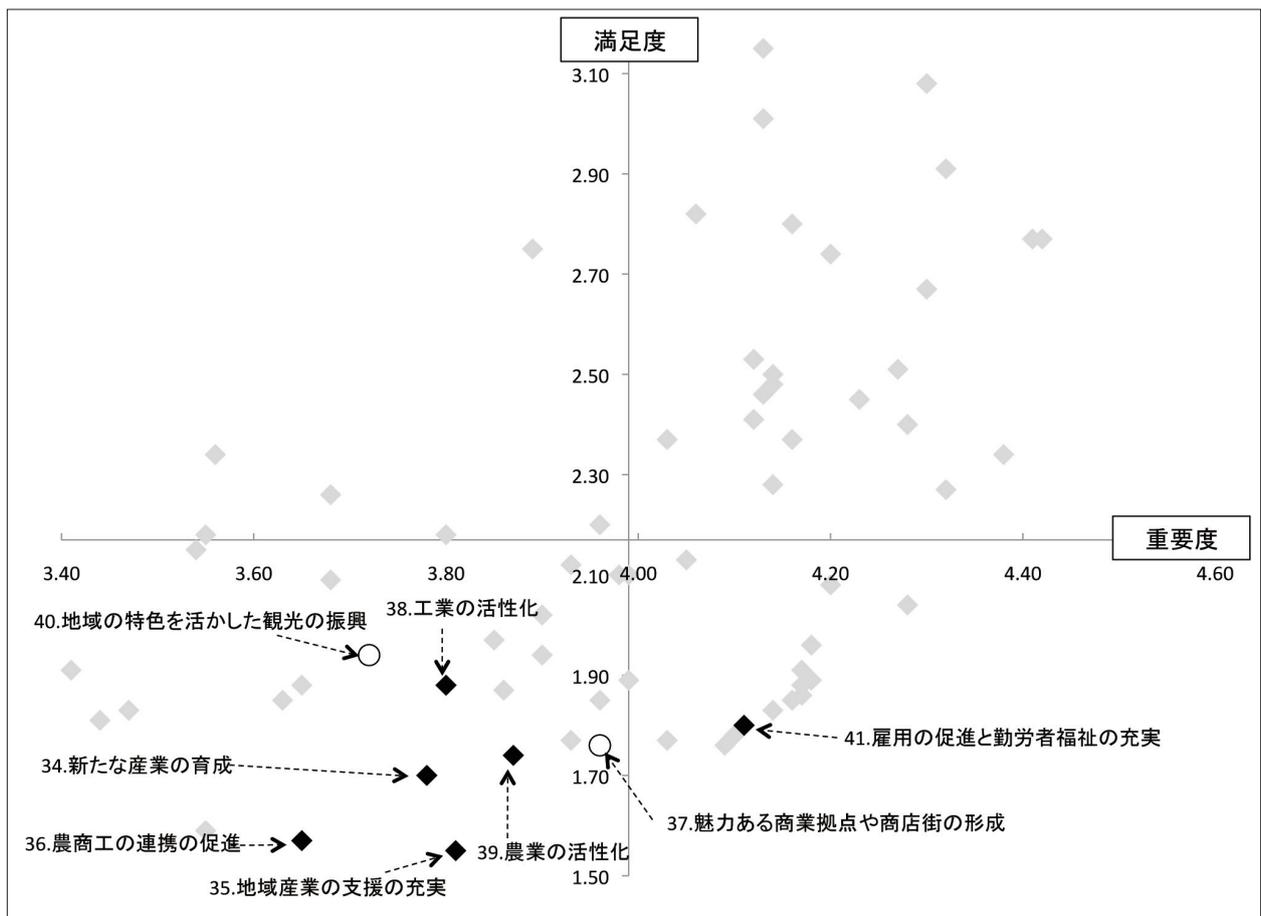
第3章 都市基盤

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 安全で快適なまちづくりの推進	1. 計画的なまちづくりの推進	24	A	2.13	4.05
	2. 総合的な雨水対策の推進	25	A	2.20	3.96
	3. 公園整備・都市緑化の推進	26	A	2.75	3.89
第2節 良好な市街地の整備	1. 都市の拠点機能の向上	27	A	2.09	3.68
	2. 周辺市街地の整備	28	C	1.88	3.65
第3節 道路・交通網の整備・充実	1. 道路ネットワークの構築	29	A	2.18	3.80
	2. 安全で快適な道路環境の整備	30	B	2.37	4.16
	3. 公共交通の充実	31	A	2.48	4.14
第4節 上下水道の整備	1. 上水道の整備	32	A	3.15	4.13
	2. 公共下水道の整備	33	A	3.01	4.13



第4章 産業経済

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 総合的な産業振興の推進	1. 新たな産業の育成	34	C	1.70	3.78
	2. 地域産業の支援の充実	35	A	1.55	3.81
	3. 農商工の連携の促進	36	A	1.57	3.65
第2節 地域産業の振興	1. 魅力ある商業拠点や商店街の形成	37	C	1.76	3.96
	2. 工業の活性化	38	B	1.88	3.80
	3. 農業の活性化	39	A	1.74	3.87
	4. 地域の特色を活かした観光の振興	40	A	1.94	3.72
第3節 雇用と労働環境の充実	1. 雇用の促進と勤労者福祉の充実	41	A	1.80	4.11



1

2

3

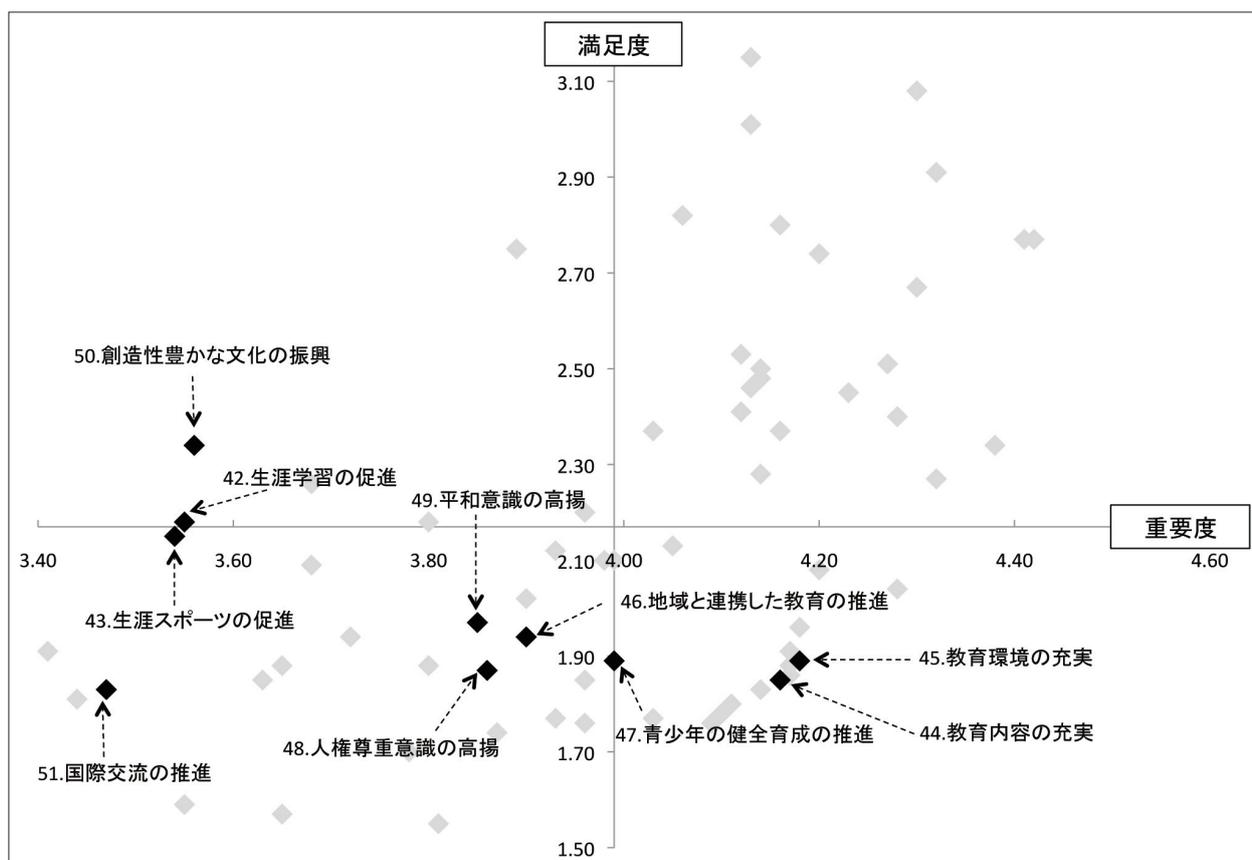
4

5

後期基本計画の達成状況

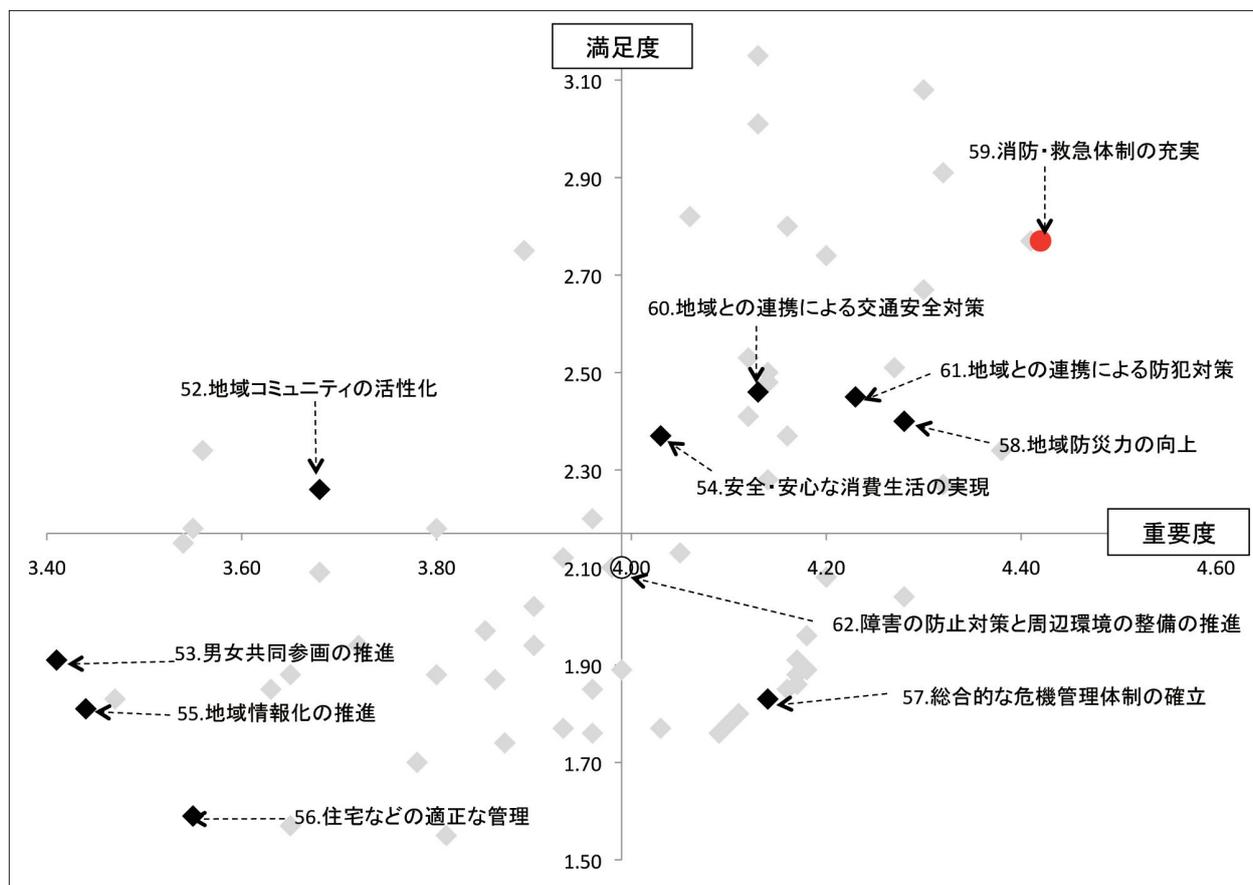
第5章 教育文化

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 生涯学習の振興	1.生涯学習の促進	42	A	2.18	3.55
	2.生涯スポーツの促進	43	B	2.15	3.54
第2節 学校教育の充実	1.教育内容の充実	44	B	1.85	4.16
	2.教育環境の充実	45	A	1.89	4.18
	3.地域と連携した教育の推進	46	A	1.94	3.90
第3節 青少年の健全育成	1.青少年の健全育成の推進	47	A	1.89	3.99
第4節 人権と平和の尊重	1.人権尊重意識の高揚	48	A	1.87	3.86
	2.平和意識の高揚	49	A	1.97	3.85
第5節 市民文化の振興と国際化への対応	1.創造性豊かな文化の振興	50	A	2.34	3.56
	2.国際交流の推進	51	A	1.83	3.47



第6章 市民生活

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 自立した地域社会の実現	1. 地域コミュニティの活性化	52	A	2.26	3.68
	2. 男女共同参画の推進	53	C	1.91	3.41
	3. 安全・安心な消費生活の実現	54	A	2.37	4.03
第2節 情報化の推進	1. 地域情報化の推進	55	B	1.81	3.44
第3節 住宅・建築物の充実	1. 住宅などの適正な管理	56	B	1.59	3.55
第4節 防災・消防体制の充実	1. 総合的な危機管理体制の確立	57	C	1.83	4.14
	2. 地域防災力の向上	58	B	2.40	4.28
	3. 消防・救急体制の充実	59	B	2.77	4.42
第5節 交通安全・防犯対策の充実	1. 地域との連携による交通安全対策	60	C	2.46	4.13
	2. 地域との連携による防犯対策	61	A	2.45	4.23
第6節 基地対策の充実	1. 障害の防止対策と周辺環境の整備の推進	62	A	2.10	3.99

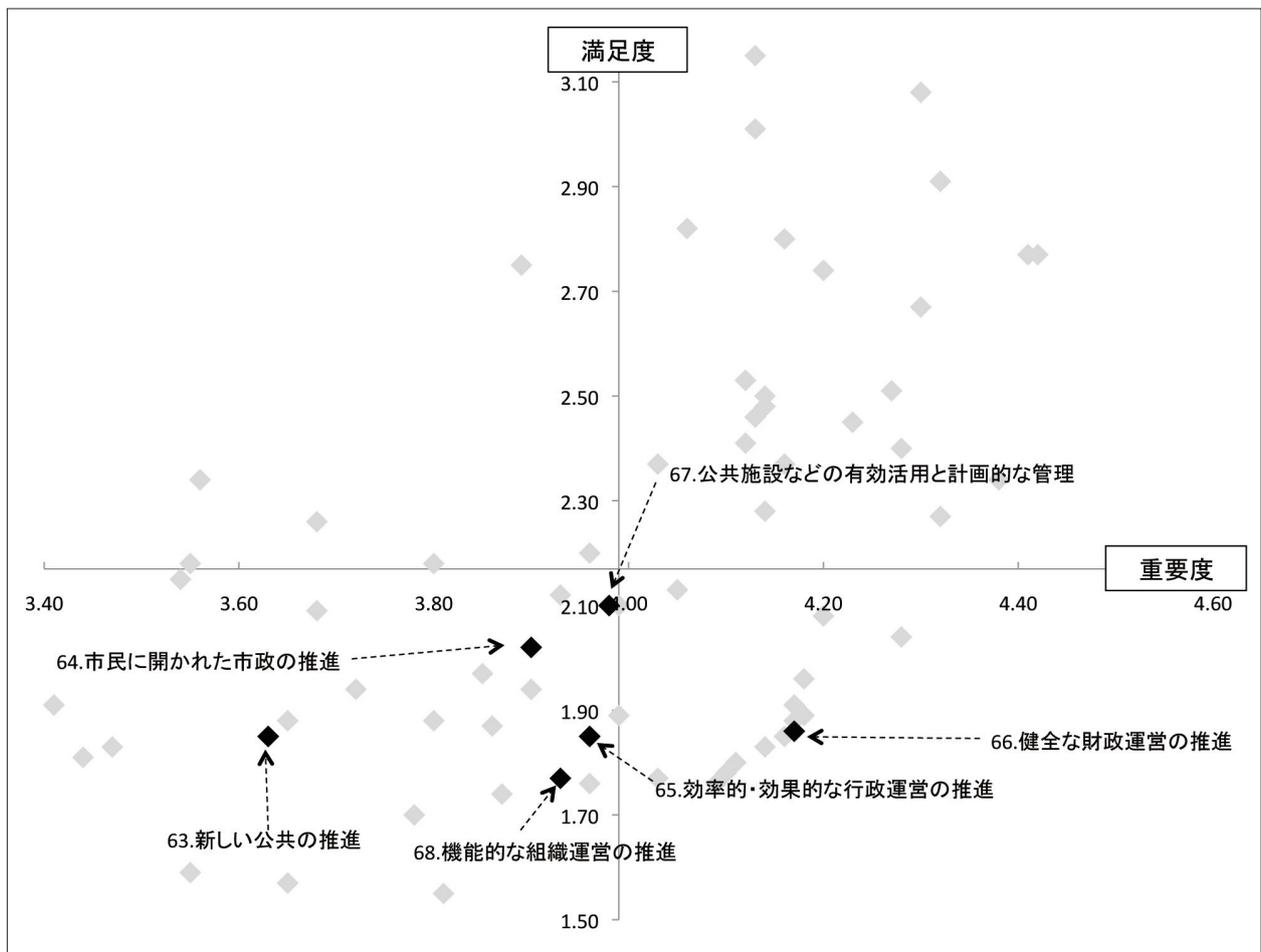


5

後期基本計画の達成状況

第7章 計画推進

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 市民参画と協働によるまちづくりの推進	1.新しい公共の推進	63	A	1.85	3.63
	2.市民に開かれた市政の推進	64	A	2.02	3.90
第2節 健全な行財政運営の推進	1.効率的・効果的な行政運営の推進	65	B	1.85	3.96
	2.健全な財政運営の推進	66	B	1.86	4.17
	3.公共施設などの有効活用と計画的な管理	67	C	2.10	3.98
	4.機能的な組織運営の推進	68	A	1.77	3.93



Ⅱ 基本構想

第1章

まちづくりの基本理念

本市は、先人たちの努力と情熱によって、豊かな自然環境を育みながら、首都近郊の住宅都市として、また、優良な企業が多数立地する県内有数の工業都市として、発展を続けてきました。

しかし、近年は、人口急増期に転入した市民が高齢期を迎え、少子高齢化と人口減少が続いています。また、同時期に整備された公共施設やインフラが老朽化するなど、まちの魅力や活力を維持していくことが困難になってきています。

このようななか、本市では、伝統と文化を大切にしながら、新しい狭山の創造を目指し、次の基本理念に基づき、市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働して、情熱を持って次世代につながる元気なまちづくりに取り組みます。

基本理念 1 環境と共生するまちづくり

武蔵野の豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、将来にわたって守り、次の世代へと引き継いでいく、環境と共生するまちづくりを進めます。

基本理念 2 だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり

地域の人々がともに支え合い、子どもが健やかに育ち、だれもがそれぞれのライフスタイルに合わせて、幸せに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

基本理念 3 快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気のあるまちづくり

商業、業務、文化、居住などの機能が集積した拠点や、地域の特性を活かした拠点を形成し、これらがネットワークする快適な都市空間を構築するとともに、産業を活性化し、活気のあるまちづくりを進めます。

基本理念 4 学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり

子どもたちにこれからの社会を生きる力を育むとともに、誰もが生涯にわたり学び続けることができる学習環境を整備し、創造と交流に培われた市民文化の振興と相まって、人を育み、心の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

基本理念 5 人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり

地域での人と人のつながりを大切に、信頼関係を築くことにより、地域社会に支えられた安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

第2章 将来像

まちづくりの基本理念に基づいて、本市が目指す将来像を次のように定めます。

緑と健康で豊かな文化都市

この将来像を実現するためのまちづくりの柱を次のように定めます。

- 
1 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～
- 
2 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～
- 
3 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～
- 
4 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～
- 
5 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～
- 
6 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

第1章

第2章

第3章

第4章

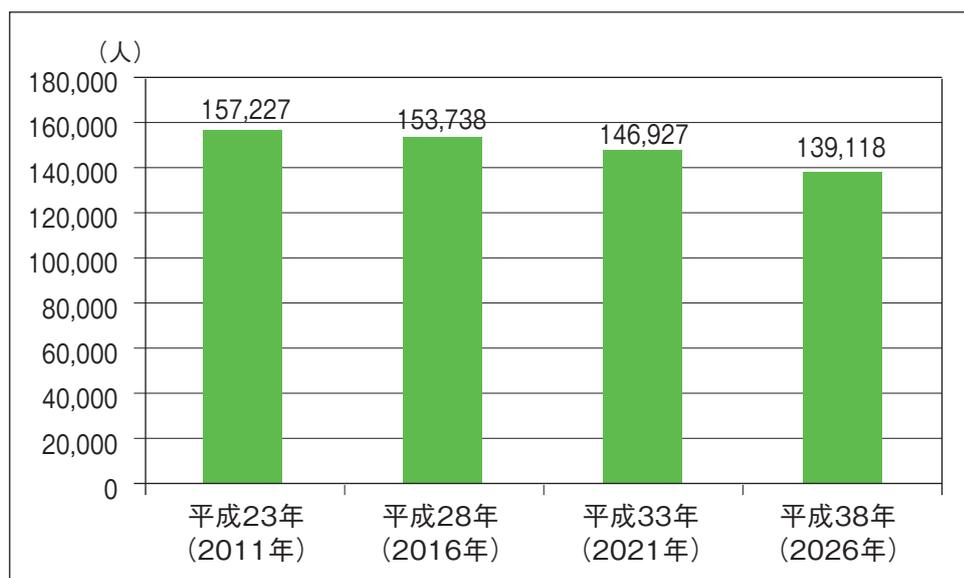
第5章

第6章

第3章 将来人口

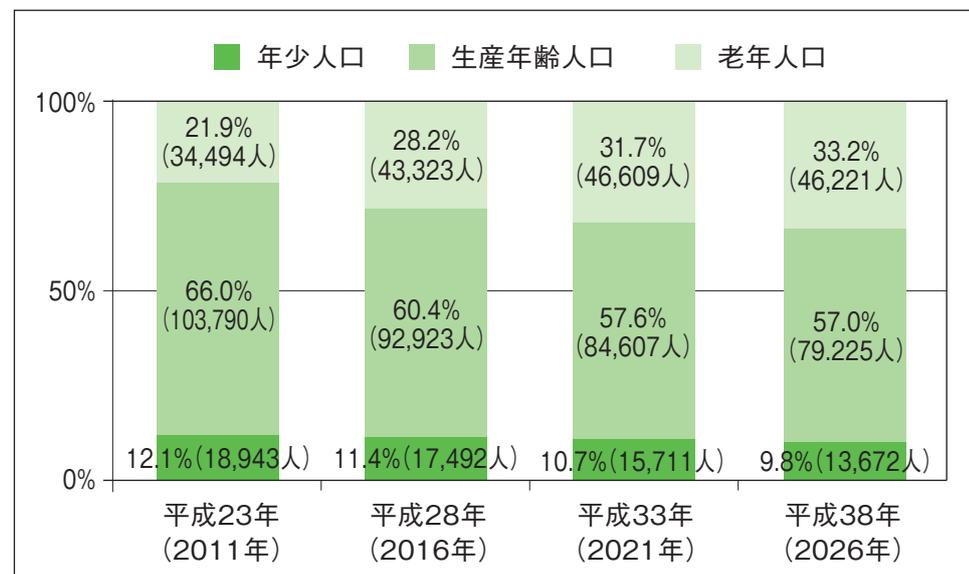
本構想の目標年次である平成37年度(2025年度)の人口は、おおむね139,000人と推計されますが、本構想に基づく各種の施策を着実に実施し、特に若い世代の定住と市外からの移住の促進に積極的に取り組むことにより、140,000人台の人口を維持していきます。

■ 人口の見通し



※各年1月1日現在人口(平成23年と平成28年は実績、平成33年以降は見通し)

■ 年齢3区分別人口の見通し



※各年1月1日現在人口(平成23年と平成28年は実績、平成33年以降は見通し)

第4章

土地利用構想

第1節 土地利用の方針

土地は、現在そして将来にわたり、かけがえのない貴重な資源であり、市民生活や事業活動などの基盤となるものです。

将来像の実現に向けて、次の方針に基づいて秩序ある土地利用を進めます。

- ① 緑豊かな自然環境を次の世代へ引き継いでいくため、緑地などの保全を優先するなかで、これと共生する土地利用を進めます。
- ② 農業の振興や都市のオープンスペースの確保のため、優良な農地の保全を優先するなかで、これと調和する土地利用を進めます。
- ③ 愛着を持って住み続けられる安全で快適な住環境の形成のための、市街地の整備改善を進めます。
- ④ 一体性・連続性のある効率的なまちづくりのため、市街地の計画的な整備を進めます。
- ⑤ 交通の利便性の高いまちづくりに向けて、道路網の整備や公共交通の維持・充実などと連携した土地利用を進めます。
- ⑥ 都市としての自立性や活力の創出のため、商業・業務機能などの集積や産業の立地を促進する土地利用を進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2節 都市構造

1. 拠点地区の形成

(1) 中枢拠点

狭山市駅周辺地区については、狭山市駅西口周辺地区整備事業及び狭山市駅東口土地区画整理事業の整備効果を活かし、商業、業務、文化、居住などの都市機能の充実を図り、本市の中枢拠点の形成を進めます。

狭山市駅に近接する入間川地区については、周辺環境と調和した土地利用の転換を進め、新たな市街地を形成することにより、中枢拠点を拡大します。

(2) 地域拠点

入曽駅周辺地区について、地域の経済活動などの特性を踏まえた地域拠点としての市街地形成を進めるとともに、新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持保全を図ります。

稻荷山公園駅周辺地区について、既存の公共施設や文教施設を活かした地域拠点の形成を進めます。

(3) 工業・流通拠点

既存の工業団地について、工業拠点にふさわしい環境の整備を進めます。

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)狭山日高インターチェンジ周辺地域について、既存の工業団地の拡張に向け、土地利用の転換を図り、成長分野産業や流通業を中心とした新たな工業・流通拠点の形成を進めます。

(4) 水と緑の拠点

入間川などの河川をはじめとして、智光山公園、堀兼・上赤坂公園、県営狭山稻荷山公園や南部の平地林について、保全や整備を通じて、水と緑の拠点の形成を図ります。

2. 交通網の形成

広域や近隣の都市を結ぶとともに都市の骨格を形成する主要幹線道路や幹線道路の整備を促進します。

市内の各地域を連絡する地域内幹線道路の整備を計画的に進め、良好な交通ネットワークの構築を進めます。

市民生活の利便性や安全性の向上を図るため、生活道路の整備を進めます。

公共交通について、鉄道やバスによる輸送の充実を図ります。

《都市構造図》



凡例

	中枢拠点		自動車専用道路		地域内幹線道路（構想）
	地域拠点		主要幹線道路		核都市広域幹線道路（構想）
	工業・流通拠点		幹線道路		主要な緑地
	緑の拠点		地域内幹線道路		鉄道・駅
	水の拠点		都市計画道路 以外の県道		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第3節 都市的土地利用と自然的土地利用

1. 都市的土地利用

(1) 住宅地

既存の住居系地区について、良好な住環境の形成に向けて、計画的な整備改善を進めます。

(2) 商業・業務地

狭山市駅周辺地区について、本市の中心市街地として、商業・業務地の拡充などを通じて、土地の有効利用を進め、商業、業務、文化などの各種都市機能の充実を図ります。

入曽駅周辺地区について、商業・業務地の拡充などを図るとともに、新狭山駅周辺地区については、商業機能など都市機能を充実させます。

(3) 工業地

既存の工業地区及びその周辺で工業地としての立地条件を備えた地区について、工業地としての環境整備を進めます。

住居が混在する工業系地区について、工場立地の適正化や市街地環境の改善を進めます。

(4) 公園・緑地

智光山公園などの大規模公園について、緑の拠点として、また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、機能の充実を進めます。

市民に身近な公園について、憩いとやすらぎの場として、計画的な整備を進めます。

市街地に残された緑地を保全するとともに、市街地の緑化を推進し、緑豊かな街並み形成を進めます。

2. 自然的土地利用

(1) 樹林地

平地林や斜面林などについて、緑豊かな自然環境を保全することを優先に、適正な土地利用を進めます。

(2) 農用地

市街化調整区域内の農用地について、優良な農地を保全することを優先に、適正な土地利用を進めます。

土地利用転換等を進める場合には、周辺環境と調和した土地利用を進めます。

(3) 集落地等

生活の利便性や快適性の向上を図るため、生活環境の整備改善を進めます。

市街地の周辺などに位置し、市街地としての立地条件を備えた地区について、都市的な土地利用への転換を図る場合は、周辺環境と調和した土地利用を進めます。

3. 土地利用転換

狭山市駅に近接する入間川地区は、本市の中核拠点の拡充に向け、土地利用の転換を進めます。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域は、その利便性を活かし、工業団地の拡張に向け、土地利用の転換を進めます。

既存の工業地区の周辺で工業地としての立地条件を備えた地区については、工業・流通機能などの立地を促進します。

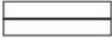
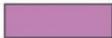
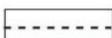
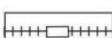
幹線道路などの沿道については、交通の利便性を活かして、商業機能や流通機能などの立地を促進します。

Ⅱ. 基本構想

《土地利用構想図》



凡例

	住宅地		樹林地		主な道路		土地利用転換構想地区
	商業・業務地		農用地		主な道路(構想)		
	工業地		集落地等		河川		
	公園・緑地				鉄道・駅		



Ⅱ. 基本構想

第5章 施策の大綱

第1節 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

- 環境共生都市※の実現に向け、市民・市民団体・事業者などと協働して、環境に優しい市民生活や事業活動を促進します。
- 持続可能な社会の実現に向け、地球環境や自然環境の保全に取り組みます。
- 水や緑に恵まれた豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくため、環境への負荷を減らすとともに、環境の美化に取り組みます。
- 循環型社会の形成に向け、ごみの発生を抑制するとともに、発生したごみについても、分別とリサイクルを徹底し、適正に処理します。

第2節 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

- 住み慣れた地域で幸せに生き生きと暮らせるよう、市民の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活福祉課題を抱える世帯を横断的かつ包括的に支援するため、総合支援体制を整備します。
- 疾病の発生を予防するとともに、早期発見、早期治療するため、乳幼児から高齢者にいたるライフサイクルに応じた健康診査などの充実を図ります。また、地域医療や救急医療体制の充実・強化を進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの推進を図るとともに、高齢者が持つ知識や経験が活かされ、生きがいを持って暮らせる社会の実現を図ります。
- 障害者の自立及び社会参加を支援するため、地域で障害者を支えていく仕組みを整備します。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠時からの支援を充実するとともに、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めます。
- 社会保障制度の適切な運用を図り、生活の自立と安定に向けた支援を推進します。

※環境共生都市とは

(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第3節 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

- 将来にわたって快適に暮らせる生活空間を形成するため、駅周辺などにまちの拠点を整備し、都市機能の集積を図るとともに、これらの拠点を結ぶ幹線道路や公共交通機関を充実し、良好な交通ネットワークを構築します。
- 歩行者や自転車の通行空間を確保するなど、安全で便利な道路環境を整備します。
- いっ水を防止するため、河川や水路の整備や改修、雨水の流出抑制に取り組みます。
- 公園や緑地をバランスよく配置し、市民の憩いの場として活用します。
- 快適で安全・安心な生活を維持するとともに、安定した産業活動を維持するため、老朽化が進む道路、橋りょう、水道・下水道施設の更新と長寿命化を推進します。また、災害に備え、橋りょうや水道・下水道施設の耐震化を推進します。

第4節 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～

- 地域産業の活性化を図るため、企業誘致を推進するとともに、起業や事業拡大を促進します。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域や既存の工業地区の周辺などについては、新たな産業拠点の形成や、既存の産業拠点の機能の拡充を推進します。
- 農業の活性化を図るため、首都近郊の立地条件を活かし、安全で安心な農産物を消費者に提供するとともに、農産物のブランド化などを推進し、農業の魅力を高めていきます。また、地産地消を推進し、市民の農業に対する理解を深めるとともに、農業の担い手を確保し、生産性の向上を図ります。
- 工業の活性化を図るため、既存工場の活動を支援するとともに、工場の新設及び拡張を支援します。
- 地域商業の活性化を図るため、商業集積の多様化や商業活動の活性化などを図ります。
- 雇用機会の拡充やだれもが働きやすい職場環境の実現を図り、また、中小企業の勤労者や事業主のための福利厚生を充実します。
- 観光の振興を図るため、入間川七夕まつりをはじめとする観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の開発や情報の発信を進めます。

第5節 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～

- 生涯にわたり誰もが豊かに学ぶとともに、その成果を社会のなかで活かすことができるように、学習の機会や場の充実を図ります。また、市民の健康や体力の増進と生きがいの醸成のために、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。
- 子どもたちの個性や創造性を伸ばすとともに、確かな学力の定着と体力の向上及び豊かな心の育成を図り、これらを通じて、子どもたちにこれからの社会を生きる力を育みます。
- 家庭や地域と連携し、青少年に人のつながりを大切にする心や人を思いやる心を育み、社会で生きる倫理観や地域社会に対する理解の醸成を図ります。
- 人権尊重意識を高め、差別のない明るい社会の実現を図ります。国際交流を推進し、異文化に対する理解の醸成を図ります。また、平和に対する意識を高めます。
- 市民が創造性を発揮して様々な芸術文化活動に取り組むとともに、芸術文化に対する市民の理解と関心を高めるため、活動の機会や場の充実を図ります。

第6節 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

- 地域のコミュニティ活動を促進し、コミュニティに支えられた心豊かな地域社会の実現を進めます。
- 男女平等意識を高揚し、男女共同参画を推進することにより、男女がともに支え合う社会の実現を進めます。
- 様々な分野で積極的に情報を活用し、安全・安心で便利な地域社会の実現を図ります。
- 快適な住生活を実現するため、多様な民間住宅の供給を促進するとともに、公的住宅へのニーズに的確に対応します。高齢者や障害者などが住みやすい住宅の確保に取り組むとともに、民間住宅などの耐震改修を促進します。
- 埼玉西部消防組合と連携し、消防・救急体制の充実を図るとともに、消防団、自治会などと連携し、自助・共助・公助の理念のもと、防災体制や災害応急対策の充実や地域防災力の強化を図ります。
- 地域と連携し、交通安全対策や防犯対策を推進します。
- 基地に起因する障害を軽減し、基地周辺の生活環境の向上を図ります。

この構想を実現するため、すべての施策に共通するものとして、次の取り組みを進めます。

- まちづくりに主体的に取り組む市民、市民団体、事業者などとの連携を図り、それぞれが役割と責任を分担する「協働によるまちづくり」を進めます。
- 本市が有する様々な魅力を広く内外に発信するなど、積極的なシティプロモーション活動により、本市の知名度の向上を図ります。
- 市民ニーズを的確に把握し、明確なビジョンを定め、適切な進行管理を行うことにより、計画的かつ効率的な財政運営や弾力的な組織運営を図ります。
- 様々な行政課題に対し、広域的な視点から効率的・効果的に対応するため、周辺自治体との連携を推進します。
- 民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図るため、公民連携を推進します。
- 若い世代の定住と市外からの移住を促進し、まちの活力を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的に推進します。

Ⅲ 前期基本計画

1. 重点テーマ
2. 施策体系図
3. 施策の見方

1. 重点テーマ

前期基本計画では、第4次総合計画の前半にあたる5年間において重点的に取り組むべきテーマとして、市長の公約事項にも沿った内容で、4つの重点テーマを設定するとともに、それぞれに該当する施策を明らかにしています。



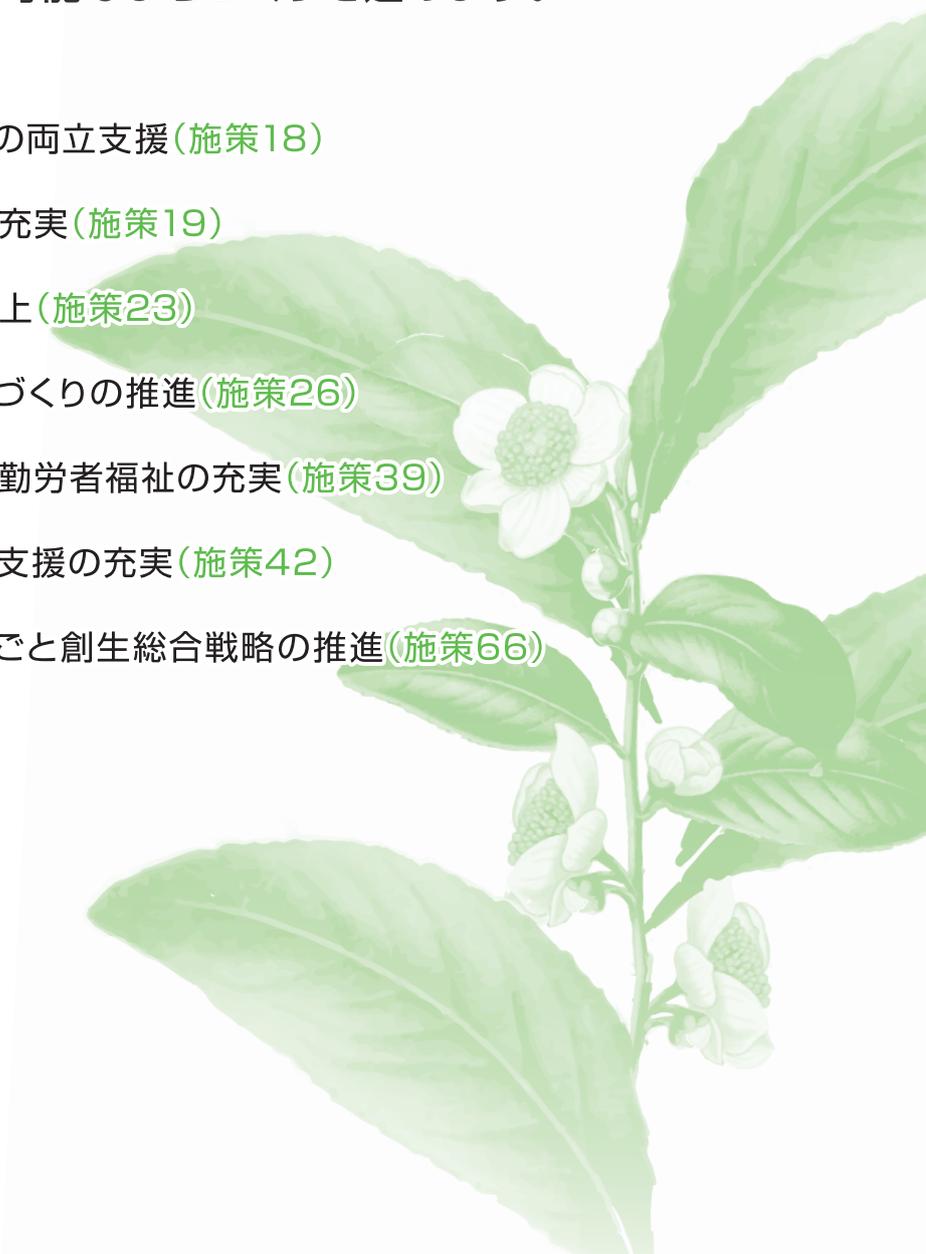
テーマ1

若い世代を増やす (ひと)



まちの活力の源は「人」です。これからのまちづくりには、特に若い世代のエネルギーが必要です。少子化と人口減少の進行を抑制し、持続可能なまちづくりを進めます。

- 仕事と子育ての両立支援(施策18)
- 子育て支援の充実(施策19)
- 都市機能の向上(施策23)
- 住みよいまちづくりの推進(施策26)
- 雇用の促進と勤労者福祉の充実(施策39)
- 教育の内容と支援の充実(施策42)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)



テーマ2

まちと産業に活力を (まち・しごと)



元気な産業とそれを支える都市基盤の整備は、これからもますます重要です。快適な都市空間を構築し、産業を活性化し、活気のあるまちづくりを進めます。

- 都市機能の向上(施策23)
- 計画的な土地利用転換(施策30)
- 新たな企業・事業者の育成(施策33)
- 地域産業の支援の充実(施策34)
- 地域商業の活性化(施策35)
- 工業の活性化(施策36)
- 農業の活性化(施策37)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)

テーマ3

楽しめる健康高齢社会を (健康長寿)



「いつまでも元気でいたい」という願いは誰でも同じです。子どもから高齢者まで健康でいることが当たり前となるよう、健康第一の地域づくりを進めます。

- 健康づくりの推進(施策10)
- 保健予防の充実(施策11)
- 高齢者の生活の充実(施策13)
- 地域包括ケアの推進(施策14)
- 公共交通の充実(施策25)
- 生涯学習の促進(施策40)
- 生涯スポーツの促進(施策41)
- 総合的な危機管理防災体制の充実(施策55)
- 地域との連携による防犯対策(施策58)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)

テーマ4

市政運営をみんなの力で
(協働)

行政だけで地域の課題を解決することは、ますます難しくなっています。市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働しながら、次世代につながる元気なまちづくりを進めます。

- 協働の推進(施策60)
- 積極的な情報発信と情報活用の促進(施策61)
- 効率的・効果的な行政運営の推進(施策62)
- 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止(施策64)
- 機能的で活力のある組織運営の推進(施策65)

2. 施策体系図



章	節	施策
4 産業経済	1 総合的な産業振興の推進	33 新たな企業・事業者の育成
		34 地域産業の支援の充実
		35 地域商業の活性化
	2 地域産業の振興	36 工業の活性化
		37 農業の活性化
		38 狭山の地域資源を活用した観光の推進
		39 雇用の促進と勤労者福祉の充実
	3 雇用と労働環境の充実	
	5 教育文化	1 生涯学習の促進
41 生涯スポーツの促進		
2 学校教育の充実		42 教育の内容と支援の充実
		43 教育環境の充実
		44 家庭や地域との連携
3 青少年の健全育成		45 青少年の健全育成
4 人権と平和の尊重		46 人権尊重意識の高揚
		47 平和意識の高揚
5 市民文化の振興と国際化への対応		48 創造性豊かな文化の振興
		49 国際交流の推進
6 市民生活	1 自立した地域社会の実現	50 地域コミュニティの活性化
		51 男女共同参画の推進
		52 安全・安心な消費生活の実現
	2 情報化の推進	53 地域情報化の推進
	3 住宅・建築物の充実	54 住宅などの適正な管理
	4 防災・消防体制の充実	55 総合的な危機管理防災体制の充実
		56 消防・救急体制の充実
	5 交通安全・防犯対策の充実	57 地域との連携による交通安全対策
58 地域との連携による防犯対策		
6 基地対策の充実	59 基地周辺環境の整備の推進	
7 計画推進	1 協働によるまちづくりの推進	60 協働の推進
		61 積極的な情報発信と情報活用の促進
		62 効率的・効果的な行政運営の推進
	2 健全な行財政運営の推進	63 健全な財政運営の推進
		64 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止
		65 機能的で活力のある組織運営の推進
	3 まち・ひと・しごと創生の推進	66 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

3. 施策の見方

Ⅲ. 前期基本計画

1

施策 1 環境保全の体制の充実

施策の目指す姿

市民、市民団体、事業者などと市が連携して、環境の保全に向けた取り組みが総合的に推進されることにより、環境に優しい市民生活や事業活動などが営まれ、環境共生都市*が実現しています。

施策の現状

本市では、市民などの意向を反映した狭山市環境基本計画*を策定するとともに、市民団体、事業者などとの協働による環境保全に向けた取り組みを積極的に行っています。また、毎年度、各種活動状況や調査結果をまとめた環境レポートを作成し、公式ホームページなどで公表しています。事業者は、ISO14001*やエコアクション21*を活用した環境保全を展開しています。また、市民団体は、それぞれの活動とともに、各団体が連携した取り組みを行っています。狭山市環境基本計画の進行管理は、ISO14001を活用した狭山市環境マネジメントシステムで行っています。

施策の課題

●環境共生都市の実現に向け、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。また、狭山市環境マネジメントシステムについても、継続的な改善と効果的展開が必要です。

主なとりくみ

(1)市民、市民団体、事業者などとのパートナーシップの形成

- 市民、市民団体、事業者などの主体的な環境保全活動への支援を通じて、パートナーシップの充実を図り、協働して環境保全に取り組みます。

(2)狭山市環境マネジメントシステムの推進

- 狭山市環境マネジメントシステムの推進項目の検証や進行管理の徹底などにより、システムの継続的な改善を行い、環境保全の推進体制の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
環境保全活動に係る協働事業実施件数	18件	30件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 環境保全のための取り組みの理解を深め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 団体間の連携をさらに深め、協働による取り組みを広げていきましょう。
- 事業者は、全ての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などに取り組みましょう。

※環境共生都市とは
 (1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。
 ※狭山市環境基本計画とは
 狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点を置いた考え方や望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

● 施策番号、名称

● 施策の推進により、平成32年度末にどのような状態になっているか、理想とする姿として記述しています。

● 市が主に取り組んできた内容や、施策を取り巻く環境の変化など、施策の現状を記述しています。

● 施策の目指す姿と現状を踏まえ、今後5年間を見据え、取り組むべき課題を記述しています。

● 施策の課題を解決するための具体的なとりくみ内容を記述しています。

● 施策の目標を成果指標で示しています。ただし、適当な成果指標がない場合は、活動指標で示しています。年度合計、年度平均で表し、累計の場合は年度末までの累計です(特に記述がある場合を除く)。

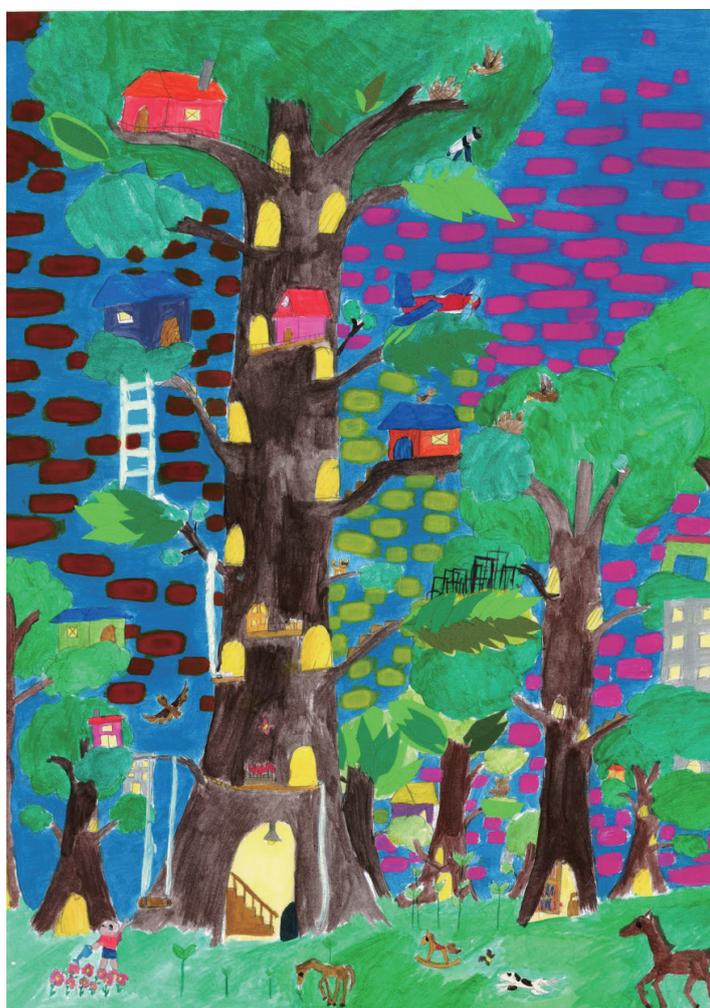
● 施策を推進するために、市民・市民団体・事業者などの皆さんに期待する行動や役割を記述しています。

● 解説や補足が必要な本文中の用語に対して、脚注として説明を記載しています。

第1章 環境共生

～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



(狭山台中学校 1年)

「耳をすませばきれいな緑がささやくまち」

(狭山台小学校 6年)

第1章 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～	1	環境保全の総合的な推進	1	環境保全の体制の充実	(1)	市民、市民団体、事業者などとのパートナーシップの形成
					(2)	狭山市環境マネジメントシステムの推進
			2	地球環境の保全	(1)	地球温暖化対策の推進
			(2)	エネルギー対策の推進		
			(3)	生態系の保全		
		3	環境に対する意識の向上	(1)	地域での環境学習の推進	
			(2)	学校での環境学習の推進		
	2	緑地保全の推進	4	緑地の保全と活用	(1)	緑地の指定や公有地化の推進
					(2)	緑地の活用と保全活動の推進
	3	快適な生活環境の確保	5	環境保全対策の推進	(1)	水質・大気汚染などの防止
					(2)	環境調査事業の充実
			6	環境の美化と生活環境の保全	(1)	身近な環境に対する意識啓発
					(2)	水辺の環境美化活動の促進
		(3)	空き家対策の推進			
	4	循環型社会の形成	7	ごみの減量化とリサイクルの推進	(1)	4Rの普及啓発・教育の充実
					(2)	ごみ発生抑制の推進
(3)					廃棄物のリサイクル推進	
8			廃棄物の適正な処理	(1)	廃棄物収集体制の効率的な運用	
	(2)	廃棄物処理施設の適正な管理と更新				
	(3)	廃棄物処理施設跡地の適切な管理と有効活用				

施策 1

環境保全の体制の充実

施策の目指す姿

市民、市民団体、事業者などと市が連携して、環境の保全に向けた取り組みが総合的に推進されることにより、環境に優しい市民生活や事業活動などが営まれ、環境共生都市*が実現しています。

施策の現状

本市では、市民などの意向を反映した狭山市環境基本計画*を策定するとともに、市民団体、事業者などとの協働による環境保全に向けた取り組みを積極的に行っています。また、毎年度、各種活動状況や調査結果をまとめた環境レポートを作成し、公式ホームページなどで公表しています。

事業者は、ISO14001*やエコアクション21*を活用した環境保全を展開しています。また、市民団体は、それぞれの活動とともに、各団体が連携した取り組みを行っています。

狭山市環境基本計画の進行管理は、ISO14001を活用した狭山市環境マネジメントシステムで行っています。

施策の課題

- 環境共生都市の実現に向け、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。また、狭山市環境マネジメントシステムについても、継続的な改善と効果的展開が必要です。

※環境共生都市とは

(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

※狭山市環境基本計画とは

狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点を置いた考え方や望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

※ISO14001とは

国際標準化機構が作成した環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。

※エコアクション21とは

事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うための仕組みについて、環境省が策定したガイドラインのこと。

主なとりくみ

(1) 市民、市民団体、事業者などとのパートナーシップの形成

- 市民、市民団体、事業者などの主体的な環境保全活動への支援を通じて、パートナーシップの充実を図り、協働して環境保全に取り組みます。

(2) 狭山市環境マネジメントシステムの推進

- 狭山市環境マネジメントシステムの推進項目の検証や進行管理の徹底などにより、システムの継続的な改善を行い、環境保全の推進体制の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
環境保全活動に係る協働事業実施件数	18件	30件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 環境保全のための取り組みの理解を深め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 団体間の連携をさらに深め、協働による取り組みを広げていきましょう。
- 事業者は、全ての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などに取り組みましょう。

施策 2

地球環境の保全

施策の目指す姿

市民、市民団体、事業者などと市が連携して、地球環境や生態系[※]の保全に取り組むことにより、環境分野における持続可能な社会が実現しています。

施策の現状

地球温暖化は、事業者による取り組みだけでなく、日常生活における市民一人一人の取り組みが重要な問題であることから、本市では、狭山市地球温暖化対策実行計画を策定し、その対策に取り組んでいます。

エネルギー対策については、住宅用省エネルギーシステム設置費補助事業を実施し、再生可能エネルギーなどの活用を促進しています。

また、生態系を保全するため、特定外来生物などの駆除事業を実施しています。

施策の課題

- 地球環境を保全するため、狭山市地球温暖化対策実行計画を見直し、エネルギーの地産地消を進め、また、多様な動植物と共生する環境を守り生態系を保全するための対策が必要です。

※生態系とは

ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を併せた、ひとつの総合した系（システム）のこと。

主なとりくみ

(1) 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策のため、温室効果ガス*の削減目標量を具体的に設定し、目標の達成に向け、市民、市民団体、事業者などと市が連携して、排出量の削減に取り組みます。

(2) エネルギー対策の推進

- 日々の暮らしや事業活動において省エネルギー化を促進するとともに、市においても省エネルギー型機器を導入するなど、省エネルギー化に率先して取り組みます。
- 省エネルギー化や自然エネルギーの活用についての情報を収集し、市民、市民団体、事業者などへ周知します。
- 公共施設における省エネルギー化または再生可能エネルギー活用の取り組みを進めます。

(3) 生態系の保全

- 緑地や河川における動植物の生息・生育状況に関する情報を収集し、良好な生態系の保全に努めます。
- 生態系に影響を及ぼす特定外来生物などの駆除を実施します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
狭山市全体の温室効果ガス排出量 (それぞれの年度に埼玉県から公表された数値)	1,053.9千トン-CO ₂	807.9千トン-CO ₂

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルへ転換しましょう。
- 日々の暮らしのなかで、省エネルギー化の推進や自然エネルギーの活用に取り組みましょう。
- 動植物の遺棄をやめるとともに、特定外来生物などの駆除に協力しましょう。

※温室効果ガスとは
太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素などの気体のこと。

施策 3

環境に対する意識の向上

施策の目指す姿

子どもの頃から環境について学ぶことにより、市民一人一人が環境への理解を深め、日々の暮らしのなかで環境負荷の低減に努め、自ら積極的に環境に配慮し行動しています。

施策の現状

市民生活や事業活動において、市民一人一人が常に環境に配慮して行動するためには、子どもから大人まで、幅広い年代にわたる環境学習が重要であり、本市では、小中学校での社会科や理科、総合的な学習の時間を中心に、教育活動の様々な機会を捉え、環境学習を進めています。また、公民館事業などでは環境講座を開催し、環境に対する意識の向上に取り組んでいます。

施策の課題

- 市民一人一人が環境に配慮して行動できるよう、地域や学校における啓発活動が必要です。

主なとりくみ

(1) 地域での環境学習の推進

- 公民館事業などにより、地域における環境学習の機会を確保し、市民の自主的な環境学習を促進します。
- 市民、市民団体、事業者などと連携・協働し、環境に対する意識を高める事業を実施します。

(2) 学校での環境学習の推進

- 学校での環境学習において、自然環境の保全やリサイクル型社会の重要性などを学ぶことで、子ども達の日常生活における環境に対する意識の向上に取り組めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
環境講座への参加者数	621人	1,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域ぐるみで環境学習を進め、環境活動に積極的に参加しましょう。
- 環境について学校で学んだことを日常生活で実践しましょう。

施策 4

緑地の保全と活用

施策の目指す姿

地域制緑地※の指定や公有地化により、広域的に緑地が保全され、市民の憩いの場として活用されています。

施策の現状

近年、開発や相続などの影響により緑地面積は徐々に減少しており、緑地の十分な確保が困難になっていますが、景観の形成や市民の憩いの場の提供及び二酸化炭素の削減効果などの観点から、緑地の適正な保全と活用は重要度を増しています。

本市では、市内に残された緑地のうち、約 136ha を貴重な緑地として地域制緑地に指定するとともに、保全する必要性が高く、まとまった景観を形成している稲荷山特別緑地保全地区・ふるさとの緑の景観地※・入間川左岸斜面緑地・狭山市ふれあい緑地※の一部など約 21ha を公有地化しています。特に、堀兼・上赤坂公園周辺は緑のトラスト保全第 9 号地※として約 7ha を公有地化し、市民団体の協力のもと、維持管理に取り組んでいます。

また、市街地やその周辺に残された平地林では、借地などにより約 3ha を狭山市ふれあい緑地に指定し、市民や市民団体などとの協働による管理のもと、憩いの場として提供しています。

施策の課題

- まとまった緑地の適正な保全や、身近な緑地の管理活動が必要です。

※地域制緑地とは

特別緑地保全地区、緑地保全地区など、法令などに基づき保全するために指定した緑地のこと。

※ふるさとの緑の景観地とは

武蔵野の面影を残す雑木林など、県のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づいて指定されている樹林地のこと。

※狭山市ふれあい緑地とは

市街地に残された貴重な緑地を保全するため、所有者から借り上げ、市民の憩いの場として開放している緑地のこと。

※緑のトラスト保全第 9 号地とは

県が県民からの寄付や寄贈、遺贈により埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の財産として保存していこうとする運動をさいたま緑のトラスト運動といい、その第 9 号地として選ばれた樹林地のこと。

主なとりくみ

(1) 緑地の指定や公有地化の推進

- 社会情勢の変化を踏まえ、緑の基本計画を見直します。
- 市街地に残された緑地のうち、まとまった規模で景観を形成している平地林については、緑地の指定などにより保全を図ります。
- 緑のトラスト保全第9号地周辺を含む、ふるさとの緑の景観地内などの恒久的な保全が必要な緑地については、公有地化を進めます。

(2) 緑地の活用と保全活動の推進

- 市街地やその周辺に残された緑地を狭山市ふれあい緑地として借り上げるなどにより保全を図り、市民の憩いの場を提供します。
- 市民、市民団体などと協働し、地域での緑地保全活動を推進するとともに、環境の保全に取り組む団体を支援します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
緑地の維持	—	緑地の減少を最小限に留める。

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 緑地の指定や公有地化への理解を深め、協力しましょう。
- 市民の憩いの場として緑地を活用しましょう。
- 身近なみどりの保全のために地域の緑地保全活動に積極的に参加しましょう。

施策 5

環境保全対策の推進

施策の目指す姿

工場や事業所において、水質汚濁や大気汚染などに関する法令が遵守されるとともに、国、県、市において環境への負担を減らす対策や公害への対策が適切に実施されることにより、環境汚染が未然に防止されています。

施策の現状

近年、本市における河川の水質汚濁や大気汚染については、工場や事業所への各種法令の規制強化などにより、大きな被害は発生していません。

入間川、不老川のBOD^{*}は、環境基準を達成しています。また、ダイオキシン類^{*}などの有害物質についても、河川及び大気において環境基準を達成しています。

騒音については、航空自衛隊入間基地の航空機による騒音のほか、近年、近隣の間での生活騒音に対する相談が増えつつあります。

施策の課題

- 水質や大気、生活環境を保全するためには、実態把握と適切な対応のもと、規制基準の遵守徹底や生活排水処理の適正化を継続することが必要です。

※BODとは
生物化学的酸素要求量のこと。

※ダイオキシン類とは
非常に毒性の強い有機塩素化合物(炭素、水素、酸素、塩素からできている化合物)のこと。

主なとりくみ

(1) 水質・大気の汚染などの防止

- 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法などに基づき、工場や特定事業所への立入検査を実施し（大気については事務を所管する県と情報を共有し）、規制基準の遵守徹底を指導するとともに、生活排水対策を計画的に推進します。

(2) 環境調査事業の充実

- 道路交通騒音、航空機騒音の実態把握や軽減対策のために、騒音に関するデータを継続的に収集し、状況に応じて必要な改善を関係機関へ要請します。また、生活騒音などの相談に対しては、適切かつ細やかな対応を図ります。
- ダイオキシン類の発生を防止するため、野焼き防止パトロールを実施するとともに、環境への影響を継続的に調査し、経年変化などを把握します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
特定事業所・工場排水の規制基準の達成率	97.7%	100%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 環境関連法令を守り、環境に配慮しましょう。
- 近隣に対し、生活騒音などに配慮した生活をしましょう。
- 野焼きをしないようにしましょう。

施策 6

環境の美化と生活環境の保全

施策の目指す姿

環境への意識が高まり、モラルが向上するとともに、市民一人一人が率先して環境の美化に取り組むことにより、ごみのポイ捨てや不法投棄が減少しています。

また、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家が減少し、市民が安全で安心して暮らせる環境が保たれています。

施策の現状

本市では、アダプトプログラム*に基づき道路や水辺などの環境美化活動を行う市民、市民団体、事業者などを支援しています。活動には小中学校なども参加し、環境美化意識の啓発に役立っています。

たばこなどのポイ捨てや犬のフンの放置については、防止キャンペーンなどの啓発活動を実施しています。

市民、市民団体、事業者などによる清掃活動や不法投棄監視パトロール、監視カメラの設置などにより、ごみの早期撤去と不法投棄防止に取り組んだ結果、不法投棄されるごみは減少しています。

また、核家族化や人口減少などに伴い、長期間利用されず適切に管理されていない空き家が増え、周辺住民の防災、防犯、衛生、景観など生活環境に悪影響を及ぼしていることから、市内の空き家の実態把握を行うとともに、関係部局が連携し、不適切な状態にあると認められる空き家の所有者に対して、空き家の適切な管理を促しています。

国においては、空き家対策を効果的に推進するため、法律の制定や、空き家の所有者が空き家を放置する要因にもなっている固定資産税・都市計画税に関わる税制の改正などを行っています。

施策の課題

- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた意識啓発と環境整備を継続していくことが必要です。
- 今後、空き家がますます増加していくことが予測される状況の中で、市民の生活環境の保全を図るため、総合的で計画的な空き家対策の推進が必要です。

*アダプトプログラムとは
市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のこと。

主なとりくみ

(1) 身近な環境に対する意識啓発

- 環境の美化に対する市民意識の高揚やモラルの向上を図るために各種キャンペーン活動を実施します。
- アダプトプログラムへの参加団体を拡充することで、市民、市民団体、事業者などが主体となる美化活動を促進します。

(2) 水辺の環境美化活動の促進

- 水辺環境の美化に関する市民意識の高揚を図り、市民団体、事業者などによる主体的な環境美化活動を支援します。

(3) 空き家対策の推進

- 防災、防犯、衛生、景観など多岐にわたる課題に適切に対応するため、関係部署が連携して空き家対策に取り組みます。
- 市内の空き家について調査するとともに、市民からの情報提供などにより、空き家に関するデータベースを整備します。
- 適切な管理が行われていないため周辺住民の生活環境に著しく悪影響を及ぼしている空き家について、法律に基づく立入調査や指導、勧告、命令など必要な措置を講じるとともに、不動産関係団体などの協力を得て、適切に管理されている空き家や空き家が除却された跡地の利活用を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
アダプトプログラム参加団体数	32団体	44団体

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- ごみのポイ捨てや不法投棄を許さない環境づくりに積極的に協力しましょう。
- 不法投棄への関心を持ち、発見の際は、関係機関へ通報しましょう。
- 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- 空き家の所有者は、空き家を適切に管理しましょう。
- 市民は、近隣の空き家に関する情報を市に連絡しましょう。
- 不動産関係団体は、適切に管理された空き家や空き家が除却された跡地が有効活用されるよう協力しましょう。

施策 7

ごみの減量化とリサイクルの推進

施策の目指す姿

4R (Refuse (ごみになるものを断る)、Reduce (ごみを減量する)、Reuse (不用になったものを再利用する)、Recycle (ごみの分別により再資源化する)) の意識が定着し、市民、市民団体、事業者などと市の協働により、ごみの発生が抑制されるとともに、分別が徹底されることにより、効率的で効果的なリサイクルが推進されるリサイクル都市となっています。

施策の現状

家庭の生ごみや剪定枝などの有機資源のリサイクル事業により、もやすごみの排出量は減少傾向にあります。また、集積所に出されたごみの中には、資源物が混入していることがあるので、収集後に選別しリサイクルを推進しています。

さらに、埋立て処分していた焼却灰を全量資源化したことにより、再生利用率は約 34%と、全国的に上位となっており、埋立て処分している量についても、ごみ全体の約 0.7%に留まっています。

ごみの減量や不用品の再利用については、情報発信の拠点であるリサイクルプラザの運営や「ノーレジ袋デー」の推進を市民と協働して実践しています。

事業系ごみについては、事業者などに対し適正な分別や処理に関する指導を行っています。

施策の課題

- 循環型社会の形成に向け、リサイクル意識の向上、ごみの発生抑制や分別、資源化のさらなる推進が必要です。

主なとりくみ

(1) 4Rの普及啓発・教育の充実

- 市民、市民団体、事業者などのごみ減量やリサイクルなどに向けて、あらゆる機会をとらえて、4Rの啓発活動を実施します。
- 市民、市民団体、事業者などがごみの減量化やリサイクルに取り組めるよう、ごみに関する情報をいつでも提供できる体制を充実します。
- 引き続き市内全小学校への副読本の配布により、ごみ処理の学習を行うとともに、出前講座も実施します。

(2) ごみ発生抑制の推進

- 「毎日がノーレジ袋デー」の周知や生ごみの家庭内処理などへの支援を通じて、身近なところから始めるごみの発生を抑制します。
- 事業系ごみのさらなる減量化を図るため、ごみの排出状況の把握などにより、状況に応じた指導を実施します。
- ごみ収集の有料化など、ごみの発生抑制に関する新たな取り組みについて、調査を進めます。

(3) 廃棄物のリサイクル推進

- リサイクル情報の発信拠点であるリサイクルプラザの運営を充実します。また、びん・缶、古紙・古布、ペットボトル、プラスチックなどの分別収集を周知徹底し、適正な処理を推進します。
- 家庭の生ごみや剪定枝などの有機資源のリサイクルをより一層推進します。
- 稲荷山環境センターから発生する焼却灰を資源化し、有効活用します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成26年度	平成32年度
市民一人あたりのもやすごみ排出量	414 g / 人・日	380 g / 人・日
再生利用率(廃棄物の資源化量 ÷ 廃棄物の総排出量)	33.9%	35.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- ごみへの関心を持ち、ごみに関する情報を活用しましょう。
- マイバッグの携帯や生ごみ処理機器などを利用し、ごみを減量しましょう。
- リサイクル商品を積極的に使用しましょう。
- ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進しましょう。

施策 8

廃棄物の適正な処理

施策の目指す姿

廃棄物の収集から中間処理を経て最終処分に至るまで、安全で効率よく廃棄物の適正な処理により、衛生的な生活環境が保たれています。また、廃棄物処理施設の跡地が、適切な整備と安全な管理のもとに、地域住民をはじめ広く市民の交流の場として活用されています。

施策の現状

経済活動や生活様式の変化などに伴い、ごみの分別収集の品目は7種類にのぼり、ごみ収集所では同一日に異なる収集品目が重なることが多くなっています。

既存の廃棄物処理施設の安定稼働のため、日常点検及び定期的な保守点検の実施を徹底するとともに、計画的な設備改修及び基幹的設備の更新などにより、平成40年までを目標とした施設の長寿命化を図っています。

ごみの最終処分場については、廃棄物の埋め立てを終了し、現在は、施設の管理と降雨により浸透した水の浄化処理を行っています。

また、浄化センターについては、公共下水道の普及により、施設規模を縮小して更新したため、敷地内にある旧施設の一部を撤去しており、地域住民との十分な合意形成に基づき、跡地の適切な整備と安全な管理のための事業を実施しています。

施策の課題

- 廃棄物を適正に処理するため、収集体制の効率化や廃棄物処理施設の安定稼働、施設跡地の有効活用、並びに施設の老朽化に伴う焼却施設の更新が必要です。

主なとりくみ

(1) 廃棄物収集体制の効率的な運用

- ごみの収集回数や収集日などを見直し、より効率的な収集体制の運用に向けて取り組みます。

(2) 廃棄物処理施設の適正な管理と更新

- 安全で安定した廃棄物処理を推進するため、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な改修などにより、引き続き施設の長寿命化に取り組みます。
- 施設の更新に向けて、近隣市町の実施状況を調査し、施設規模・更新時期・更新費用などについて検討します。

(3) 廃棄物処理施設跡地の適切な管理と有効活用

- 廃棄物処理施設の跡地について、安全性に配慮した適切な管理を行うとともに、有効活用するため、計画的な整備を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
稲荷山環境センター延命化事業 実施後の二酸化炭素排出量	3,052 トン	2,440 トン

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 廃棄物処理施設の安定的な稼働のため、ごみの分別を励行しましょう。
- ごみ出しを自力で行うことが難しい人を地域で支援しましょう。

第2章 健康福祉

～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



(山王小学校6年)

「近所に子どもがたくさんいるまち」

(入間川東小学校6年)

第2章 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
健康福祉 く幸せに生き生きと暮らせるまちをめざしてく	1	福祉の総合的な推進	9	福祉の総合的な推進	(1)	地域福祉の意識啓発
					(2)	地域福祉活動団体の育成と活動への支援
					(3)	トータルサポート体制の推進
	2	健康づくりの推進と保健・医療の充実	10	健康づくりの推進	(1)	地域と協働した健康づくり活動の推進
					(2)	こころと体の健康づくりの意識啓発
					(3)	食育の推進
	2	健康づくりの推進と保健・医療の充実	11	保健予防の充実	(1)	親子の健康の推進
					(2)	疾病予防の推進
			12	地域医療体制の充実	(1)	診療体制の充実
	3	高齢者福祉の充実	13	高齢者の生活の充実	(1)	高齢者の生きがい活動の充実
					(2)	高齢者自らで地域社会を担うための支援
			14	地域包括ケアの推進	(1)	支援の拠点・ネットワークの充実
					(2)	介護予防・生活支援の推進
					(3)	認知症ケアの向上と認知症を支える地域づくり
	15	介護サービスの充実	(4)	医療と介護の連携の推進		
(5)			高齢者が安心して暮らせる環境の整備			
(1)			介護保険サービス・福祉サービスの充実			
					(2)	介護サービスの質の向上と人材の確保
					(3)	給付の適正化と情報の提供

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
健康福祉 く幸せに生き生きと暮らせるまちをめざしてく	4	障害者福祉の充実	16	障害者の自立支援の促進	(1)	障害福祉サービスの利用促進
					(2)	障害者(児)支援施設の充実
			17	障害者の社会参加の促進	(3)	相談支援体制の充実
					(1)	障害者の就労の促進
	(2)	障害者の文化・スポーツ活動などの推進				
	(3)	公共施設などのバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進				
	(4)	障害への理解を深めるための啓発				
	5	児童福祉の充実	18	仕事と子育ての両立支援	(1)	保育施設の整備と保育内容の充実
					(2)	公立保育所の施設の充実
					(3)	学童保育の充実
			19	子育て支援の充実	(1)	子育て支援サービスの充実
					(2)	相談体制の充実
20	ひとり親家庭などの自立支援の推進	(3)	子育て支援ネットワークの充実			
21	要保護児童対策の充実	(4)	児童館サービスの充実			
6	社会保障の推進	22	社会保障制度の円滑な運用	(1)	経済的な支援と相談援助による自立支援の推進	
				(1)	児童虐待防止対策の充実	
				(1)	生活困窮者への自立支援	
				(2)	国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営	
(3)	介護保険制度の円滑な運営					
(4)	国民年金制度の啓発					

施策 9

福祉の総合的な推進

施策の目指す姿

地域福祉への意識が向上し、地域福祉に取り組む団体が増加するとともに、活発に活動を展開することにより、地域コミュニティが活性化しています。また、福祉サービスの総合的な支援体制の整備により、複合的な課題を抱える世帯などへの迅速で適切な対応が行われています。

施策の現状

これまで、本市と社会福祉協議会は、地域福祉活動に関する計画を個別に作成してきましたが、本市の計画の更新にあたり、これらを一体化して、平成 26 年度に狭山市地域福祉推進計画を策定し、両者のさらなる連携のもと地域福祉活動を促進しています。

地域では、就労形態の変化や核家族化の進行などにより近隣の人間関係が希薄になり、平常時においても支え合う力が弱くなっていることから、災害時における支援体制が必要とされています。また、単身世帯が増加しており、なかには必要な医療や公的福祉サービスにつながらず、就労もできずに社会的に孤立するケースが顕在化しています。このような今日的な課題の解決に向けては、地域福祉活動などの互助・共助の力を高め、公的福祉サービスとの連携による福祉の総合的な推進に取り組んでいます。

このようななか、住民主体による地域福祉活動においては、高齢化による担い手不足、活動資金や活動場所の確保などの課題を抱えているため、本市と社会福祉協議会が事務局となり、狭山市地域福祉推進市民会議を組織し、団体への支援を行っています。

また、健康福祉関係課がそれぞれ管理している公的福祉サービスの利用状況を横断的に把握できるシステムを構築し、トータルサポート体制*の整備に試行的に取り組んでいます。

施策の課題

- 福祉の総合的な推進のため、地域福祉への関心を高め、活動者・団体を増やすとともに、トータルサポート体制の整備・推進が必要です。

*トータルサポート体制とは
障害者(児)と要介護高齢者が同居し複合的な課題を抱える世帯などへの総合的な支援の仕組み。

主なとりくみ

(1) 地域福祉の意識啓発

- 講座、シンポジウム、研修会などの開催を通じて、地域福祉に関する意識啓発を行います。
- 地域福祉活動団体などの先進的な取り組みが市民に広く認知・理解されるよう、パネル展の開催やホームページによる情報発信を行います。

(2) 地域福祉活動団体の育成と活動への支援

- 地域住民が主体となって、見守り・社会的な孤立の予防・生活支援などの活動を行う地域福祉活動団体の設立に対する支援を行います。
- 地域福祉活動に関する研究会を設置し、地域福祉活動者の学びと交流を促進します。
- 地域住民が身近な地域に開設・運営するコミュニティサロンの設立を促進します。

(3) トータルサポート体制の推進

- トータルサポート体制の試行的実施状況を検証し、体制を整備・推進することで、複合的な課題を抱える世帯などに対する総合的な支援に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
地域福祉活動環境整備事業補助金を活用して活動する団体数	9団体	15団体

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 良好なご近所づきあいを大切にしましょう。
- ご近所に困りごとを抱えている人がいるときは、相談機関や市への相談に関する助言や支援を行いましょ。
- 地域福祉活動に取り組む民生委員・児童委員や社会福祉協議会の意義と役割などを理解し、これらの活動に参加・協力しましょう。

施策 10

健康づくりの推進

施策の目指す姿

こころと体の健康づくりにより、自分の健康は自分で守るという意識が浸透し、市民一人一人が健康な生活を送っています。

施策の現状

本市では、健康日本21 狭山市計画・狭山市食育推進計画に基づき、市民一人一人に対する健康づくりの意識啓発を進めるとともに、健康づくりに取り組む市民団体との連携により、健康づくりを推進してきました。

狭山市民健康意識調査（平成23年3月）の結果、健康への留意度については、普段から健康に気をつけている市民の割合は74%となり、健康への関心が高くなっている一方で、運動不足を感じている市民の割合が79.4%となっています。このような結果を踏まえ、運動するきっかけづくりとして、健康づくりの意識啓発事業をさらに充実させるとともに、健康づくりに取り組む市民団体が活発に活動できるよう支援しています。

社会的関心が高いこころの健康については、健康づくりの意識啓発事業において、その重要性を周知するとともに、精神保健事業を推進しています。

また、自殺予防対策については、関係課で構成する庁内連絡会議が中心となり、横断的に取り組んでいます。

食育については、朝食欠食や偏った食事などの食習慣の乱れに対応するため、食に関する意識啓発に取り組んでいます。

施策の課題

- こころと体ともに健康な生活を送るため、地域における健康づくりの取り組みをより一層充実させる必要があります。

主なとりくみ

(1) 地域と協働した健康づくり活動の推進

- すこやかさやま連絡協議会[※]やその構成団体との協働により、地域における健康づくり活動を推進します。
- 健康づくり活動の場として、スポーツ、レクリエーション施設の活用を促進します。

(2) こころと体の健康づくりの意識啓発

- 市民自らが健康づくり活動を行えるよう、各種講演会・講座の開催やウォーキングなどの実施により、健康づくりに対する意識啓発に取り組みます。
- メンタルヘルスとしての精神保健の推進とともに、自殺予防対策庁内連絡会議のほか、関係機関との連携による各種事業の実施を通じ、こころの健康づくりに対する意識啓発に取り組みます。

(3) 食育の推進

- 関係団体と連携し、食育に関する取り組みの情報発信を行い、健康分野に限らず他の分野を含めて総合的・計画的に食育を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
すこやかさやま連絡協議会を構成する団体が主催する啓発事業への参加者数	74,447人	78,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 健康づくり活動に参加し、自発的に健康づくりを行いましょう。
- 健康づくり活動の担い手として、健康づくりを進めましょう。
- 食への関心を持ち、望ましい食生活を実践しましょう。
- 食に関する団体や農業生産者、食品の製造・販売者などが連携し、食育に関する取り組みを幅広く展開しましょう。
- 事業者は関係機関と連携し、従業員の健康づくりを促進しましょう。

※すこやかさやま連絡協議会とは

狭山市健康づくり推進協議会、すこやか推進委員会、すこやか体操普及指導員連絡会の3団体で構成し、食育、運動、研修、健康づくりなどの実践活動を行っている組織。

施策 11

保健予防の充実

施策の目指す姿

市民一人一人がライフステージに応じた健康診査などを活用し、自ら疾病予防、健康の保持・増進に取り組んでいます。

施策の現状

本市では、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施、また、妊産婦新生児訪問、乳幼児健康相談、育児学級など、妊娠期より親子の健康の保持・増進、疾病予防と育児支援に係る事業を実施しています。

子どもの疾病予防としては、予防接種法に基づく予防接種のほか、学校では、学校保健安全法に基づく健康診断や歯科健診などを実施しています。

成人の疾病予防としては、メタボリックシンドローム、糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防に向けて、健康相談・健康教育などを実施するとともに、がんの早期発見、早期治療のため、各種がん検診などを実施しています。

歯科疾患の予防としては、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健事業を推進しています。

施策の課題

- 市民が健康な生活を営むため、健康診査・健康診断や疾病予防に対するより一層の支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 親子の健康の推進

- 妊婦や乳幼児の健康診査により、疾病の早期発見や予防接種の接種勧奨を進めます。また、健康相談や家庭訪問などによる相談指導を徹底します。

(2) 疾病予防の推進

- がんや生活習慣病などの早期発見・早期治療のため、がん検診や健康診査などを実施します。
- メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防のため、健康教育・健康相談を充実します。
- 歯科疾患予防のため、歯科健診や歯みがき指導を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
乳幼児健康診査の受診率	94.5%	100.0%
大腸がん検診の受診率	25.4%	27.5%
肺検診の受診率	34.3%	36.5%
乳がん検診の受診率	40.8%	43.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 乳児の健全な育成のため、民生委員・児童委員による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を活用しましょう。
- 各種健康診査や検診を受診するとともに、健康相談などを有効に活用しましょう。
- 疾病を予防するため、生活習慣を改善しましょう。

施策 12

地域医療体制の充実

施策の目指す姿

かかりつけ医（医科・歯科・薬局）の普及や休日・夜間においても身近で安心して診療を受けることのできる地域医療体制が確保され、緊急的な疾病や事故に対応する体制が整備されています。

施策の現状

本市では、救急医療体制を充実するため、急患センターにおける休日の診療体制を確保するとともに、入間市と共同で、一週間を通じた夜間における初期救急医療体制を確保しています。

また、二次救急医療体制においては、狭山保健所を中心に所沢地区を圏域として、狭山市、所沢市、入間市で協定を結び、広域的な休日・夜間における救急医療体制の確保に努めています。

地域医療体制の確立を図るため、一人一人の体質や病歴を把握し、身近で安心して受診や相談が受けられるかかりつけ医の普及、定着を促進するとともに、協力体制をとっています。

施策の課題

- 休日・夜間に関わらず、身近で、いつでも受診できる医療体制の安定的な確保が必要です。

主なとりくみ

(1) 診療体制の充実

- 医師会など関係機関と連携し、かかりつけ医の普及、定着を促進します。
- 急患センターを中心にして、休日・夜間の初期救急医療体制を充実するとともに、所沢地区圏域における二次救急の病院群輪番体制の充実・強化を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
小児科救急医療病院群輪番制の病院の確保日数 (年度末時点)	5日/週	7日/週
所沢地区病院群輪番制の病院の確保日数 (年度末時点)	7日/週	7日/週

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 気軽に相談できる身近なかかりつけ医を持ちましょう。
- 病気の症状や程度に応じて、適切な医療機関で受診しましょう。

施策 13

高齢者の生活の充実

施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で地域の課題を解決する諸活動の担い手となり、生きがいを持って生き生きと暮らしています。

施策の現状

本市では、老人クラブなど、高齢者の自主的な活動団体による生きがいづくり活動を支援しています。なかでも「高齢社会を考える会」や「青空の会」などは、自主的な活動を通じて、高齢者の生きがいづくり活動への参加を促進しています。

高齢者は毎年増加し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに地域とのつながりも薄れてきており、価値観の多様化などにもより、老人クラブへ加入する高齢者は、平成 26 年度では 2,606 人で、ピーク時の平成 11 年度の 5,008 人と比較すると 48% 減少しています。また、加入率を見ると、平成 26 年度では 6.5% と、平成 11 年度の 28% から大きく減少しています。なお、高齢者の就労の機会を提供するシルバー人材センターの会員数も減少傾向ですが、受託件数は増加傾向にあります。

平成 25 年度に実施した市民意識調査によると、多くの市民が、老後は「自分の趣味を持ち、のんびり暮らしたい」、「健康の維持・増進に努めたい」と考えており、また 65 歳以上では「自分の経験や学習成果を活かし、地域社会に貢献したい」や「自治会活動などの地域活動に参加したい」など、地域活動への参加意識も高くなっています。

施策の課題

- 高齢者のニーズにあった生きがい対策並びに就労機会を確保するとともに、高齢者の豊富な知識や経験を活かした地域での活動を促進し、日常生活の不安軽減が必要です。

主なとりくみ

(1) 高齢者の生きがい活動の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って充実して暮らせるよう、高齢者のニーズを的確に把握し、活動団体を支援することにより、高齢者の自主的な活動を促進します。

(2) 高齢者自らで地域社会を担うための支援

- 高齢者が持つ豊富な知識や経験を地域社会で活かすため、ボランティア活動や世代間交流の一層の活性化を図り、高齢者の社会参加を促進します。
- 高齢者自身が主たる担い手となって地域の課題を解決するための活動を行う団体を支援します。
- 高齢者の雇用の機会を拡充するため、シルバー人材センターの活用を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
老人クラブのうち地域活動を行っている団体数 (年度末時点)	10 団体	30 団体

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 生きがい活動や生涯学習などへ参加しましょう。
- 高齢者の豊富な知識や経験を社会に還元しましょう

施策 14

地域包括ケアの推進

施策の目指す姿

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしています。

施策の現状

住み慣れた自宅や地域で高齢者の生活を支えるため「地域包括ケアシステム」の必要性が提唱されています。本市においても、「地域包括ケアシステム」の推進を施策の中心に据え取り組んでいますが、高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加はもとより、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が顕著であるため、「地域包括ケアシステム」の中心となる地域包括支援センターの担当する日常生活圏域*を見直し、5圏域から8圏域への拡大を進めています。

また、平成27年度の介護保険制度の改正によって、地域支援事業が大きく変わり、介護予防事業では、介護予防給付の一部を移行する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、包括的支援事業では、在宅医療と介護の連携、認知症地域支援推進員の配置など、新たな認知症施策などが加わっています。

施策の課題

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム体制の整備が必要です。

※日常生活圏域とは

市が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

主なとりくみ

(1) 支援の拠点・ネットワークの充実

- 将来的な高齢者人口の増加などに対応した日常生活圏域の見直しに沿って、地域包括支援センターを計画的に整備します。
- 地域ケア会議の開催により地域課題を抽出し、自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などと連携して取り組むことで、支え合いのネットワークを充実します。

(2) 介護予防・生活支援の推進

- 高齢者ニーズの的確な把握を踏まえ、NPOやボランティア団体などと連携し、介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。
- 認知症予防のための講座や講演会、また、認知症相談会の開催などにより、認知症予防を推進します。

(3) 認知症ケアの向上と認知症を支える地域づくり

- 自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などへの研修の実施などによる認知症ケアの向上と、認知症予防サポーターの養成などによる認知症を支える地域づくりを推進します。

(4) 医療と介護の連携の推進

- 医学的管理の必要性の高い在宅の高齢者などに対する、医療と介護の連携を推進します。

(5) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、住宅改修による居住環境の整備や各種福祉サービスをさらに推進するとともに、相談体制を充実します。
- 成年後見制度を周知し、利用を促進するとともに、高齢者への虐待の防止や早期の発見に取り組めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
地域包括支援センターにおける相談件数	22,985件	30,000件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 自立した生活が送れるよう、介護予防事業に積極的に参加しましょう。
- 地域住民の力を活用し、介護予防を進めましょう。
- 地域で要介護高齢者を見守りましょう。
- 認知症への正しい理解を広め、適切に対応しましょう。
- 各種福祉サービスを適切に利用しましょう。
- 成年後見制度を理解し、有効に活用しましょう。

施策 15

介護サービスの充実

施策の目指す姿

介護保険サービスが適切に受けられるよう、サービスを提供する事業所などの基盤整備と質の確保などにより、社会全体で要介護者が支えられ、要介護者とその家族が安心して暮らしています。

施策の現状

平成 26年 9月末現在の要支援・要介護認定者数は、5,620人であり、毎年約 5% ずつ増加しています。このように、要介護認定者が増加するなかで、狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に介護保険サービスの基盤を整備しています。

介護保険サービス事業所や施設では、職員の確保と定着が大きな課題となっており、処遇改善のための介護報酬の値上げ（加算金の創設）などの対応が取られています。

介護保険制度の大幅な改正により、本市が指定する事業所の増加が見込まれています。

施策の課題

- 要介護等認定者の増加に見合った介護サービスの基盤を整備するとともに、制度改正に伴う新たなサービス体制について、地域住民の理解と協力が必要です。

主なとりくみ

(1) 介護保険サービス・福祉サービスの充実

- 地域支援事業など、他のサービス体系との関連性を踏まえつつ、効果的な福祉サービスを提供します。
- 特別養護老人ホームなどの施設サービス、認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスなどを充実します。

(2) 介護サービスの質の向上と人材の確保

- 国、県などによる研修などを通じて職員の質を高めるとともに、狭山市介護保険サービス事業者協議会*との協働により、幅広い人材の育成に取り組みます。

(3) 給付の適正化と情報の提供

- 介護サービス利用者に過不足なくサービスが提供され、本人の状態に応じたケアが受けられるよう、介護保険給付の適正化に取り組みます。
- 広報紙、公式ホームページなどにより、介護保険制度などに関する情報発信を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
特別養護老人ホームの待機者数(8月1日時点)	488人	394人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 介護保険制度を理解し、制度の普及に協力しましょう。
- 長期的視点に立ち、職員のスキルアップを進めましょう。
- 事業者は給付のルールを遵守し、高齢者の自立を促すサービスを提供しましょう。

*狭山市介護保険サービス事業者協議会とは
提供サービスの質の向上及び地域ケア体制の確立に貢献することを目的として設立された介護保険サービス事業者の団体。

施策 16

障害者の自立支援の促進

施策の目指す姿

障害の特性や障害者の生活状況に応じた適切なサービスが提供されることにより、障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしています。

施策の現状

障害者総合支援法に基づき、自立した生活を送るために支援を必要とする障害者に対し、サービス利用計画をもとに障害福祉サービスを提供しています。障害福祉サービスの利用者は、年々増加し、高齢化が進んでいます。これまで、障害の種別に応じて相談支援事業を実施してきましたが、平成24年10月に、身体・知的・精神に障害のある方やその家族を総合的に支援していく、障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を充実しました。

また、障害の特性に応じて、障害福祉サービスを提供しており、利用者が適切なサービスを利用しやすいよう、より一層情報提供の充実に努めています。

さらに、就労や生産活動の機会を提供する就労支援施設[※]や生活の場であるグループホームの整備を促進しています。

施策の課題

- 障害の特性に応じて必要とされるサービスを適切に利用できるよう、きめ細かな情報提供が求められるとともに、障害の重度化や高齢化に対応するため、相談支援事業所や介護保険事業者などとの連携強化が必要です。また、地域生活を支援する通所施設やグループホームの拡充が必要です。

※就労支援施設とは

就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設で、一般企業への就労を希望する方対象の就労移行施設と一般就労への就労が困難な方を対象とした就労継続施設がある。

主なとりくみ

(1) 障害福祉サービスの利用促進

- 障害の種別に関わらず、障害者自らの意思で適切なサービスが選択できるよう、サービス内容に関する情報提供に努めます。また、相談支援事業者との連携により、障害福祉サービスの利用を促進します。
- 幼少期から高齢期までのライフステージに応じて、複数のサービスを適正に結びつけるケアマネジメント^{*}の取り組みを強化します。

(2) 障害者(児)支援施設の充実

- 障害者のニーズを的確に把握し、グループホームや通所施設などの施設整備を促進します。
- 障害のある児童・生徒の放課後や夏休みなどの居場所を確保し、必要な訓練や療育を行う放課後等デイサービスの整備を促進します。
- 就学前児童を対象とする青い実学園の療育支援を充実します。

(3) 相談支援体制の充実

- 障害種別にとらわれることなく、多様な相談を総合的に受けられる基幹相談支援センターを充実します。
- 相談支援専門員によるサービス利用計画の作成とモニタリングを実施し、総合的かつ継続的な相談支援を充実します。
- 就学前の児童を対象とする相談に応じる職員の専門性を向上します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
障害者福祉サービス(訪問系)の利用者数	175人	210人
障害者福祉サービス(日中活動系)の利用者数	436人	571人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 一人一人の障害の特性に応じ、適切に障害福祉サービスを利用しましょう。
- 障害福祉サービスの利用の際は、地域の相談支援事業者を活用しましょう。
- 事業者は、障害者のニーズに合った施設を整備しましょう。
- 事業者は、関係者との連携により地域での相談体制を充実しましょう。

^{*}ケアマネジメントとは

障害者の地域における生活を支援するために、障害者の意向をふまえて、保健・医療・福祉サービスなどを適正に利用できるよう調整する援助方法のこと。

施策 17

障害者の社会参加の促進

施策の目指す姿

障害者が就労や文化・スポーツ活動などを通じ、社会に参加できる環境が整備されるとともに、公共施設などのバリアフリー化が進むことにより、障害者の活動範囲が広がっています。

施策の現状

障害者が地域で生活し、様々な分野の活動に参加できるよう、権利擁護や合理的配慮*を進めるため、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など法整備が進んでいます。

本市においては、社会参加と自立支援を推進するため、障害者の就労支援の拠点である就労支援センターを基幹相談支援センター内に移設し、横断的な生活相談と就労相談を可能としました。

障害者の文化・スポーツ活動としては、障害者が製作した作品を、市役所などで紹介するほか、年間を通して水泳教室を開催しました。さらに、全国障害者スポーツ大会などへの参加の勧奨を行っています。

公共施設や福祉・医療施設などのバリアフリー化については、障害者に優しい建物になるよう、狭山市福祉環境整備要綱に基づき、福祉環境の整備及び改善を推進しています。

施策の課題

- 障害者がより充実した地域生活を送るには、障害者の権利擁護や生活のしづらさを解消するための合理的配慮が必要です。また、就労機会の拡充や文化・スポーツ活動を充実させ、さらには公共施設などのバリアフリー化を進めることが必要です。

*合理的配慮とは

障害があってもその場に参加できなかったり、サービスの享受がなされない場合に、障害者に対する機会の保障を確保するために行う調整や変更のこと。

主なとりくみ

(1) 障害者の就労の促進

- 障害者就労支援センターを拠点として、関係機関と連携し、技術トレーニングや職場生活におけるソーシャルスキルを学ぶ機会を創出し、就労移行支援事業を充実します。
- 障害者の就労について、事業主や市民の理解を深め、就労の機会を拡大します。
- 障害者就労支援センターの支援員による継続的な職場訪問や相談を通して、職場定着を促進します。
- 福祉的就労の場で作られた製品を紹介するとともに、障害者優先調達推進法*による物品などを積極的に調達します。

(2) 障害者の文化・スポーツ活動などの推進

- 障害者が文化・スポーツ活動を通じて、様々な人との交流や社会参加ができるよう、文化・スポーツ活動の周知とともに参加を促進します。
- 障害者の作品展を開催し、障害者が作成した絵画や陶芸などの作品を広く紹介します。

(3) 公共施設などのバリアフリー化とユニバーサルデザイン*の推進

- 障害者が利用しやすいよう、公共施設や地域コミュニティ施設などのバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインに基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が生活しやすい環境づくりを促進します。

(4) 障害への理解を深めるための啓発

- 障害者の社会参加を促進するため、障害への正しい理解と権利擁護や合理的配慮などについて広く理解が深まるよう、様々な機会を捉えて周知します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
障害者就労支援センターの支援による就職人数	35人	40人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業は、障害者の雇用や職場環境の整備を進めるとともに、職場の仲間の理解を促進しましょう。
- 障害者との相互理解を図るとともに、交流の機会を確保しましょう。
- 障害者は、積極的に文化・スポーツ活動に参加しましょう。

※障害者優先調達推進法とは

正式には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という。障害者が自立した生活を送るためには経済的基盤の確立が必要であり、国や地方公共団体などが率先して障害者就労施設から物品の調達を行うよう定める法律のこと。

※ユニバーサルデザインとは

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方。

施策 18

仕事と子育ての両立支援

施策の目指す姿

認定こども園、保育所、地域型保育事業所の整備により待機児童が解消されていることに加え、時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業などの適切な整備や、学童保育室の対象児童の拡大や整備により、保護者が安心して仕事と子育てができる環境のなかで、子どもが健やかに育っています。

施策の現状

本市の保育所の定員数については、第3次狭山市総合振興計画後期基本計画のとりくみ目標である2,000人を達成しましたが、未だ待機児童の解消には至っておりません。

一方で、就労形態が多様化するなか、保育ニーズも多様化していることから、時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業、学童保育室などの保育内容の充実に取り組んでいます。

公立保育所については、施設の老朽化が進んでおり、保育環境を維持するため、計画的に改修などを実施しています。

このようななか、狭山市子ども・子育て支援事業計画のなかで、就学前の教育・保育や時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、これに対応できる提供体制を確保するための施策を展開しています。

また、その進行管理については、進捗状況だけでなく、効果、効率性、手法などを点検・評価しています。

学童保育室については、対象児童の拡大などに対応するとともに、利便性を高めるため、小学校敷地内に新たに整備し、既存の施設の拡充を行っています。また、管理運営の充実を図るため、一部の学童保育室に指定管理者制度を導入しました。

施策の課題

- 保育施設では、待機児童解消への取り組みや多様化する保育ニーズへの対応が必要です。また、公立保育所では、施設の環境整備が必要です。学童保育室では、施設の整備拡充と安全・安心で効率的な運営が必要です。

主なとりくみ

(1) 保育施設の整備と保育内容の充実

- 既存の資源を最大限活かしながら、認定こども園、地域型保育事業所などを整備します。
- 多様化する保育ニーズに適切に対応するため、保育時間の延長など、保育メニューの充実を図ります。

(2) 公立保育所の施設の充実

- 安心・安全な保育環境を維持・向上させるため、公立保育所の建替え及び改修工事などを計画的に実施します。

(3) 学童保育の充実

- 入室児童数の増大などに対応するため、学童保育室を整備拡充します。
- 保護者のニーズに対応して、学童保育室の保育時間を拡大します。
- 学童保育室への指定管理者制度の導入を計画的に進めます。
- 放課後等デイサービス事業を推進し、特別な支援を必要とする児童の放課後の居場所を確保します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
保育施設待機児童数（年度当初時点）	26人	0人
学童保育室待機児童数（年度当初時点）	0人	0人 （平成 27 年度から対象者が小学校 6 年生まで拡大されたため、待機児童が発生していません。）

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 保育施設や学童保育室の利用により、仕事と子育てを両立しましょう。

施策 19

子育て支援の充実

施策の目指す姿

地域ぐるみの子育て支援の環境が整備されることにより、子育て家庭とその子どもが地域の人に支えられ、安心して子育て・子育てができています。

施策の現状

本市では、地域における子育て支援の拠点として、総合子育て支援センターをはじめ6か所の施設でつどいの広場事業を展開しています。

また、児童館では、核家族化が進むなか、社会全体で次代を担う子どもを育むという観点から、地域に密着した子どもの居場所づくりと地域との交流の場として、開館日数などを増やし利用を促進しています。

こども医療費については、助成対象を中学校修了時まで拡大しました。

子育て家庭からの相談については、複数の機関が関係する複雑多様化した内容が増えており、家庭児童相談室のほか、相談機関相互の連携が必要な場合が生じています。一方、支援は必要であるものの、相談に至らない家庭も見受けられます。

子育て支援の情報は、公式ホームページ・モバイルサイト、狭山市市民交流促進総合ポータルサイト(さやマルシェ)*などを通じて発信しています。

また、総合子育て支援センターを中心に、地域の子育て支援活動団体などの把握に努め、組織活性化へ向けての支援を行い、子育て支援のネットワークを立ち上げました。

施策の課題

- 少子化への対応、複雑多様化・増加する相談への対応、子育て情報の収集と的確な提供、子どもの居場所づくりのための児童館の活用など、子育て環境への総合的な取り組みが必要です。

※市民交流促進総合ポータルサイト(さやマルシェ)とは

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

主なとりくみ

(1) 子育て支援サービスの充実

- 総合子育て支援センターを拠点として、子育てに関する情報の収集・発信を行うとともに、駅前の立地性を活かし、乳幼児とその親が気軽に集い、親子で交流できる場の提供や多様化する保育ニーズに対応するための一時預かり保育を充実します。
- 子育てする親と子どもが気軽に集い、子育ての相談や情報収集、仲間づくりなどができる、地域での子育て支援の拠点となるつどいの広場事業を充実します。
- 子どもへの必要な医療の提供と子育て家庭への経済的な支援のため、こども医療費の無料化^{*}を引き続き実施します。

(2) 相談体制の充実

- 子育て家庭が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、子育て家庭と事業者をつなぐコーディネート機能を有したネットワークを充実し、きめ細かな情報を効果的・効率的に発信します。
- 地域からの情報提供により、支援を必要とする家庭の把握に努めます。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

- 子育て家庭が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、子育て家庭と事業者をつなぐコーディネート機能を有したネットワークを充実し、きめ細かな情報を効果的・効率的に発信します。

(4) 児童館サービスの充実

- 子どもが安心して利用できる居場所づくりや地域との交流の場としての児童館サービスを充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
つどいの広場利用者数	58,644人	60,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 身近な地域の子育て支援の場に、積極的に参加しましょう。
- 子育ての困りごとは、身近な相談場所に相談しましょう。
- 事業者は子育て支援のネットワークづくりに参画しましょう。
- 子育て家庭の親子や小学生は積極的に児童館を利用しましょう。また、中・高校生は児童館活動に参加しましょう。

※無料化とは

市内指定医療機関での保険診療に係る一部負担金については、医療機関での窓口払いも無料となります。(市内指定医療機関以外及び市外医療機関で受診した場合は、一部負担金支払後に領収書を添付して申請を行い支給となります。)

施策 20

ひとり親家庭などの自立支援の推進

施策の目指す姿

ひとり親家庭などに対する適切な支援により、家庭が支えられ、子どもが健やかに育っています。

施策の現状

ひとり親家庭などの支援としては、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費などの支給のほか、自立を促進するため、母子・父子自立支援員による相談、就労支援プログラムの策定や高等職業訓練促進給付金などの支給により、就労に結びつくための相談支援及び技術や技能の修得の両面から支援を行っています。しかし、さらなる支援を必要とする方もいることから、自立支援策の一層の推進が求められています。

施策の課題

- 休日・夜間に関わらず、身近で、いつでも受診できる医療体制の安定的な確保が必要です。

主なとりくみ

(1) 経済的な支援と相談援助による自立支援の推進

- 児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給などにより、ひとり親家庭などへの経済的な支援を引き続き実施します。
- 母子・父子自立支援員の対応により、ひとり親家庭などに必要な情報を提供し、自立に向けた総合的な支援を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
母子・父子自立支援プログラム策定後に就労につながった件数	7件	15件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- ひとり親家庭などが孤立しないよう、地域でささえましょう。

施策 21

要保護児童対策の充実

施策の目指す姿

児童に関する機関と地域が一体となったネットワークの構築により、要保護児童とその家庭が見守られ、児童虐待のない地域になっています。

施策の現状

本市では、児童虐待の早期発見及び児童虐待のおそれのある家庭の見守りと支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、民生委員・児童委員などの31機関が地域と一体となったネットワークを構築し、見守りの必要な家庭への支援のほか、児童虐待防止講演会の開催などの啓発活動を実施しています。しかし、見守りや支援が必要な家庭の増加や、対応が困難な家庭の発生が懸念されています。

施策の課題

- 児童虐待防止対策の充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会を中心に、地域の関係機関が連携し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や見守りなどの児童虐待防止対策を充実します。
- オレンジリボンキャンペーンなどにより、児童虐待防止の啓発を行います。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
要保護児童対策地域協議会機関マネージャー研修参加人数	62人	75人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 児童虐待の疑いがあるときは、迷わず、市、児童相談所、警察などの関係機関へ通報しましょう。

施策 22

社会保障制度の円滑な運用

施策の目指す姿

生活保護、国民健康保険、介護保険、国民年金などの社会保障制度が適正かつ健全に運営されることにより、社会の安定に寄与しています。

施策の現状

近年、全国的に生活保護受給者の増加傾向が続いており、新たな生活困窮者への支援として、平成27年度から生活困窮者自立支援制度が実施され、経済的な側面だけでなく、家庭や心身の問題などへの相談対応や困窮世帯の児童に対する学習支援を実施しています。また、生活保護制度については、より適正な制度運営と自立支援を重視して取り組んでいます。

国民健康保険制度については、高齢化や医療の高度化などに伴う医療費の増加などにより、厳しい運営状況にあります。このため、給付と負担の公平性を高め、医療費の適正化を図るとともに保険料収納率の向上や効率的で安定した運営に努めています。また、国民健康保険法の大規模な改正により、平成30年度から県とともに運営する新しい国民健康保険制度が始まります。

介護保険制度については、要支援・要介護認定者の増加に伴い介護サービス給付費が増加しており、介護予防の推進や給付の適正化など、健全で持続可能な制度を運営しています。

国民年金制度や後期高齢者医療制度については、円滑な運営のために継続して制度を周知しています。

施策の課題

- 社会情勢の変化に伴い、各種社会保障制度の適正かつ円滑な運営が必要です。

主なとりくみ

(1) 生活困窮者への自立支援

- 生活に困窮した世帯が抱える様々な問題に対処するために、適切な相談対応とともに、困窮世帯の児童に対する学習支援を推進します。
- 生活保護制度を適正に運営するとともに、生活保護世帯の自立に向けた就労支援を行います。

(2) 国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営

- 診療報酬明細書などの点検による給付の適正化やジェネリック医薬品の利用促進による医療費の縮減を推進します。
- 特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防事業を推進し、給付の適正化に取り組みます。
- 埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度を円滑に運営します。

(3) 介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険サービス事業者協議会を通じて事業者を支援することにより、円滑な介護サービス体制を構築するとともに、介護保険給付費適正化の実施などにより、良質な介護サービスを提供します。
- 制度の周知に努めるとともに、公正・公平な要介護認定を引き続き実施します。

(4) 国民年金制度の啓発

- 国民年金制度への理解を深めるため、広報紙や市の公式ホームページなどを通じて、制度の周知・啓発に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
生活保護制度の就労支援事業における支援件数	113件	120件
国民健康保険 特定健康診査の受診率 (特定健康診査受診者数÷特定健康診査対象者数)	38.3%	60.0%
後期高齢者医療 健康診査の受診率 (健康診査受診者数÷健康診査対象者数)	48.0%	60.0%
国民健康保険 特定保健指導の実施率 (特定保健指導終了者数÷特定保健指導対象者数)	13.6%	60.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 各種社会保障制度を理解し、適切に利用しましょう。
- 疾病治療において、ジェネリック医薬品の利用に努めましょう。
- 日常的に健康管理を行うとともに、特定健康診査や特定保健指導を活用しましょう。

第3章 都市基盤

～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



(南小学校5年)

「埼玉で一番活気があるまち」

(入間川小学校6年)

第3章 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ	
都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～	1	地域の拠点を核としたまちづくりの推進	23	都市機能の向上	(1)	中枢拠点の整備	
					(2)	地域拠点の整備	
					(3)	各地域の整備	
		2	安全で快適なまちづくりの推進	24	道路ネットワークの構築	(1)	都市計画道路の整備
					(2)	都市計画道路を補完する一般市道の整備	
	25			公共交通の充実	(1)	鉄道輸送の利便性の向上	
			(2)	バス輸送の利便性の向上			
		3	水道・下水道の整備	26	住みよいまちづくりの推進	(1)	市民と進める都市(まち)づくり
					(2)	住宅団地などのリニューアルの促進	
					(3)	都市景観の形成、保全	
					(4)	良質な宅地開発・建築の誘導	
	27			安全で快適な道路環境の整備	(1)	道路の安全性の確保	
			(2)	歩行者や自転車の通行空間の確保			
			(3)	放置自転車対策の推進			
			28	総合的な雨水対策の推進	(1)	雨水の流出抑制と有効活用	
		(2)	河川などのいっ水防止				
		29	公園整備・都市緑化の推進	(1)	公園の整備と管理の充実		
		(2)	河川敷の有効活用				
		(3)	市街地の適切な緑化の推進				
		30	計画的な土地利用転換	(1)	中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進		
		(2)	工業系の土地利用の転換の推進				
		31	水道の整備	(1)	安全で良質な水の供給		
		(2)	安定的な給水体制の確立				
		(3)	経営基盤の強化				
		32	公共下水道の整備	(1)	污水管、雨水管整備の推進		
		(2)	持続的な施設機能の維持				
		(3)	経営基盤の強化				

施策 23

都市機能の向上

施策の目指す姿

駅の周辺地区に、住宅や商業・業務機能などが集積することにより、まちが活性化し、市民が安全で利便性のよい生活を送っています。また、各地域では、人口減少や高齢化が進展するなかにあっても、地域コミュニティ機能が持続するとともに、日常の商業・福祉などの生活サービスが提供されています。

施策の現状

本市では、狭山市駅周辺地区を市の中枢拠点とし、また、入曽駅、新狭山駅、稲荷山公園駅の周辺地区を地域拠点として位置付け、それぞれの地域にふさわしい基盤整備や地域環境の向上に取り組んでいます。

狭山市駅西口周辺地区については、市街地再開発事業などの整備により、駅前広場や市民広場などが完成し、狭山市駅周辺の活性化とにぎわいづくりに寄与しています。

狭山市駅東口地区については、関係者の協力により、土地区画整理事業が完了する見込みです。

入曽駅東口地区については、土地区画整理事業による整備に向けて、長年にわたり関係地権者との合意形成に取り組んできましたが、一部の地権者の理解が得られず、平成 25 年 5 月に事業化を凍結しました。

稲荷山公園駅周辺地区については、博物館などの公共施設が整備されていますが、残された国有地についても、平成 20 年度に策定された稲荷山公園駅周辺基地跡地利用計画に基づき、検討を進めています。

新狭山駅周辺地区については、土地区画整理事業や都市計画道路整備などにより市街地の基盤が整っています。

また、駅周辺以外の地域においては、各地区センターが地域住民の交流などの場になっており、各種店舗などの立地により、地区住民の日常生活における利便性の向上も図られています。

施策の課題

- 人口減少や高齢社会に対応したまちづくりを進めていくことが必要です。

主なとりくみ

(1) 中枢拠点の整備

- 狭山市駅西口周辺地区について、さらなる安全で利便性が高くにぎわいのある中心市街地の形成を実現するため、旧中央公民館等跡地を利活用し、まちの活性化に寄与するための施設整備を推進します。また、狭山市駅周辺地区から入間川に至る空間を連続的に捉え、回遊性のある都市空間の形成を推進します。
- 狭山市駅周辺の土地利用転換構想地区については、駅から徒歩圏内である立地を活かして、本市の中枢拠点整備を拡充していく上での土地利用転換を推進します。

(2) 地域拠点の整備

- 入曽駅周辺地区については、地元の機運や地権者の協力を踏まえたなかで、市南部の地域拠点として、安全で利便性の高いまちづくりを推進します。
- 稲荷山公園駅周辺については、稲荷山公園駅周辺基地跡地利用計画に基づき、基地跡地の有効活用や道路整備などを進め、都市機能を高めます。
- 新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持保全に努めます。

(3) 各地域の整備

- 駅周辺以外の各地域については、地域の特性を活かしながら、そこに居住する市民の日常生活が健全に営まれるように、開発許可等において日常生活に必要な物品販売店舗などの整備を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
狭山市駅周辺において土地を高度利用した件数 (入間川 1・2・3 丁目、祇園における 5 階建て以上の建築物の着工件数、平成 26 年度以降の累計)	2 件	5 件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 狭山市駅周辺地区の公共公益施設を有効に活用しましょう。
- 駅を中心としたまちづくりへの理解を深めましょう。

施策 24

道路ネットワークの構築

施策の目指す姿

駅などの拠点を結ぶ道路ネットワークの構築により、本市の拠点間の交通の利便性の向上と安全性が確保されています。

施策の現状

本市の都市計画道路については、狭山市駅上諏訪線の整備が進められており、平成29年度中の完成が見込まれています。次期整備路線として選定した狭山市駅加佐志線を第1優先に、順次、笹井柏原線、菅原富士見台線についても、事業化に向け取り組んでいます。

その他の都市計画道路では、平成25年3月に東京狭山線（県道所沢堀兼狭山線）が市内全線開通し、平成26年5月には狭山市駅東口土地区画整理事業により、狭山市駅加佐志線及び菅原富士見台線の一部が通行可能となり、狭山市駅へのアクセスも向上しています。

また、道路ネットワークを形成する主要な幹線道路の整備を推進しています。

施策の課題

- 道路ネットワークの構築を推進するため、都市計画道路などの整備の推進が必要です。また、都市計画道路へのアクセス性を向上させるため、一般市道の整備も必要です。

主なとりくみ

(1) 都市計画道路の整備

- 狭山都市計画道路整備計画に基づき、整備路線として選定した優先4路線（狭山市駅上諏訪線、狭山市駅加佐志線、笹井柏原線、菅原富士見台線）の整備を推進し、道路ネットワークの構築を推進します。
- 県が整備の主体となる都市計画道路については、連携して取り組んでいきます。

(2) 都市計画道路を補完する一般市道の整備

- 都市計画道路を補完する一般市道については、拡幅などの道路整備を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
都市計画道路整備率（規格整備延長 ÷ 計画延長 63,545m、これまでの累計）	69.3%	70.3%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 道路整備の効果への理解を深めましょう。

施策 25

公共交通の充実

施策の目指す姿

鉄道やバスなどの公共交通の充実により、だれもが移動しやすい交通手段が確保され、交通の利便性が向上しています。

施策の現状

本市の鉄道輸送については、西武新宿線及び西武池袋線の2路線が運行しており、一部の区間で未整備となっている複線化の整備や他線への乗り継ぎ改善による利用者の利便性の向上について、関係機関に要請しています。

他方、市内の移動は、民間事業者による路線バスと、それを補完する市内循環バスが運行していますが、一部にバス路線の不便な地域が残されています。

路線バスについては、路線の新設や既存路線の増便、運行時間の延長などを関係機関に要請しています。

市内循環バスについては、利用動向の調査や地域住民の意向などに基づき、運行形態やルートの見直しを行っています。

また、高齢者の移動を活発にするため、埼玉県西部地域まちづくり協議会*において、鉄道とバスの定額バスの実現に向けた取り組みを行っています。

施策の課題

- 市民の円滑な交通移動手段の向上のため、公共交通の充実が必要です。

*埼玉県西部地域まちづくり協議会とは

県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり計画(ダイアプラン)を策定している。

主なとりくみ

(1) 鉄道輸送の利便性の向上

- 関係機関に対し、鉄道輸送力の強化、他線への乗り継ぎ改善や駅施設の改善を引き続き要請します。また、高齢者を対象とした定額パスの実現を要請します。

(2) バス輸送の利便性の向上

- 関係機関に対し、バス路線の新設、既存バス路線の増便や運行時間の延長などを要請します。また、高齢者を対象とした定額パスの実現を要請します。
- 市内循環バスについては、定期的に利用者動向などを調査しながら、地域の実情に則した運行形態に見直します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
市内循環バスの利用者数	76,841 人	86,000 人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 公共交通を積極的に利用しましょう。

施策 26

住みよいまちづくりの推進

施策の目指す姿

市民や事業者などの理解と協力により、安全で利便性の高い、良好な景観を備えたまちづくりが進んでいます。

施策の現状

本市では、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や狭山市都市計画マスタープランに基づき、快適で活力のあるまちづくりを進めています。

近年、昭和 40 年代から 50 年代に開発された住宅団地などでは、空き家が増加し、住宅の老朽化が進んでいます。

良好な景観の保全については、埼玉県景観条例により、一定規模を超える建築物に係る色彩などについて、市内全域が届出の必要な地域になっています。

施策の課題

- まちづくりへの市民の理解と協力とともに、良好な都市環境の形成が必要です。

主なとりくみ

(1) 市民と進める都市(まち)づくり

- 社会情勢の変化などに対応するため、都市計画マスタープランを見直します。

(2) 住宅団地などのリニューアルの促進

- 昭和40年代から50年代に開発された住宅団地を中心に、良好で安全な住環境の確保に向けて、空き家対策や老朽マンションの改修などを促進します。

(3) 都市景観の形成、保全

- 駅前広場や大規模公園、公共施設などは、景観に配慮し、良好な都市景観を形成します。
- 市民と行政が協働して、地域景観に配慮した屋外広告物の設置などを適正に誘導します。

(4) 良質な宅地開発・建築の誘導

- 地域の特性に応じた環境、景観の形成に向けて、市民の理解と協力のもとに、地区計画や建築協定などの活用により、良好な環境の整備や保全を促進します。
- 都市計画法や狭山市宅地等の開発に関する指導要綱に基づき、開発行為の適正な指導や誘導を行い、良好な環境の備った市街地の形成を促進します。
- 長期優良住宅などの、耐久性や省エネルギー性能を持つ住宅建設の促進に向けた啓発を行います。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成26年度	平成32年度
地区計画の指定地区数(平成6年度以降の累計)	3地区	5地区

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域のまちづくりに関する理解を深めましょう。
- 良好な市街地の形成に向け、地区計画や建築協定などを活用しましょう。

施策 27

安全で快適な道路環境の整備

施策の目指す姿

道路の効率的な維持管理や計画的な整備により、車両や歩行者の通行の安全性や快適性が向上しています。また、放置自転車対策などにより、良好な道路環境が確保されています。

施策の現状

道路の整備については、安全性や利便性の向上を目的として取り組んでおり、そのなかで、歩行空間を確保するため、一般市道の整備に併せ、通学路などに指定されている道路を計画的に整備しています。

市民生活に欠くことのできない道路や橋りょうの維持修繕については、今後、老朽化が進むことにより多額の費用を必要とするため、予防保全型工事により長期的なコストを抑えた計画的な運用に努めています。

道路環境については、道路パトロールを実施し、不具合箇所の早期発見・早期修繕に努めるとともに、電柱などに貼られている違反広告物を除去し、景観の美化にも努めています。

放置自転車対策については、市内4駅周辺に9か所の自転車駐車を設置するとともに、各駅周辺に指導員を配置し、自転車の駐車指導・誘導を実施しています。

施策の課題

- 道路の安全性の確保や道路環境の保全とともに、老朽化が進む道路の効率的な維持管理が必要です。

主なとりくみ

(1) 道路の安全性の確保

- 一般市道の拡幅や交差点の改良工事を推進します。
- 老朽化が進む道路の調査・点検を行い、計画的な修繕を推進します。また、橋りょうの耐震化工事を推進します。
- 道路の不具合箇所の早期発見・修繕のためにパトロールを実施するとともに、良好な道路景観と通行人などの危険防止のため、違反広告物を除却します。

(2) 歩行者や自転車の通行空間の確保

- 歩行者や自転車の通行の安全性及び利便性を確保するため、歩道や歩行者のたまり空間などを整備するとともに、自転車通行空間の整備を推進します。また、都市景観に配慮し、歩道における緑の保全を図ります。

(3) 放置自転車対策の推進

- 自転車の放置に対する指導や誘導、市営自転車駐車場の整備を実施し、放置自転車対策を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
舗装の修繕工事の延長	15,916m (平成 22年度から平成 26年度の合計)	17,500m (平成 28年度から平成 32年度の合計)

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 生活道路や歩道の破損・不具合箇所を発見したときは関係機関へ連絡しましょう。
- 道路の清掃活動に協力しましょう。
- 自転車駐車場の有効利用などにより、自転車を放置しないようにしましょう。

施策 28

総合的な雨水対策の推進

施策の目指す姿

河川や水路の改修や雨水の流出抑制により、いっ水被害が解消され、安全で快適な環境が確保されています。

施策の現状

本市では、道路の改修やいっ水被害を抑止するため、河川や水路の改修を進めるとともに、雨水の貯留・浸透施設の普及を進めています。

しかし、近年の局地的豪雨の際には、宅地化に伴う雨水の浸透能力の低下により、河川や水路への負担が増大し、冠水被害もみられます。

また、安全な河川を確保するため、護岸未整備箇所の整備促進を県に働きかけています。

施策の課題

- 宅地化の進展により雨水の浸透能力が低下しているため、貯留や浸透施設の普及が必要です。また、降雨時の河川などのいっ水防止のため、河川や水路の流下能力の向上が必要です。

主なとりくみ

(1) 雨水の流出抑制と有効活用

- 民間開発にあたっては、雨水の流出抑制に関する指導を実施します。
- 雨水の有効活用を実現するためにも、雨水の貯留・浸透施設の設置を促進します。

(2) 河川などのいっ水防止

- 河川や水路の改修を計画的に実施します。
- 入間川や不老川の改修や調節機能の向上については、流域市町と連携し、関係機関へ要請します。また、関係部局と連携していっ水被害などの緩和を目指します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
雨水貯留施設の設置数(平成 12年度以降の累計)	232基	362基
雨水浸透施設の設置数(平成 12年度以降の累計)	393基	537基
水路の改修済延長(これまでの累計)	1,723m	1,936m

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 事業者などは雨水流出抑制への理解を深め、協力しましょう。
- 雨水を宅地で処理するため、雨水貯留・浸透施設を設置しましょう。

施策 29

公園整備・都市緑化の推進

施策の目指す姿

市民の誰もが安全に利用できる公園が適正に配置され、また、魅力ある緑地が形成されています。

施策の現状

本市では、大規模な公園や入間川河川敷を有効活用した公園などを整備し、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として利用されています。

市街地の公園は、地域に応じた適正配置が求められています。既存公園では遊具や外柵など、公園施設の多くが老朽化による更新時期を迎えています。

河川敷の有効活用・治水の安全を推進するため、低水護岸の未整備箇所の整備促進について、管理者である県に働きかけています。

樹木の保存や生け垣に対する補助金などにより、宅地の緑化を促進するとともに、開発事業においては、適切な緑地の確保促進に努めています。

施策の課題

- 公園の適正な配置や緑地の適切な確保とともに、既存公園においては遊具などの適切な管理が必要です。また、貴重な入間川河川敷を市民の憩いの場として、さらなる有効活用が必要です。

主なとりくみ

(1) 公園の整備と管理の充実

- 市民の身近な憩いの場や、子どもの安全な遊び場、また、災害時には緊急避難場所となる公園の整備を図ります。
- 公園台帳の電子化や公園遊具などのリニューアルにより、公園の適正な管理を進めます。

(2) 河川敷の有効活用

- 入間川の河川敷は、都市に残された貴重な自然資源であり、生態系に配慮し多くの市民が憩える利用環境の整備を進めます。

(3) 市街地の適切な緑化の推進

- 樹木の保存、生け垣の設置補助金などにより、市街地における緑化を推進します。さらには、開発事業による新たな土地利用に際しては、緑化を指導します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
公園来場者数(智光山公園こども動物園入園者数)	210,000人	217,000人
市民団体などによって管理されている公園緑地のか所数	113か所	116か所

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 自治会や市民団体による公園管理に協力しましょう。
- 公園は、多くの市民の憩いの場であるため、利用ルールを守りましょう。
- 緑化などの活動に携わるとともに、生け垣の設置を促進しましょう。

施策 30

計画的な土地利用転換

施策の目指す姿

土地利用転換構想地区においては、都市基盤の整備により、企業の立地が進んでいます。また、企業の立地などに向けた開発への取り組みが具体的に進んでいます。

施策の現状

企業立地を促進するため、圏央道狭山日高インターチェンジ周辺地域などは、狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づいて、産業系の区域を指定するとともに、柏原北地区については、平成24年7月に市街化区域への編入が行われました。

狭山市駅東口土地区画整理事業区域に隣接する入間川地区については、狭山市駅から徒歩圏内であることから、都市計画道路の整備とともに、本市の中核拠点にふさわしい土地利用が期待されています。また、国道16号及び中心市街地に隣接する地区についても同様に、本市の中核拠点にふさわしい土地利用が期待されており、現在、地域医療支援病院の立地が進んでいます。

施策の課題

- 市街化調整区域の見直しなどによる土地利用の転換が必要です。

主なとりくみ

(1) 中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進

- 狭山市駅東口土地区画整理事業区域に隣接する入間川地区では、その立地特性を活かし、都市計画道路の整備に併せ、農地や自然環境にも配慮しながら、主に、商業・医療・福祉などの都市機能の立地と、より駅に近接する区域については、住居系も視野に入れた中枢拠点の拡充形成を推進します。
- 国道16号及び中心市街地に近接する入間川地区では、地域医療支援病院の立地の促進とともに、産業系機能などを視野にいれた中枢拠点の拡充形成を推進します。

(2) 工業系の土地利用の転換の推進

- 圏央道インターチェンジの立地特性を活かし、狭山工業団地の東西への拡張を図っていくため、権利者の意向も踏まえながら基盤整備を進め、市街化区域への編入を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成26年度	平成32年度
土地利用転換構想地区における整備面積 (平成26年度以降の累計)	0ha	30ha

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域のまちづくりや土地利用のあり方などへの理解を深めましょう。
- 本市への新規企業立地及び市内企業の市内での既存施設の拡張を検討しましょう。

施策 31

水道の整備

施策の目指す姿

安全な水が安定的に供給され、渇水時や災害時などにおいても、給水体制が整備されています。

施策の現状

本市の水道事業においては、市民生活に欠くことのできない水道水の安全性を確保するため、水質管理体制を整備し、安全で良質な水道水を供給しています。

近年は、人口減少や節水意識の高まりなどにより料金収入が減少傾向にあるなかで、業務の効率化による支出の削減に努めるとともに、平成 25 年度からは、お客様サービスセンターを開設し、利用者サービスの向上を図っています。

浄水場、配水場及び管路などについては、更新と改良を計画的に進めるとともに、水道施設の耐震化も併せて実施しています。

平成 29 年度完了予定の稲荷山配水場更新事業では、省エネルギー機器や太陽光発電設備の設置により、環境への負荷の低減を図るとともに、鷓ノ木浄水場中央監視制御設備更新事業では、遠方監視設備の充実により、運転管理の効率化に取り組んでいます。

施策の課題

- 水道施設の更新・耐震化を進めるとともに、災害などへ対応するための危機管理体制の強化が必要です。また、将来にわたり事業を安定的に継続するため、業務の効率化による経営基盤の強化が必要です。

主なとりくみ

(1) 安全で良質な水の供給

- 適切な浄水処理と水質検査を通じて、水道水の安全性を確保していきます。

(2) 安定的な給水体制の確立

- 水需要の動向を見極めながら、水道施設の適切な能力を維持します。
- 県営水道に対して安定した県水の供給を要請するとともに、自己水源の維持と確保に努めます。
- 老朽化した浄水場、配水場及び管路などは、更新及び改良事業を実施するなかで、施設の耐震化を推進します。
- 遠方監視設備の整備を通じて、浄水場、配水場などの運転管理の効率化に努めます。
- 災害などに備え、応急給水拠点の整備や資機材を拡充するとともに、市民との協働による応急給水訓練などの防災訓練を推進します。

(3) 経営基盤の強化

- 漏水調査や老朽管の更新を推進し、有収率^{*}の向上を図るとともに、料金収納率を高め、安定かつ健全な経営に努めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
老朽管の改良率(塩化ビニール管のダクタイル鉄管への改良率、累計)	18.1%	62.8%
有収率(年間有収水量÷年間配水量)	94.8%	95.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 水資源に限りがあることを理解し、適切な節水を心がけましょう。
- 災害時には、地域で協働して応急給水体制を推進しましょう。

※有収率とは

配水場から送られた水量と、各家庭や工場で実際に使用され、水道料金収入の対象となった水量との比率のこと。

施策 32

公共下水道の整備

施策の目指す姿

公共下水道の整備と適切な維持管理により、快適で安全・安心な生活環境が形成されるとともに、河川などの水質が保全されています。

施策の現状

本市の公共下水道は、平成 27 年度から市街化調整区域第 4 期整備事業に着手し、堀兼地区や南入曽地区などの污水管整備を推進するとともに、鶉ノ木地区と新狭山地区の雨水管整備を推進するほか、都市計画事業関連の整備に併せて雨水管整備を推進しています。未水洗化世帯に対しては、個別に実態調査を行うなど、水洗化促進の強化に取り組んでいます。

老朽化が進む下水道施設については、長寿命化及び地震対策を推進しています。

近年は、人口減少などにより、下水道使用料の大幅な増収が見込めないなかで、下水道の普及を促進するとともに、業務の効率化による支出の削減に努めています。

また、下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時にも施設機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることから、平成 26 年度に下水道事業の業務継続計画※（下水道 BCP）を策定し、災害に備えた危機管理体制の強化を図っています。

施策の課題

- 公共下水道の計画的な整備と下水道施設の老朽化対策及び地震対策を講じるとともに、災害などへの危機管理体制を強化する必要があります。また、将来にわたり事業を安定的に継続するため、収支の均衡に向けた業務の推進や人口減少などの社会情勢に対応した下水道計画の見直しによる経営基盤の強化が必要です。

※業務継続計画とは

災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

主なとりくみ

(1) 汚水管、雨水管整備の推進

- 河川などの水質を保全するため、市街化調整区域第4期整備事業として、堀兼地区や南入曽地区などの市街化調整区域における汚水管整備を推進します。
- 浸水被害の軽減と解消を目指して、鵜ノ木地区と新狭山地区の雨水管整備を推進するとともに、新たな土地利用にも対応した雨水管整備に努めます。

(2) 持続的な施設機能の維持

- 老朽化した下水道施設の更新や改良により、長寿命化を推進し、施設機能の維持強化を図ります。
- 下水道施設の耐震化を推進し、震災時に対応した施設機能の向上を図ります。
- 災害に備え、継続的に危機管理に関する訓練を実施します。

(3) 経営基盤の強化

- 不明水対策を推進し有収率*の向上を図るとともに、未接続世帯に対する個別指導などにより水洗化の促進に努めます。
- 使用料収納率を高めるとともに、下水道使用料の適正化や持続可能な下水道計画について検討し、安定かつ健全な経営に努めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
市街化調整区域第4期整備事業の普及率(第4期整備事業の供用開始区域内人口/計画区域内人口、累計)	0%	95.0%
有収率(年間有収水量÷年間汚水処理水量)	82.8%	87.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 公共下水道が供用開始されたら、速やかに接続しましょう。

*有収率とは

下水処理場で処理された汚水量と、各家庭や工場から実際に排水され、下水道使用料収入の対象となった汚水量との比率のこと。

第4章 産業経済

～活力のある産業を育てるまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



(南小学校5年)

「狭山茶をのんでにこにこえがおのまち」

(入間川東小学校4年)

第4章 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ		
産業経済 （活力のある産業を育てるまちをめざして）	1	総合的な産業振興の推進	33	新たな企業・事業者の育成	(1)	企業誘致の推進		
					(2)	創業・起業・事業拡大の促進		
			34	地域産業の支援の充実	(1)	中小企業・小規模企業の経営安定化支援の充実		
					(2)	産業支援機能の強化		
			2	地域産業の振興	35	地域商業の活性化	(1)	商業活動の活性化支援
							(2)	消費活動の安定
	36	工業の活性化			(1)	工業地域の環境整備		
					(2)	工業活動の活性化支援		
	37	農業の活性化			(1)	安全・安心な農産物の安定供給の促進		
					(2)	狭山茶の生産の振興		
					(3)	農業の担い手の育成・確保		
			(4)	地場農産物の消費拡大				
	38	狭山の地域資源を活用した観光の推進	(5)	耕作放棄地対策の推進				
			(6)	農業生産基盤などの整備と維持管理				
	39	雇用の促進と勤労者福祉の充実	(1)	地域資源の活用・発信				
(2)			雇用機会の拡充					
(3)			人材育成・能力開発の促進					
3	雇用と労働環境の充実	39	雇用の促進と勤労者福祉の充実	(2)	労働環境や福利厚生の実現			
				(3)	労働環境や福利厚生の実現			
				(3)	労働環境や福利厚生の実現			

施策 33

新たな企業・事業者の育成

施策の目指す姿

企業の立地による産業集積が進むとともに、新製品の開発などにより、企業活動が活発化し、雇用の機会が確保されています。

施策の現状

近年は、圏央道狭山日高インターチェンジ周辺地域などにおいて企業誘致を進め、製造業や流通業などの企業の立地が進んでいます。

本市は、優れた技術を有する企業や大学が多数存在している県西部地域にあり、人的資本も豊富であることから、各企業が互いの強みを生かし、共同研究・共同開発を盛んに行っています。

新たに市内へ進出しようとする企業に対しては立地を促進し、新たな分野を開拓しようとする企業や起業家に対しては、狭山市地域新事業創出基盤施設（さやまインキュベーションセンター21）※において、産官学連携による共同開発などの支援を行っています。

また、各種セミナーの開催を通して、新たな分野の開拓に取り組む企業や、地域の課題解決に向けた事業を新たに展開するNPO法人や各種団体、市民の育成に取り組んでいます。

市の財政や市民生活の安定には、産業振興が重要であり、まち・ひと・しごと創生法※に基づくしごとづくりが求められています。

施策の課題

- 一層の産業集積を図るためには積極的な企業誘致を推進するとともに、研究開発や創業・起業を促進するため、さやまインキュベーションセンター21の活用・支援に取り組むことが必要です。

※狭山市地域新事業創出基盤施設（さやまインキュベーションセンター21）とは
企業や個人起業家の育成支援を目的とした起業家育成施設のこと。

※まち・ひと・しごと創生法とは

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として制定された法律。

主なとりくみ

(1) 企業誘致の推進

- 地域経済の発展と雇用機会を拡大するため、計画的な土地利用転換の推進及び企業立地奨励金の活用により、企業の誘致に積極的に取り組むとともに、企業の新規立地や既存施設の拡張に対する支援を実施します。

(2) 創業・起業・事業拡大の促進

- 関係機関と連携した各種セミナーの開催やさやまインキュベーションセンター21の活用などにより、新たな製品またはサービスの研究・開発に取り組む企業や地域の課題解決に向けた事業などを新たに展開する起業家の育成を促進します。
- 中小企業・小規模企業・起業家による新たな製品開発のための施設の提供や課題解決のための指導など総合的な支援を実施します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
企業立地奨励金活用件数(新規立地分) (平成 20年度以降の累計)	16件	26件
埼玉県起業家育成資金活用件数 (平成 22年度以降の累計)	85件	170件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業の新設や施設拡張にあたっては、市内での立地を検討しましょう。
- 創業・起業を検討しましょう。
- さやまインキュベーションセンター21を活用しましょう。
- 市内立地企業や地域課題を解決する企業などの、商品やサービスを積極的に利用しましょう。

施策 34

地域産業の支援の充実

施策の目指す姿

中小企業・小規模企業の経営が安定し、業種間の枠を越えた交流などが進み、地域経済が活性化しています。

施策の現状

人口減少・少子高齢化などによる需要の縮小や就業構造の変化、また急激な為替変動などが中小企業・小規模企業の経営や資金繰りに多大な影響を及ぼしています。

中小企業・小規模企業の経営は、様々な外的要因に影響されやすいことから、平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定され、中小企業・小規模企業に対する国や県の支援メニューが整備されています。

本市では、中小企業・小規模企業の経営安定化と発展に資するため、制度融資のあっせんや、中小企業・小規模企業を対象とした経営相談や人材の育成などの支援を実施しています。

また、産業労働センターで実施している、「知の市場」※や「ミートアップ事業」※を通じて、中小企業・小規模企業が他の企業や金融機関・大学などと連携・協力しながら地域にある資源を生かし、新商品・新サービスを開発する動きも見られます。

施策の課題

- 地域経済を活性化するためには、中小企業・小規模企業が抱える課題の解決に必要な支援制度の周知や活用促進、並びに産業労働センターを拠点とした交流・連携の場づくりが必要です。

※知の市場とは

現場で培った経験を持つ幅広い分野の人々と受講者が集い、互いに自己研鑽・自己実現を行うことを目的とした事業

※ミートアップ事業とは

創業者及び創業希望者が、経営や開発等の課題に関する情報交換・研究を目的として集う場を提供する事業

主なとりくみ

(1) 中小企業・小規模企業の経営安定化支援の充実

- 関係機関と連携し、中小企業・小規模企業への有益な情報の提供、経営相談や人材の育成、各種融資制度の利用促進などの支援を行います。
- 中小企業庁などが発信する支援メニューの利用促進に向けて、中小企業・小規模企業が情報を取得しやすい環境づくりを行います。

(2) 産業支援機能の強化

- 中小企業・小規模企業が、業種間の枠を越え、新たな価値を創造できるよう、産業労働センターを中心に、異業種間交流や企業間共同事業を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
融資利用件数（設備資金分） （平成 22 年度以降の累計）	85 件	187 件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業は、経営相談及び経営診断の活用や各種制度融資を利用しましょう。
- 企業は、異業種間交流の活用や企業間共同事業に参加しましょう。

施策 35

地域商業の活性化

施策の目指す姿

商業者に対し、必要な支援策を実施することで、消費が喚起され、地域商業が活性化し、消費活動も安定しています。

施策の現状

本市の地域商業は、地域経済の発展や雇用の創出に限らず、市民の交流の場として、消費活動を支える役割を担ってきましたが、郊外型大型小売店舗の進出による商圈の変化や、市民のライフスタイルの変化などにより、活性化への道筋が見えにくくなっています。

このようななか、近年は狭山市駅周辺を中心市街地（中心商業拠点）として捉え、市街地の整備改善を経て地域商業の活性化を進めており、あわせて、商店街の共同施設維持管理や、活性化に向けたイベントなどの活動を支援しています。

今後は、少子高齢化による地域社会の変化に対応し、地域が必要とするサービスを提供できるよう、さらなる地域商業の活性化が求められています。

施策の課題

- 地域商業が活性化し、市民の消費活動が安定していくためには、商業活性化に向けた方針の検討と策定に加え、地域も一体となって商業者を支える仕組みづくりが必要です。

主なとりくみ

(1) 商業活動の活性化支援

- 地域の実情に応じ、商業者・商店街自身の取り組みを一体的に支援できるよう、狭山商工会議所と連携し、国や県の支援制度の活用を促進します。
- 狭山商工会議所と連携し、商業者を対象に経営診断や経営相談の活用を促すとともに、新規出店を希望する者に対し、必要な支援策を提供します。

(2) 消費活動の安定

- 大型店の立地に際して、地域の消費活動を支えつつ地域貢献が促進されるよう、必要なガイドラインを整備します。
- 地域ニーズや消費者ニーズに応えるサービスを提供する商業者・地域活動団体の活動を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
商業者・地域活動団体などが連携し、地域ニーズや消費者ニーズに応える新たな活動を実施した件数	0件	3件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 商業者が地域経済を支える一翼を担い、地域社会において重要な役割を果たしていることを理解しましょう。

施策 36

工業の活性化

施策の目指す姿

工業地域の環境整備や活動への支援により、企業活動が活性化するとともに、企業の研究開発力が向上し、競争力が高まっています。

施策の現状

本市の製造品出荷額等は、県内トップクラスを維持しています。

市内の川越狭山工業団地、狭山工業団地及び圏央道狭山日高インターチェンジ周辺地域において、多くの製造業や流通業関係の企業が立地しており、地域経済の発展や雇用確保の面においても重要な役割を果たしています。

このようななか、企業活動が円滑に行えるよう、企業立地奨励金制度や工場立地法地域準則条例を活用するとともに、中小企業・小規模企業が抱えている様々な課題の解決のため、狭山商工会議所や一般社団法人首都圏産業活性化協会の専門相談員による経営支援相談業務を実施しています。

施策の課題

- 工業が活性化するためには、周辺環境との調和に加え、人材・施設設備・資金の確保など経営環境の整備、並びに競争力向上に向けた研究開発の支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 工業地域の環境整備

- 既存の工業地区やその周辺の工業地について、工業会などと連携し、企業活動が円滑に行えるよう環境整備を促進します。

(2) 工業活動の活性化支援

- 産業労働センターを産業情報の発信・交換の場として活用し、地域産業に関する情報提供や異業種間の交流などにより、工業活動の活性化を支援します。
- 人材の確保や建物の老朽化など、企業が抱える課題が解決し、安定した経営が持続するよう、専門相談員による適切な指導や情報提供、資金的支援などを実施します。また、中小企業・小規模企業の研究開発力や競争力向上のため、企業間や産官学の交流を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
企業立地奨励金活用件数（増設企業分） （平成 20年度以降の累計）	15件	25件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業は、市と協力して、企業活動環境を整備しましょう。
- 企業は、産業労働センターを活用しましょう。
- 企業は、市の企業活動支援策を活用しましょう。

施策 37

農業の活性化

施策の目指す姿

農業の担い手の確保や農業生産基盤の整備などによって、農業経営が安定し、高品質で安全・安心な農産物が生産され、地産地消が進んでいます。

施策の現状

本市では、東京都心から約 40km という立地条件のもと、大消費地に隣接した地理的優位性を活かした野菜栽培中心の農業経営が展開されています。

近年は、食育や食の安全に対する意識の高まりから、地産地消や安全・安心な農産物が求められており、有機 100 倍運動[※]推進事業、特別栽培農産物認証制度[※]の推進、エコファーマー認定制度[※]の推進などに取り組んでいます。

本市の地場農産物である里芋、ほうれん草、枝豆などは、首都圏の市場から高い評価を受けており、農産物に付加価値をつけて販売する取り組みも行われています。古くからの特産物である狭山茶については、商品開発や PR を積極的に行い、消費の拡大に努めています。

また、認定農業者[※]を中心に、農用地の利用集積や先進的技術の導入などを含む生産方式、経営管理の合理化を推進しています。

農業施設については、その整備により農業生産性の向上や経営の近代化を促進していますが、農業就業者の高齢化や後継者不足による農業就業人口の減少により、遊休農地が増加傾向にあります。

施策の課題

- 農業の安定化に向け、地産地消、安全・安心な農産物の供給、生産性や品質の向上、製品開発への支援や情報提供を進めるとともに、農地の集約化や共同営農など、地域での取り組み、並びに農業基盤施設の適正な維持管理と老朽化への対策が必要です。

※有機 100 倍運動とは

環境にやさしい農業の推進と安全・安心な農産物の安定供給に向け、農薬と化学肥料を 50%削減することを目標とする県の運動のこと。

※特別栽培農産物認証制度とは

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、より安全・安心な農産物を消費者に提供するため、県が定めた慣行基準に比較して、節減対象農薬と化学肥料の双方を 5 割以下に減らして栽培された農産物について県が認証する制度のこと。

※エコファーマー認定制度とは

平成 11 年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、農業者の堆肥などを使った土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う導入計画を県が認定する制度のこと。

※認定農業者とは

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村から認定された農業者のこと。

主なとりくみ

(1) 安全・安心な農産物の安定供給の促進

- 特別栽培農作物認証制度やエコファーマー認定制度の活用を通じ、農薬や化学肥料の使用を抑えた特別栽培農作物の増産と有機肥料を使用する環境に優しい農業を奨励し、安全・安心な農産物の安定供給を促進します。また、有機栽培農業の技術の向上を促進します。

(2) 狭山茶の生産の振興

- 優良品種茶樹への改植を支援するなど、茶の生産性の向上と高品質化を促進します。また、茶を利用した商品開発の促進によって、特産品である狭山茶ブランドの一層の確立と消費の拡大に取り組みます。

(3) 農業の担い手の育成・確保

- 農業経営を安定させるため、農用地の利用集積などにより効率的な利用を促進します。また、就農相談の機会の拡充などにより、農業後継者や新規就農者の確保を促進します。

(4) 地場農産物の消費拡大

- 各種イベントやあぐれっしゅげんき村などにおいて、安全で安心な地場農産物のPRや地産地消による利用拡大を通じ、販路や消費の拡大を促進します。
- 観光農業事業などを通じ、農業や農産物をはじめとする自然の恵みの大切さに対する理解の向上に努めます。

(5) 耕作放棄地対策の推進

- 県など関係機関と連携し、農用地の利用集積を推進するとともに、新規就農者や後継者の育成を推進し、耕作放棄地の解消に取り組みます。また、農業経営に意欲的な企業などの農業参入を促進します。

(6) 農業生産基盤などの整備と維持管理

- ほ場整備*や畑地灌漑施設などの整備を進めるとともに、農業施設機能保全計画に沿って、土地改良施設などの適正な維持管理と老朽化への対策に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
JA いるま野の一元出荷*の売り上げ (うち狭山市分)	1,721,521千円	1,800,000千円
エコファーマー認定人数	37人	50人
農用地の利用集積面積	2.6ha (平成 26年度分)	15ha (平成 28年度以降の累計)

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 農業者は、安全・安心な農産物を生産しましょう。
- 茶農家は、狭山茶の生産性の向上と高品質化に努めましょう。
- 安全・安心な有機栽培などによる農産物への関心を持ち、地場農産物を積極的に消費しましょう。

※ほ場整備とは

狭小・不整形な農地を一定の大きさと形状に整理する区画整理を主体に、併せて用排水路、農道などの整備を総合的に行う事業のこと。

※一元出荷とは

JA いるま野管内の市町村で生産された農産物をJA いるま野に集約し、市場に出荷すること。

施策 38

狭山の地域資源を活用した観光の推進

施策の目指す姿

観光資源が活用され、市民が狭山を深く理解し、誇りを持ち、情報発信することで、人の交流が生まれ、観光客が増加しています。

施策の現状

本市では、観光事業を総合的に推進する狭山市観光協会を支援するとともに、市や観光協会の公式ホームページをはじめ、様々な宣伝媒体を活用し、観光事業・イベントなどの情報を発信しています。本市の主な観光資源として、智光山公園や県営狭山稻荷山公園、入間川などの豊かな自然、毎年8月に開催される入間川七夕まつり、特産品として名高い狭山茶などが挙げられますが、近年、特に入間川七夕まつりの竹飾りづくりなどの担い手が不足しつつあります。

このようななか、観光は、旧来の見て楽しむ観光から体験型・参加型観光へと変化し始めており、地域の人、文化、暮らしなどが観光資源として注目されています。地区のまちづくり事業において観光マップを作成し、ウォーキングを行うなど、市民が狭山についてもっと深く知りたいという機運も高まっており、市民・行政・企業などが一体となって、新たな視点で狭山の魅力を発掘し、市内外へ発信しようとする動きがあります。

施策の課題

- 地域の資源を活かした新たな観光の開発と情報の発信が必要です。

主なとりくみ

(1) 地域資源の活用・発信

- 文化財や豊かな自然などの様々な地域資源が、新たな観光資源として活用されるよう、狭山市観光協会などと連携しつつ、インターネットやSNS、ARマップ*などを活用した観光情報を発信します。
- 企業や農業者、市民団体などによる活動で、観光資源となるものについては、狭山の魅力の発信・伝達に向けた取り組みとして支援します。
- 入間川七夕まつりは、市民との協働事業を進めつつ、さらなるにぎわいの創出を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 25年度	平成 32年度
七夕まつり来場者数	130,000人	140,000人
項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
公式フェイスブックの観光記事閲覧数	341,676件	360,000件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 観光資源を発掘・再確認し、情報を発信しましょう。
- 「見る」から「参加・体験」へ、入間川七夕まつりなどのイベントに積極的に参加しましょう

* ARマップとは

ARマップとは、人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張する、AR (Augmented Reality) 技術を利用した観光マップのこと。

施策 39

雇用の促進と勤労者福祉の充実

施策の目指す姿

就労を希望する市民が等しく勤労の機会を得ることにより、生活基盤が確立するとともに、中小企業・小規模企業で働く勤労者の福利厚生面が充実しています。

施策の現状

県内の雇用情勢は持ち直しているものの、企業の経営状況は総じて厳しい状況にあり、非正規雇用者や若年の未就労者が増加する一方、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出が進み、画一的な勤務形態でなく、多様な働き方に対するニーズが高まっており、求人と求職が一致しない雇用のミスマッチも生じています。

このようななか、本市では、産業労働センターに就労関連相談窓口（ふるさとハローワーク・離職者支援総合相談・内職相談室・若者サポートセンター）を開設し、就労に関する様々な相談に対応しており、就労に必要な基礎知識を学ぶための講座（TOEIC・簿記など）や各種の資格取得検定も実施しています。

また、中小企業・小規模企業で働く勤労者や事業主の福利厚生を充実させるため、一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターの活動を支援しています。

施策の課題

- 雇用の促進と勤労者福祉を向上させるためには、各種支援機関との連携や、多様なケースに対応した就労講座の開催、並びに勤労者の福利厚生事業の活用が必要です。

主なとりくみ

(1) 雇用機会の拡充

- 市内企業や狭山商工会議所と連携し、インターンシップによる就業体験や就職面接会などの実施により、若年求職者の雇用機会の拡充を推進します。また、産業労働センターを中心に、女性・中高年者などの就職活動や生活支援までを含めた相談体制を充実します。
- 求人情報サイト「茶レンジ JOB さやま」を活用し、地域の雇用情報を効果的に提供するとともに、人材を広域的に確保するため、市外にも積極的に情報を発信します。

(2) 人材育成・能力開発の促進

- 各種労働講座や技能習得のための講習会などの情報を適切に提供します。また、子育て中の母親、若年未就労者、中高年の求職者などを対象とした講座を産業労働センターで開催し、就労に向けた人材育成や能力開発を促進します。

(3) 労働環境や福利厚生の実

- 事業所における労働環境の整備を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた情報提供・啓発を行います。
- 中小企業・小規模企業勤労者の福利厚生の向上を目的とした、一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するとともに、企業の会員加入を促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
茶レンジ JOB さやまの登録企業数(累計)	280社	360社
一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンター 会員数(累計)	2,615人	2,800人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業は、インターンシップの学生の受入れや職場体験を推進しましょう。
- 就労に向けた能力開発のための労働講座や講習会を活用しましょう。
- 企業は、労働環境の整備やワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取り組みを実施しましょう。
- 中小企業・小規模企業は、福利厚生向上のため、一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターへ加入しましょう。

第5章 教育文化

～人を育み文化を創造するまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



(奥富小学校4年)

「笑顔・幸せ・ありがとうを分け合うまち」

(狭山台小学校5年)

第5章 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～	1	生涯学習の促進	40	生涯学習の促進	(1)	生涯学習活動の支援体制の充実
					(2)	生涯学習の機会や場の充実
				(3)	生涯学習の成果の活用	
		41	生涯スポーツの促進	(1)	市民のスポーツ活動の促進	
			(2)	競技スポーツの振興		
			(3)	スポーツ施設の充実		
	2	学校教育の充実	42	教育の内容と支援の充実	(1)	教育指導の充実
					(2)	特別支援教育の充実
					(3)	幼児教育の充実
					(4)	連携教育の推進
(5)					教職員の資質の向上	
(6)					教育活動の支援の充実	
(7)					就学支援の充実	
(8)					学校評価の充実	
43		教育環境の充実	(1)	校舎などの改修の推進		
			(2)	学校図書館の充実		
			(3)	学校給食の充実		
			(4)	学校ICT環境の充実		
		(5)	学校の規模と配置の適正化			
44	家庭や地域との連携	(1)	学校公開などの推進			
		(2)	学校運営への参加の促進			
		(3)	地域による学校支援の充実			
		(4)	家庭教育の啓発活動の充実			
		(5)	地域における教育活動の充実			

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
教育文化 く人を育み文化を創造するまちをめざして	3	青少年の健全育成	45	青少年の健全育成	(1)	健全育成活動の充実
					(2)	健全育成の環境整備
	4	人権と平和の尊重	46	人権尊重意識の高揚	(1)	人権啓発の推進
					(2)	人権教育の推進
			47	平和意識の高揚	(1)	平和に対する意識の高揚
	5	市民文化の振興と国際化への対応	48	創造性豊かな文化の振興	(1)	市民が創る文化活動の促進
					(2)	文化財の保存・継承と公開や活用
			49	国際交流の推進	(1)	姉妹都市・友好交流都市との交流の推進
	(2)	地域での国際交流の推進				

施策 40

生涯学習の促進

施策の目指す姿

だれもが・いつでも・どこでも学ぶことのできる環境が整備され、多くの市民が学習活動に取り組むとともに、学習した成果を地域活動などに活かしています。

施策の現状

第4次生涯学習基本計画に基づき、「生涯にわたり 育み活かす 豊かな学びの振興」を基本目標に掲げ、生涯学習に関する各種施策を推進しています。

このうち、生涯学習に関する情報の提供については、地域ポータルサイト内に開設した「さやまなびいネット」において、生涯学習に取り組むサークルやボランティアなどに関する情報を提供するとともに、市民交流センター内に設置した生涯学習情報コーナーにおいても、情報提供や相談業務などを行い、市民の学習活動を支援しています。生涯学習の機会や場の提供については、公民館などにおいて各種の講座を開催するとともに、学習の成果を発表する場として、市民文化祭を毎年開催しています。また、公民館などでは、社会教育を振興する視点から、現代的課題などを内容とする講座なども開催しています。図書館では、資料やレファレンスサービスなどの充実を通じて、市民の学習活動を支援するとともに、平成25年度に策定した子ども読書活動推進計画に基づき、学校などと連携して子供の読書活動を推進しています。博物館では、企画展や各種講座などの開催により、特色ある運営を行っています。

公民館などの建物や設備が老朽化するなかで、耐震補強や空調設備の改修などを計画的に進めてきており、このうち、新狭山公民館及び入曽公民館については、更新事業を推進しています。

平成22年度から富士見・水野・広瀬の3公民館に、平成27年度から博物館に、それぞれ指定管理者制度を導入しており、さらに、狭山台図書館についても、平成28年度から地域スポーツ施設と一体で指定管理者制度を導入しています。

施策の課題

- 生涯学習に関する情報提供と機会や場の充実に取り組むとともに、学習の成果の活用を促進する必要があります。また、社会の要請に応えて、社会教育を充実する必要があります。

主なとりくみ

(1) 生涯学習活動の支援体制の充実

- 生涯学習に関する情報提供や相談などの体制を充実して、市民の学習活動を支援します。
- 生涯学習に関わる人や団体のネットワークを構築し、交流を通じて、市民の学習活動の裾野を拡大します。

(2) 生涯学習の機会や場の充実

- 公民館などについて、幅広い世代の利用を促進するとともに、生涯学習に関するニーズに応じて各種の講座を開催するなどして、学習の機会や場を充実します。また、学習の成果を発表する場を充実します。
- 市民の学習活動を促進するなかで、現代的課題や地域課題に関するものを強化し、これらを通じて、社会教育を充実します。
- 公民館などの改修や更新を計画的に進めるとともに、公民館の今後のあり方を検討します。
- 図書館の資料やレファレンスサービスなどを充実するなかで、市民の学習意欲に応えるとともに、学校などの関係施設と連携して、子供の読書活動を促進します。また、資料などの管理のICT^{*}化を推進します。
- 博物館について、本市の歴史や文化の一端に触れるものや利用者の興味や関心を高めるものなど、独自性に富んだ事業を実施します。
- 大学との連携により、市民の生涯学習の機会を拡充します。

(3) 生涯学習の成果の活用

- 地区センターやさやま市民大学などと連携して、生涯学習の成果をまちづくりなどに活かす取り組みを促進します。
- 学校支援ボランティアセンターや学校応援団と連携して、生涯学習の成果を学校支援に活かす取り組みを促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合	32.6%	40.0%
生涯学習の成果を自分以外のために活かしたことがある市民の割合	21.4%	30.0%
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	188,329人	191,200人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 生涯学習に関心を持ち、学習活動を通じて自己を磨くとともに、学びを通じて、人とのつながりを育みましょう。
- 生涯学習で培った成果を、地域のまちづくりや学校支援などに活かしましょう。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

施策 41

生涯スポーツの促進

施策の目指す姿

だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる環境が整備され、多くの市民が日常的にスポーツ活動を行っています。

施策の現状

スポーツ振興基本計画に基づき、週1回以上スポーツをする市民の割合を50%以上にすることを目標に、各種の取り組みを実施しています。

このようななかで、平成27年3月に実施した調査では、週1回以上スポーツを実施している市民の割合は39.3%という結果でありました。

これまでの取り組みのうち、市民のスポーツ活動の促進については、初心者向けの各種スポーツ教室などを開催するほか、各地区では体育祭が開催され、毎年多くの市民が参加しています。また、スポーツ推進委員が地域においてスポーツの指導や普及に取り組むとともに、総合型地域スポーツクラブやレクリエーション協会が、様々なスポーツを親しむ機会を提供しています。

競技スポーツの振興については、体育協会の加盟団体が各種大会を通じて競技力の向上に取り組むとともに、体育協会としてもクロスカントリー大会をはじめとして各種のスポーツ行事を開催するほか、成績優秀者の表彰も行っています。スポーツ少年団では、加盟している各団で、子供の健全育成に主眼を置いて技能の向上に取り組むとともに、指導者研修を行っています。なお、本市には、競技スポーツのトップレベルで活躍する企業チームやクラブチームがあります。

スポーツ施設については、既に市民総合体育館及びプールを併設した地域スポーツ施設を整備するとともに、智光山公園内に県内屈指のテニスコートを整備し、入間川河川敷にも多くの多目的グラウンドを整備しています。また、既存施設の活用による武道の新たな拠点施設の整備に向けて推進を図っていますが、公式規格を有する競技場が整備されていない状況があります。

施策の課題

- 市民のスポーツ活動を促進するためには、スポーツに親しむことのできる場や機会を充実する必要があります。

主なとりくみ

(1) 市民のスポーツ活動の促進

- スポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページなどを通じて、広く発信するとともに、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事などを充実します。
- スポーツ・レクリエーション関係団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの拡充に向けて、情報提供や相談などを充実します。
- 市民のスポーツ活動を支える人材を確保し、活動の活性化を推進します。

(2) 競技スポーツの振興

- 競技スポーツ関係団体の活動を支援するとともに、トップアスリートを招へいするなどして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実します。
- 青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担う指導者を確保します。

(3) スポーツ施設の充実

- 既存スポーツ施設や学校体育施設の有効利用を推進するとともに、企業や大学などが保有する施設の市民への開放を促進します。
- 新たな屋外スポーツ施設の整備に向けて推進を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
週 1 回以上スポーツを実施する市民の割合	39.3%	50.0%
過去 1 年の間に本市のスポーツ施設を利用したことのある市民の割合	25.9%	30.0%
スポーツ教室・行事への参加者数	1,876人	2,200人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- スポーツ活動に積極的に取り組み、健康を増進するとともに、スポーツを通じて培った人とのつながりを地域活動などに活かしましょう。
- 競技スポーツに取り組み、各種の大会などで優秀な成績を収めることにより、狭山市を広くアピールしましょう。また、競技スポーツを通じて、次の時代を担う青少年を健全に育成しましょう。

施策 42

教育の内容と支援の充実

施策の目指す姿

個に応じたきめ細やかな教育活動の推進により、児童生徒は生き生きと学校生活を送り、生きる力が育成されています。

施策の現状

次代を担う子供たちに生きる力を育むために、学習指導要領に基づき、知・徳・体のバランスのとれた力を養う教育を推進するとともに、各学校の実態を踏まえて、特色ある教育活動に取り組んでいます。

情報化や国際化の進展に対応して、ICT ※に関する理解や活用能力を高める教育を推進するとともに、小学校からの英語教育に早くから取り組み、英語によるコミュニケーション能力の素地を養っています。

いじめなどの防止に向けて、教職員は、子供たちと向き合い、生徒指導にあたり、いじめなどの早期発見と早期解決に取り組んでいます。

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、特別支援学級や通級指導教室において、個に応じた適切な指導を行っています。

市立幼稚園では、家庭と連携して、生きる力の基礎を育む教育を推進しています。

学校種間の円滑な接続を進めるため、関係する幼稚園及び保育所（園）と小学校との間で交流を行うとともに、関係する小学校と中学校との間で、教育課程をはじめとして様々な分野で連携を推進しています。

教職員の資質の向上に向けて、各種研修を計画的に実施するとともに、教育委員会からの研究委嘱などを通じて、指導方法などに関する研鑽を深めています。

各種の支援員や相談員を配置し、教職員と連携して、学習指導の支援のほか、様々な相談にあたっています。

特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒が、適切に就学できるように、専門家による巡回相談や就学支援委員などによる支援を行っています。

経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助金の交付や奨学金の貸付などにより就学を支援しています。

PDCA サイクルに基づき、学校運営について、各学校が自己評価するとともに、学校関係者による外部評価を行っています。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

施策の課題

- 次代を担う子供たちに生きる力を育むとともに、子供たちが生き生きと充実した学校生活を送るためには、知・徳・体の面から、教育内容を充実するとともに、学習指導や生徒指導などの面から、教育活動を支援していく必要があります。

主なとりくみ

(1) 教育指導の充実

- 国や県の学力調査の結果を分析し、指導方法を改善するとともに、ICT を効果的に活用して、学習指導を充実します。
- ユニバーサルデザイン*やアクティブラーニング*を意識した授業づくりについての研鑽を深め、学習指導に活かします。
- 中学生学習支援事業の実施により、学力の向上に取り組みます。
- 家庭と連携し、家庭学習の励行を促進することにより、確かな学力の定着を図ります。
- 道徳の教科化を見据えて、道徳教育を充実するとともに、道徳教育を保護者や地域へアピールし、家庭教育へ波及させます。
- 新体力テストの結果の分析を踏まえて、体力向上の具体的方策を研究し、指導に活かします。
- ICTに関する理解や活用能力を高める教育をより一層推進するとともに、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- 市と各学校で定めた、いじめの防止などのための基本方針に基づき、いじめのない学校づくりにより一層取り組みます。また、不登校や非行・問題行動などの防止にもより一層取り組みます。
- インターネットなどを通じて、児童生徒が事件や事故に巻き込まれないように、家庭と連携して、情報モラルを徹底します。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個に応じた適切な指導を行うとともに、インクルーシブ教育システム*の構築を目指した取り組みを充実します。

(3) 幼児教育の充実

- 様々な遊びや体験を通して、園児に生きる力の基礎が育まれるよう、また、特別な教育的支援が必要な園児に適切な支援が行われるように、教育指導を充実します。

(4) 連携教育の推進

- 関係する幼稚園及び保育所(園)と小学校で組織する連携協議会が中心となって、幼保小連携を推進し、小1プロブレムの解消に取り組みます。

※ユニバーサルデザインとは

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方。

※アクティブラーニングとは

課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習

※インクルーシブ教育システムとは

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

Ⅲ. 前期基本計画

- 関係する小学校と中学校で組織する推進協議会が中心となって、小中連携教育を推進するとともに、小中一貫教育に段階的に取り組んでいきます。
- 公民館などの社会教育施設において、児童生徒を対象とした事業を充実するとともに、社会教育の成果を学校教育に活かすなどして、学社連携をより一層推進します。

(5) 教職員の資質の向上

- 教員に求められる授業スタイルを会得し、児童生徒の学習指導にあたることができるよう、研修や研究委嘱などを通じて、指導方法の向上に取り組めます。
- 教育内容の多様化や ICT の普及に対応して、これらに関わる研修を計画的に実施し、時代の変化に即応できる資質を備えた教職員を養成します。

(6) 教育活動の支援の充実

- 各学校に、各種の支援員及び特別支援学級介助員や学校図書館司書を配置し、これらを有効に活用するなかで、各学校の教育活動に対する支援を充実します。
- 各中学校に相談員及び相談支援員を配置するとともに、教育センターにも相談員を配置するなどし、これらを有効に活用するなかで、児童生徒や保護者及び教職員からの相談などに応じる体制を充実します。

(7) 就学支援の充実

- 経済的な支援が必要な家庭に対して、幼稚園授業料の減免、幼稚園就園奨励費補助金や小中学校就学援助金の交付、高等学校や大学などの修学者に対する奨学金の貸与について周知し、活用を促進します。

(8) 学校評価の充実

- PDCA サイクルに基づき実施している、学校運営に対する自己評価及び学校関係者による外部評価を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値				目標値	
	平成 26 年度				平成 32 年度	
全国学力・学習状況調査の平均正答率	科目	小学校		中学校		全項目で 全国平均値を 上回る
		狭山市	全国	狭山市	全国	
	国語 A	71.0	72.9	78.7	79.4	
	国語 B	54.2	55.5	51.2	51.0	
	算数・数学 A	77.0	78.1	66.3	67.4	
算数・数学 B	56.9	58.2	59.1	59.8		
埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度	(未実施)				全項目で 県平均値を 上回る	

項目	実績値			目標値	
	平成 26 年度			平成 32 年度	
新体力テストの 5 段階総合評価のうち上位 3 ランク (A・B・C) の児童生徒の割合	(小学校) 80.1% (中学校) 84.8%			(小学校) 85.0% (中学校) 85.0%	
いじめの認知件数と解消率及び不登校児童生徒の学校復帰率	いじめ解消率	95%	不登校児童生徒の学校復帰率	30%	いじめ解消率 100% 不登校児童生徒の 学校復帰率 55%
全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合		小学校	中学校	全国・県平均値を上回る	
	狭山市	84.8	80.3		
	埼玉県	87.8	82.3		
	全 国	86.6	82.4		

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 家庭や地域で、基礎的な生活習慣の体得や家庭学習の励行について指導しましょう。
- 日頃から子供に接し、子供の様子に異変を察知したら、学校に相談しましょう。
- 非常勤講師、支援員、介助員、相談員などとして、学校を支援しましょう。

施策 43

教育環境の充実

施策の目指す姿

校舎などの長寿命化や冷暖房設備の改修などにより、安全で快適な教育環境のなかで、児童生徒が学校生活を送っています。

施策の現状

安全な教育環境を確保するため、校舎・体育館の耐震補強を実施し、平成 27 年度までに完了しました。また、快適な学習環境を確保するため、冷暖房設備を順次改修しており、現在まで小中学校 23 校中 21 校の改修が完了しています。なお、学校施設については、建設から 30 年以上が経過した建物が増え、建物の老朽化や施設の機能劣化が進んでいます。

学校図書館に図書館司書を段階的に配置するとともに、蔵書管理の電算化の準備を進めています。

平成 21 年度に入間川学校給食センター及び柏原学校給食センターを、平成 27 年度に堀兼学校給食センターを PFI*事業方式で更新し、学校給食衛生管理基準に基づき、安全でおいしい給食を提供しています。また、各学校給食センターでは、アレルギー対応食の調理と提供を行っています。

学校 ICT*環境として、教育用・校務用パソコン及び校内 LAN が全校に整備されています。

平成 19 年 9 月に策定した狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針に基づき、地元検討組織からの提言を受ける形で統廃合計画を策定し、現在まで小学校 2 校及び中学校 2 校の統廃合を実施しています。

また、市立幼稚園については、平成 27 年 4 月に 5 園を 2 園に統廃合しています。

施策の課題

- 児童生徒が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実する必要があります。

※ PFI とは

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

主なとりくみ

(1) 校舎などの改修の推進

- 快適な教育環境を確保するため、校舎の冷暖房設備の改修を計画的に行います。
- 幼稚園の園舎や小中学校の校舎などの耐久性と機能を向上させるため、長寿命化のための改修を計画的に行うとともに、時代に即応した教育環境を確保するための改修を計画的に行います。

(2) 学校図書館の充実

- 学校図書館司書を各校に配置するとともに、蔵書管理を効率化し、学校図書館の利用を促進します。

(3) 学校給食の充実

- 栄養のバランスを考慮した安全でおいしい給食を提供するとともに、アレルギーに適切に対応した給食の調理と提供を行います。また、児童生徒の食材に関する知識や関心を養い、正しい食習慣を身に付けられるよう、食育の充実に取り組みます。

(4) 学校ICT環境の充実

- デジタル教科書をはじめとするデジタル教材を活用するためのICT環境を整備します。また、授業におけるデジタル教材の活用に向け、サポート体制を充実します。

(5) 学校の規模と配置の適正化

- 狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針に基づき、将来的な児童数や学級数の見通しを踏まえて、学校の統廃合を計画的に進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成26年度	平成32年度
幼稚園の園舎や小中学校の校舎などの長寿命化改修の実施校(園)数(平成26年度以降の累計)	0校(園)	7校(園)

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 幼稚園や小中学校の環境美化などに協力しましょう。
- 学校給食センターの運営に関心を持ち、食育の推進に協力しましょう。
- 学校の規模と配置の適正化に対する理解を深めましょう。

施策 44

家庭や地域との連携

施策の目指す姿

保護者や地域住民が、様々な形で学校に関わり、教職員と連携して、学校を支えるとともに、家庭や地域においても、大人と子供が様々な活動を通して交流を深め、子供が大人から多くのことを学んでいます。

施策の現状

各学校では、学校だよりやホームページなどを通じて、学校に関する情報を発信するとともに、11月の第二土曜日の「さやまっ子教育の日」に一斉に学校公開を実施し、また、平成23年度からは、4月と8月を除いて、毎月の第二土曜日を授業日とし、当日は、学校の教育活動を公開しています。また、国や県の学力調査の結果や学校評価の結果についても、ホームページなどを通じて分かりやすく公開しています。

学校評議員からの意見などを学校運営に活かすとともに、PTAが様々な面で学校運営に協力しており、また、平成19年度に開設した学校支援ボランティアセンターでは、各学校にボランティアを派遣し、学習の支援を行っています。さらに、各学校に設置されている学校応援団では、学習支援のほか、校内の環境整備、登下校時の安全見守り、部活動の指導など、様々な面で学校を支援しています。また、スクールガードリーダー*や地域防犯ネットワーク*をはじめとして、多くの地域住民が、登下校時に児童生徒への声かけや安全見守りなどを行っています。

家庭の教育力の向上に向けて、PTAと連携して、啓発活動に取り組むとともに、各地区で、家庭教育に関する研修会や家庭教育学級を開催しています。

各地区では、放課後や週末における児童の安全な活動場所を確保するため、地域の教育力を活かして、地域子ども教室やプレイパーク*が開催され、地域の大人と子供が様々な体験を通して交流を深めています。

施策の課題

- 学校としての説明責任を果たし、学校に対する保護者や地域住民の理解を深めるとともに、学校運営への保護者や地域住民の参加を促進し、地域による学校支援を充実して行く必要があります。また、家庭や地域の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

※スクールガードリーダーとは

警察官OBなどに委嘱し、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア(スクールガード)の活動に対して専門的な指導を行う者

※地域防犯ネットワーク(アポック: Area Prevention Of Crime)とは

自治会、学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

※プレイパークとは

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場であり、子供たちが自分たちのアイデアを生かし、発見や創造する喜びを味わえる遊び場

主なとりくみ

(1) 学校公開などの推進

- 学校だよりやホームページなどを通じての情報発信を充実するとともに、「さやまっ子教育の日」や第二土曜日における学校公開への保護者の参加を促進し、また、学力調査などの結果についても積極的に公開し、これらを通じて、学校としての説明責任を果たすとともに、学校に対する保護者や地域住民の関心や理解を醸成します。

(2) 学校運営への参加の促進

- 学校評議員やPTAの活動を促進するとともに、コミュニティスクール^{*}化を視野に入れて、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進します。

(3) 地域による学校支援の充実

- 学校支援ボランティアセンターによる学習支援の拡充や学校応援団の組織と活動の更なる活性化などを通じて、地域による学校支援を充実します。
- 学校の授業による学習を補完し、学力の向上に寄与するため、地域の人材などを活用した学習支援事業を実施します。
- スクールガードリーダーや地域防犯ネットワークをはじめとして、地域住民による児童生徒の安全見守りを促進します。

(4) 家庭教育の啓発活動の充実

- 家庭の教育力の向上に向けて、PTAと連携し、啓発活動に取り組むとともに、家庭教育に関する研修会や家庭教育学級の内容を充実します。

(5) 地域における教育活動の充実

- 地域の教育力を活かす取り組みとして、地域子ども教室やプレイパークを拡充するとともに、公民館などにおいても、地域の教育力を活かした事業を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
学校支援ボランティアの派遣人数(延べ人数)	392人	500人
学校応援団の活動人数	50,742人	52,000人
地域子ども教室への参加人数	10,133人	11,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 学校が発信する情報に関心を持ち、学校に対する理解を深めましょう。
- 「さやまっ子教育の日」や第二土曜日の学校公開に積極的に参加しましょう。
- 学校支援ボランティアセンターや学校応援団に参加し、学校を支援しましょう。
- 家庭や地域における教育の必要性を理解し、子供の健全育成のための地域活動に参加しましょう。

^{*}コミュニティスクール(学校運営協議会制度)とは
教育委員会から任命された保護者や地域住民などで組織する「学校運営協議会」において、学校運営の基本方針を承認したり、学校の教育活動に意見を述べたりすることにより、地域が協働して学校を運営する仕組み

施策 45

青少年の健全育成

施策の目指す姿

市民が主体となって青少年の健全育成活動が活発に行われ、青少年が健全に育っています。

施策の現状

次代を担う青少年を健全に育成し、青少年の非行や犯罪を未然に防止するため、青少年を育てる狭山市民会議を中心に、健全育成活動の充実に努めています。しかし、育成活動に携わる人材が固定化し、高齢化が進んでいます。また、近年、青少年を取り巻く環境は、家庭や地域社会の変容によるつながりの希薄化や情報化の進展による有害情報の氾濫など、健全育成を阻害する要因があることから、今後も継続した取り組みが求められています。

施策の課題

- 青少年の健全育成活動の更なる推進を図るための環境整備や人材の育成が必要です。

主なとりくみ

(1) 健全育成活動の充実

- 地域ぐるみの健全育成活動の充実により、青少年の非行や犯罪の防止に取り組みます。
- 青少年の健全育成の重要性を周知することにより、市民の関心を高め、健全育成団体への協力や参加を促進し、人材の確保に努めます。
- 地域における年少指導者として活動できるよう、狭山市子ども会育成会連絡協議会と連携して、ジュニアリーダーの養成を推進します。

(2) 健全育成の環境整備

- 青少年の非行や犯罪の防止に向けて、地域ぐるみで青少年を取り巻く社会環境の浄化に取り組みます。
- 青少年が気軽に集い交流できる環境を整備します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
青少年健全育成活動事業への参加者数	2,650人	2,900人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 青少年の健全育成活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ジュニアリーダーによる地域活動に参加しましょう。
- 青少年育成推進委員会や青少年相談員協議会の活動に参加しましょう。

施策 46

人権尊重意識の高揚

施策の目指す姿

人権に関する啓発活動や人権教育の推進により、市民一人一人の人権意識が高まり、互いの人権を尊重しています。

施策の現状

本市では、毎年、狭山市人権教育推進協議会と連携して、市民を対象とした人権に関する講演会や、企業及び学校教育や社会教育などの関係者を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、PTA と連携して、保護者などを対象とした人権教育学級を開催しています。

富士見集会所や公民館においては、人権に関する講座や研修会を開催して、人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいます。

学校においては、人権感覚育成プログラム*などを活用して、児童生徒の人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいます。

施策の課題

- 人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識を高めるため、人権に関する啓発活動や教育の更なる推進が必要です。

*人権感覚育成プログラムとは
児童生徒の主体的な学習活動を促す参加体験型の人権学習プログラム

主なとりくみ

(1) 人権啓発の推進

- 人権尊重意識を高めるため、人権問題講演会をはじめとして、様々な機会を捉えて啓発活動に取り組めます。

(2) 人権教育の推進

- 学校において、人権感覚育成プログラムに基づき人権教育を推進します。
- 社会教育や企業などの場において、人権教育を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
人権啓発に関する事業への参加者数	283人	360人
人権教育に関する事業への参加者数	4,648人	4,800人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 人権問題講演会などに積極的に参加しましょう。
- 人権尊重社会の実現を目指し、一人一人が人権意識を高めましょう。

施策 47

平和意識の高揚

施策の目指す姿

平和に関する啓発活動により、平和への関心が高まり、日々の暮らしのなかで、平和の尊さが意識されています。

施策の現状

平成元年に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現に向けて、平和関連事業に取り組んでいます。

毎年8月6日に開催される広島平和記念式典(広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式)には、中学生の代表が参列し、平和への思いを高めています。

また、この広島平和記念式典に参列した中学生は、毎年開催している平和祈念講演会において、多感な中学生らしい率直な感想を発表し、平和の尊さ、大切さを市民に伝えています。中央図書館では、夏休み期間中に平和関連資料コーナーを開設し、また、公民館や富士見集会所では、現代的課題への取り組みの一環として、平和意識を高める講座などを開催し、戦争の悲惨さや平和の尊さに関する意識の高揚に取り組んでいます。

施策の課題

- 戦争の悲惨さや実相を踏まえて、平和の尊さを次の世代に伝える取り組みの更なる充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 平和に対する意識の高揚

- 平和に関する講演会や資料展示などを行うとともに、公民館などにおいて、幅広い世代を対象に、平和に関する講座を開催し、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えることにより、市民の平和に対する意識の高揚に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
平和関連事業への参加者数	482人	530人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 平和に関する講演会などに積極的に参加しましょう。

施策 48

創造性豊かな文化の振興

施策の目指す姿

市民が自主的に文化活動に取り組むとともに、文化財が適切な保護のもと活用されるなどして、豊かな市民文化が育まれています。

施策の現状

狭山市文化団体連合会に加盟する団体をはじめとして、各種の文化団体が自主的に文化活動を行っています。また、各公民館や図書館及び市民会館では、毎年、利用団体が参加して市民文化祭が開催されるとともに、中央公民館では市民からの応募による市民展が開催され、市民の文化活動の発表の場となっています。さらに、自主的に文化活動に取り組む団体などに対して、公民館のロビーなどを展示発表の場として提供し、これらを通じて地域に根ざした文化の振興に取り組んでいます。

文化財については、県や本市の指定を受けた文化財の保護に取り組むとともに、新たな文化財の指定に向けた調査を実施し、また、文化財資料の公開や、文化財めぐりウォーキング、郷土の歴史・文化財に関する講演会などを行っています。また、文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組んでいる市民団体に対して補助金を交付し、活動を支援しています。

施策の課題

- 市民の自主的な文化活動を促進するとともに、指定文化財に対する愛護意識と、郷土の歴史や伝統文化に対する理解を醸成していく必要があります。

主なとりくみ

(1) 市民が創る文化活動の促進

- 文化活動に取り組む市民団体の活動支援や、市民の文化活動の発表の場の拡充などを通じて、市民の自主的な文化活動を促進します。
- 市民の文化活動への参加機会の拡充に向けて、公民館などで活動する文化団体に関する情報や様々な文化事業に関する情報の提供を充実します。

(2) 文化財の保存・継承と公開や活用

- 郷土の歴史や伝統文化に対する理解を深め、文化財の愛護意識を高めるために、指定文化財の保護・継承と文化財資料の収集に取り組むとともに、これらの公開と活用を進めます。
- 貴重な文化財を後世に残すために、文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組む市民団体の活動を支援します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
市民文化祭への参加団体数	657団体	670団体
文化財を活用した事業件数	3件	6件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 自主的な文化活動を実践しましょう。
- 郷土の歴史や伝統文化に関心を持ちましょう。
- 文化財保護への理解を深め、保護・継承に協力しましょう。

施策 49

国際交流の推進

施策の目指す姿

姉妹都市・友好交流都市を中心に、幅広い分野で活発に国際交流が行われることにより、国際感覚が身に付き、国際理解が深まっています。

施策の現状

大韓民国統営市・アメリカ合衆国ワージントン市の姉妹都市及び中華人民共和国杭州市、新潟県津南町の友好交流都市のうち、海外の3都市とは、様々な分野において、友好的な国際交流関係を維持しています。

全国的に市町村の国際交流事業が行政主導から市民主体の草の根の国際交流へと力点に移り、このようななかで、本市においても毎年の姉妹都市・友好交流都市との市民相互の訪問などでは、狭山市国際交流協会が中心的な役割を果たしています。また、在住外国人が増加しており、様々な場面で外国人と接する機会が増えています。

施策の課題

- 姉妹都市・友好交流都市との交流を通じて相互理解を深めるとともに、地域における市民の身近な国際交流の機会が必要です。

主なとりくみ

(1) 姉妹都市・友好交流都市との交流の推進

- 市民の国際感覚を育み、相互理解を深めるため、姉妹都市・友好交流都市との文化、スポーツ、教育など様々な分野の交流を推進します。

(2) 地域での国際交流の推進

- 市民の国際意識・国際理解を高めるため、身近な国際交流として、市内在住外国人との交流を狭山市国際交流協会と連携して実施します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
市内在住外国人との交流事業への参加者数	2,626人	3,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 姉妹都市・友好交流都市との交流活動に積極的に参加しましょう。
- 身近な国際交流に積極的に参加しましょう。

第6章 市民生活

～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」(標語・絵)最優秀作品



(南小学校 6年)

「こころとこことがつながる狭山のまち」

(奥富小 3年)

第6章 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～	1	自立した地域社会の実現	50	地域コミュニティの活性化	(1)	市民の主体的なまちづくり活動の促進
					(2)	地域コミュニティ施設の整備
			51	男女共同参画の推進	(1)	男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり
			(2)	男女共同参画の推進体制の充実		
		52	安全・安心な消費生活の実現	(1)	消費生活向上に向けた取り組みの推進	
	2	情報化の推進	53	地域情報化の推進	(1)	ICTの活用と促進
			(2)	市民の情報活用力の向上		
	3	住宅・建築物の充実	54	住宅などの適正な管理	(1)	市営住宅の長寿命化と集約化の推進
			(2)	安全で良好な生活環境の充実		
	4	防災・消防体制の充実	55	総合的な危機管理防災体制の充実	(1)	個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化
					(2)	自助・共助による地域防災力の向上
			(3)	災害応急対策の充実		
		56	消防・救急体制の充実	(1)	埼玉西部消防組合との連携の推進	
			(2)	消防団の充実強化		
	5	交通安全・防犯対策の充実	57	地域との連携による交通安全対策	(1)	関係機関と連携した交通安全意識の高揚
					(2)	事故多発地点などへの交通安全施設の整備
		58	地域との連携による防犯対策	(1)	地域防犯活動の推進	
			(2)	防犯設備の充実		
6	基地対策の充実	59	基地周辺環境の整備の推進	(1)	要望活動の推進	
			(2)	基地対策事業の推進		
			(3)	基地対策の周知		

施策 50

地域コミュニティの活性化

施策の目指す姿

地域の課題を市民自らが考え、解決するなど、地域コミュニティへの参加意識が高まり、地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいます。

施策の現状

個人の価値観の多様化や自治会などへの参加意識の希薄化に伴い、地域コミュニティが衰退傾向にあります。そのため防災、防犯など日常生活の様々な分野で、地域力の向上が求められています。本市と狭山市自治会連合会では、自治会への加入を促進するため、不動産関係の公益社団法人と狭山市における自治会加入促進に関する協定を締結しました。

このようななか、地区センターにおいて、地区まちづくり推進会議を中心に、地域課題の解決に向けた活動や市民参画によるイベントの開催などに積極的に取り組んでいます。また、地域コミュニティの活動拠点となる集会所の改修などに財政的支援を行っています。

施策の課題

- 地域のつながりや地域力を向上させるためには、自治会など地域の住民同士が互いに支え合うコミュニティの形成と活動のための環境整備が必要です。

主なとりくみ

(1) 市民の主体的なまちづくり活動の促進

- 地域住民がお互いに助け合い、地域の様々な課題解決のために取り組んでいる自治会活動を支援するとともに、自治会への加入を促進します。
- 自治会などと、ボランティア団体や市民活動団体との連携による地域コミュニティの形成を促進します。
- 地域での住民同士のつながりを強化し、地域の課題を解決するため、地区まちづくり推進会議を中心として、まちづくりに主体的に取り組む市民の育成や地域の特色を活かしたまちづくり活動を促進します。

(2) 地域コミュニティ施設の整備

- 集会所の改修、借り上げ、建設などへの助成を行い、地域コミュニティの活動拠点を整備します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
自治会加入率(自治会加入世帯数÷住民基本台帳世帯数、4月1日時点)	74%	75%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域コミュニティの活性化のため、地域の活動に取り組みましょう。
- 自治会などの活動へ積極的に参加しましょう。
- 地域の集会所を有効に利用しましょう。

施策 51

男女共同参画の推進

施策の目指す姿

男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分発揮することができる環境づくりが進んでいます。

施策の現状

本市では、平成 27 年 6 月に「狭山市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画センターを中心に男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、時代とともに変わりつつあるものの、依然として残っており、いまだ多くの課題を抱えています。

また、人権侵害行為である配偶者などからの暴力(DV：ドメスティック・バイオレンス)については、相談件数が増加傾向にあります。

施策の課題

- 男女が対等なパートナーとして、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いの個性と能力を十分に発揮できる社会に向けた環境づくりが必要です。

主なとりくみ

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

- 男女が認め合い、互いの人権を尊重するための啓発活動を推進します。
- 男女が支え合い、仕事も家庭もともに担う環境づくりに取り組みます。
- DVなどを防止する啓発活動や相談支援体制の充実に向けて取り組みます。

(2) 男女共同参画の推進体制の充実

- 国や県などの関係機関との連携を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制の充実に取り組みます。
- 女性があらゆる分野の政策決定過程から参画できる機会を拡充します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
審議会などにおける女性委員の割合 (4月1日時点)	30.9%	35.0%
男女共同参画セミナーや講座などへの参加者数	351人	700人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 家庭や職場における男女の固定的な役割分担を見直しましょう。
- 事業者は男女共同参画の推進に努めましょう。

施策 52

安全・安心な消費生活の実現

施策の目指す姿

商品やサービスなどに関する適切な情報の提供や商品購入・契約トラブル、架空請求などに関する的確な助言・指導により、安全で健全な消費活動が実践されています。

施策の現状

情報化社会の進展により、消費者を取り巻く環境は急速に変化しており、消費生活の利便性が高まる一方で、悪質商法はさらに巧妙化するなど消費者から寄せられる相談内容は、日々、複雑さを増しています。本市では、消費生活センターにおいて、専門の相談員が相談にあたりるとともに、法律的な対応が必要な場合は、弁護士による相談を実施しています。

また、消費者被害を未然に防止するため、広報紙やホームページなどを活用した情報提供を行うとともに、消費生活講演会やくらしの移動教室の開催、狭山市消費者団体連絡会による講演会を開催し、消費者の意識啓発や情報提供に取り組んでいます。

施策の課題

- 複雑多様化する消費者被害を未然に防止するため、適切な情報提供を行うとともに、消費者の意識啓発に努め、併せて被害にあった消費者に対する権利や利益を擁護することが必要です。

主なとりくみ

(1) 消費生活向上に向けた取り組みの推進

- 消費者が的確な判断ができるよう、様々な商品やサービスに関する情報を迅速に提供します。
- 複雑多様化する消費者被害に適切に対応するとともに、消費者の権利や利益を擁護するため、専門の相談員による消費生活相談を推進します。
- 若年者から高齢者までの幅広い層に対応した講座や講演会を開催し、消費者トラブルに関する新しい情報や対処方法を周知するなど、消費生活に関する啓発活動に取り組みます。
- 市民の消費生活に関する知識が深まるよう、消費生活に係わる問題などに自主的に取り組む消費者団体の活動を支援します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
相談事案の救済率(救済件数÷相談受付件数)	98.4%	100%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 消費者被害を未然に防止するため消費生活・商品販売に関する知識の向上に努めましょう。
- 消費者団体は、消費生活に関する講座や講演会などを開催し、消費者の意識啓発に努めましょう。
- 消費者トラブルに巻き込まれたら、関係機関に相談しましょう。

施策 53

地域情報化の推進

施策の目指す姿

様々な分野における ICT※の有効活用が進み、双方向性を備えたプッシュ型の情報提供※が行われることにより、市民の利便性が向上しています。

施策の現状

本市では、情報化基本計画に基づき、ICTの利点を最大限に活用し、市民の利便性の向上及び効率的な行政運営、地域情報化の推進に取り組んでいます。

市民の利便性の向上のための電子化の推進については、公共施設予約システムや埼玉県及び県内の市町村が、共同で構築した電子申請・届出サービスを運用しており、インターネットを利用した公共施設の予約や住民票の請求や水道使用開始届など、様々な行政サービスの申請手続きを自宅や出先から行うことができます。また、これらのシステムを市民が安心して利用できるよう、情報セキュリティ対策を進めるとともに、さらなる市民の利便性の向上に取り組んでいます。

狭山市駅西口地区公益施設の開設を契機に、双方向性を備えた情報伝達媒体のさやまルシェ※を構築し、市民生活に関する行政情報や地域情報を発信しています。

施策の課題

- 地域情報化を推進するため、情報セキュリティ対策を強化し、市民が利用できるシステムの構築及び充実に努めるとともに、より利便性の高い情報を適切に提供することが必要です。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

※ プッシュ型情報提供とは

受け手の意思に関係なく情報を自動的に提供すること。プッシュ型の反対語として、受け手の意思で選択的に情報を取りにいくプル型情報提供がある。

※ 市民交流促進総合ポータルサイト(さやまルシェ)とは

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

主なとりくみ

(1) ICT の活用と促進

- 市民が利用できる統合型 GIS^{*}の構築やモバイルサイトの充実に向け、基盤となる情報システムの整備に取り組み、市民の利便性の向上に努めます。
- さやマルシェで扱う地域情報を充実させるとともに、ICT を活用した情報連携を進め、地域の活性化の推進に取り組みます。

(2) 市民の情報活用力の向上

- 市民が電子自治体の目的と効果を理解し、各種情報サービスを正しく利用できるよう、情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに情報活用力の向上に努めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
さやマルシェの閲覧件数	58,529 件 / 月	100,000 件 / 月

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域の情報を積極的に提供しましょう。

※統合型 GIS とは

地方公共団体が利用する地図情報のうち、複数の部局が利用する情報を各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。

施策 54

住宅などの適正な管理

施策の目指す姿

狭山市市営住宅長寿命化計画による市営住宅の適正な管理、また、民間建築物の耐震化や有害な建築材料の問題への対策などにより、安全な建築物が増加し、災害への備えが進んでいます。

施策の現状

本市の市営住宅は 18 団地あり、その内の 3 団地（上諏訪・鶯ノ木・榎）については、市営住宅鶯ノ木団地建替事業として集約建替えを進めています。また、残り 15 団地については、平成 26 年度より狭山市市営住宅長寿命化計画に基づく計画的な改善事業を行うことで建物の適正な管理に努めるとともに、市営住宅の管理代行制度[※]の導入を進めています。

現在、耐震化率は、民間住宅が約 75%、病院、店舗などの多数の方が利用する一定規模以上の建築物[※]が約 85% であり、耐震化促進のために無料相談会や補助制度について周知を行うとともに、民間建築物の有害物質対策を促進しています。また、適切な維持管理を行っていない建築物の所有者などに対しては、助言、指導を行い、安全で安心な建築物の形成に取り組んでいます。

施策の課題

- 市営住宅の適正な管理を推進するとともに、安全で良好な生活環境を保全するため、民間建築物の耐震化や有害物質対策を促進することが必要です。

※管理代行制度とは

公営住宅法に定められた制度で、地方住宅供給公社などが地方公共団体の同意を得て、公営住宅の管理を代わって行うもの。単なる事務委託ではなく市の立場を代行するもので、入居者の募集・決定、入居者の承継・同居者の承認、高額所得者への明渡し請求、模様替え・増築の承認、入居者に収入状況報告請求などを行うことができるもの。

※多数の方が利用する一定規模以上の建築物とは

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第 1 号に掲げる、階数 3 以上かつ延床面積 1,000m²以上の病院、店舗や、階数 2 以上かつ延床面積 1,000m²以上の社会福祉施設などの建築物のこと。

主なとりくみ

(1) 市営住宅の長寿命化と集約化の推進

- 狭山市市営住宅長寿命化計画に基づく計画的な改善事業を推進し、市営住宅の耐久性の向上と良好な住環境の整備に取り組みます。
- 借上型住宅の導入などによる市営住宅の集約化の検討を進めるとともに、埼玉県に対し新たな県営住宅の整備を要請します。

(2) 安全で良好な生活環境の充実

- 耐震不足の民間住宅や多数の方が利用する一定規模以上の建築物については、補助制度の活用などにより、耐震化を促進し、大規模災害による建物の倒壊などの被害の軽減に努めます。
- 民間建築物の有害物質対策を促進し、安全で良好な生活環境の保全に努めます。
- 建築物の適切な維持管理のための建築物等定期報告制度*などについて周知し、安全で安心な建築物になるよう改善指導を行います。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
狭山市市営住宅長寿命化計画に基づく改善事業の進捗率(累計)	7%	58%
民間住宅や多数の方が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率(累計)	75%	95%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 民間建築物の耐震化への理解を深め、耐震診断や耐震改修工事などに積極的に取り組みましょう。
- 民間建築物から有害物質を除去しましょう

*建築物等定期報告制度とは

建築基準法で定められている制度で、危険を未然に防止するために建築物、建築設備及び昇降機などについて、適切な維持管理がされているかどうかを専門家の目で調査または検査を行うこと。

施策 55

総合的な危機管理防災体制の充実

施策の目指す姿

複雑多様化する災害や危機に対応した総合的な危機管理防災体制が整備され、災害や不測の事態が発生した時に迅速かつ的確な対応が図られ、市民生活の安全が確保されています。

施策の現状

様々な災害に対応するため、各避難所の整備や備蓄品の安定確保に努め、市民、行政、事業所、地域などによる主体的な防災体制の整備が求められています。

また、市民生活を脅かす事態への対策として、危機管理体制の整備・強化の重要性が増しています。本市では、災害時などにおける確実な情報伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を進めるとともに、備蓄品を確保し避難所となる施設や防災設備の適切な維持管理を行っています。

また、地域の支援者、福祉関係事業者、市などの協働により、災害時要援護者※に対応した避難体制などの整備に取り組んでいます。

一方、市民生活を脅かす事態に備え、「国民保護に関する狭山市計画」※を策定し、様々な危機に迅速に対応ができるよう危機管理体制の充実に取り組んでいます。

施策の課題

- 複雑多様化する災害や市民生活を脅かす事態に迅速かつ的確に対応するため、地域防災力の向上と総合的な危機管理防災体制の強化が必要です。

※災害時要援護者とは
一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時に自力で避難することが困難な方のこと。

※国民保護に関する狭山市計画とは
国が定めた国民の保護に関する基本指針及び県計画に基づき、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に、市民の安全な避難や救援、武力攻撃災害の最小化などの措置が取れるよう、狭山市国民保護協議会が作成する計画のこと。

主なとりくみ

(1) 個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化

- 地域防災計画^{*}、業務継続計画^{*}、国民保護計画に基づく個別行動マニュアルを整備するとともに、P D C A マネジメントサイクルに基づいた見直しを随時行い、各種訓練を実施し、自主防災組織や関係防災機関・各種関係団体などとの連携を強化します。また、災害時における初動体制の強化に取り組むとともに、自衛隊や警察との協力体制を強固なものとし、総合的な危機管理防災体制の構築を推進します。

(2) 自助・共助による地域防災力の向上

- 自治会組織などを基本とした自助・共助による地域防災力の向上に努め、災害時要援護者避難支援体制の強化を推進します。
- 市全域にわたり自主防災組織を育成し、災害用資機材の配備を充実するとともに、自主防災組織の連合体を構築し、地域全体での被害の拡大を防ぎます。

(3) 災害応急対策の充実

- 災害時の物資や資機材の備蓄を拡充させるとともに、老朽化した防災備蓄倉庫の更新や防災行政無線設備、災害用給水設備などの維持管理を徹底し、災害時における応急対策の充実に取り組みます。
- 災害時に避難所となる学校などにおいて、太陽光発電設備を設置することで、災害発生時における緊急電力を確保し、避難所機能などを強化します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
災害時要援護者の避難支援体制づくりに関する協定件数(累計)	24件	100件
自治会における自主防災組織の結成率(自主防災組織数÷自治会数、累計)	77.9%	92.0%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域防災リーダーを育成し、地域防災力を強化しましょう。
- 平常時から災害や危機に備えるとともに、非常時には自ら行動できるようにしましょう。

※地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、狭山市の地域における自然災害など(地震、風水害など)に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、とるべき災害対策について定めたものであり、狭山市防災会議が作成する計画のこと。

※業務継続計画とは

災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

施策 56

消防・救急体制の充実

施策の目指す姿

市民の生命、身体、財産を守るため、埼玉西部消防組合との連携と消防団の充実強化が図られ、複雑多様化する災害などへの対応が迅速かつ的確に行われています。

施策の現状

平成 25年 4月、所沢市・飯能市・入間市・日高市と本市の 5市で、消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤強化を進めるため、埼玉西部消防組合を設立し、消防を広域化しました。

同組合では、構成する自治体の消防・救急業務を行っており、市内には狭山消防署及び 3つの分署が設置されています。本市では、同組合との連携を推進するとともに消防・救急業務が円滑に遂行できるよう支援しています。

また、東日本大震災後も各地で甚大な災害が発生しており、地域防災力の向上の観点から消防団を充実強化することが重要となっています。

施策の課題

- 市民の生命・身体・財産の保護及び複雑多様化する災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合との連携を強化するとともに、地域の防災体制を充実強化することが必要です。

主なとりくみ

(1) 埼玉西部消防組合との連携の推進

- 市民の生命・身体・財産の保護及び様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合との連携を推進するとともに、消防・救急業務が円滑に遂行できるよう支援します。

(2) 消防団の充実強化

- 様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中心とした地域の防災体制の強化を目指します。
- 地域の実情を反映した組織・運営体制を目指し、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置及び計画的な整備を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
消防団員数(4月1日時点)	311人	333人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 消防団への入団や活動への支援により、地域の防災力を向上させましょう。

施策 57

地域との連携による交通安全対策

施策の目指す姿

市民一人一人が交通ルールとマナーを遵守し、また、交通安全施設の適切な整備により、市内の交通事故が減少しています。

施策の現状

市内での交通事故（物件・人身、死亡）の総件数は、減少傾向にありますが、交通事故全体に占める自転車事故の割合は高く、交通事故死亡者の割合をみると高齢者の割合が高くなっています。そのため、高齢者や各幼稚園・小中学校など年齢層に応じた交通安全教室や街頭啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚に努めています。

また、関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携し、交通事故の防止活動を推進するとともに、ゾーン 30※に指定された区域内における歩行者などの安全対策に取り組んでいます。

交通安全施設については、交通の安全を確保するための路面標示、道路反射鏡及び道路照明灯などの整備を計画的に進めています。

施策の課題

- 交通事故の発生を防ぐため、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を進める必要があります。

※ゾーン 30とは

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km / h の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと。

主なとりくみ

(1) 関係機関と連携した交通安全意識の高揚

- 交通事故から身を守るため、幼児から高齢者までの年齢層に応じて、警察や学校、自治会などと連携して自転車の安全利用を含む交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。
- 関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携して交通事故の防止活動を推進します。

(2) 事故多発地点などへの交通安全施設の整備

- 交通の安全を確保するため、事故多発地点や危険箇所、道路反射鏡、道路照明灯、路面標示などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。また、老朽化した交通安全施設の維持管理及び更新を計画的に実施します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
市内で発生した人身事故件数	654人 (平成 26 年 1 月から 12 月の合計)	554人 (平成 32 年 1 月から 12 月の合計)

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 交通安全の意識を持ち、地域の交通安全活動へ積極的に参加しましょう。
- 交通安全施設や道路などの破損箇所を発見した際は、すぐに関係機関へ連絡しましょう。

施策 58

地域との連携による防犯対策

施策の目指す姿

市民、警察、関係団体と連携した地域ぐるみの防犯活動の実施や防犯設備の充実により、市民の防犯意識が高まるとともに、市内での犯罪の発生が減少しています。

施策の現状

本市では、犯罪発生件数は減少傾向にありますが、社会経済情勢の変化に伴い、犯罪の手口や種類が多様化する傾向にあるため、地域防犯パトロールなどの防犯活動を実施するとともに、ICT※を活用して防犯に関する情報提供を行い、市民の防犯意識の高揚に努めています。

特に、安全で住み良い地域環境を確保するため、警察などの関係機関と連携して、防犯に関する意識の啓発や防犯活動に取り組んでいます。また、自主防犯組織として「地域防犯ネットワーク(APOC: アポック)」※が組織され、地域で活発な防犯活動が展開されています。

また、夜間の犯罪発生を防止するため、防犯灯の整備を進めています。

施策の課題

- 安全で住み良い地域環境を確保するため、地域ぐるみの防犯活動の実施と防犯設備の整備を進めることが必要です。

※ ICTとは

Information and Communication Technologyの略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

※地域防犯ネットワーク(アポック: Area Prevention Of Crime)とは

自治会、学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

主なとりくみ

(1) 地域防犯活動の推進

- 安全で住み良い地域環境を確保するため、警察などの関係機関と連携した防犯活動の実施やICTを活用した防犯に関する情報提供を行うことにより、市民の防犯意識の高揚と防犯体制の強化に取り組みます。
- アポックを中心とした、地域住民や事業者による自主的な防犯活動を支援します。また、小学生の下校の際には、通学路での青色回転灯装着車両によるパトロールや地域と連携した見守りを実施します。

(2) 防犯設備の充実

- 犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、地域からの要望箇所や危険性の高い箇所に防犯灯を整備し、視認性の向上に取り組みます。
- 防犯灯のLED化と適正な維持管理を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成26年度	平成32年度
市内の犯罪率 (人口1,000人あたりの刑法犯認知件数)	9.6件 (平成26年1月から12月の合計)	8.6件 (平成32年1月から12月の合計)

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 日頃から防犯意識を持ち、地域の防犯活動へ参加しましょう。
- 防犯設備の破損箇所を発見した際は、すぐに関係機関へ連絡しましょう。

施策 59

基地周辺環境の整備の推進

施策の目指す姿

基地に起因する騒音などへの対策により障害が軽減されるとともに、周辺の生活環境が適切に整備され、基地周辺で暮らす市民が安心かつ安定した生活を過ごしています。

施策の現状

本市では、航空機などによる障害について、国や入間基地に対し、その解消、軽減のための対策を実施するよう要望しています。また、国の補助事業を活用し、小中学校などの防音・空調工事や道路や消防・防災施設などの整備を実施しており、基地に起因する障害の軽減対策を推進しています。なお、これらの事業に関する情報は、公式ホームページなどに掲載し、市民に周知しています。

施策の課題

- 基地に起因する障害を軽減し、基地周辺の生活環境の向上に取り組むことが必要です。また、市民の要望を国や基地に伝えるとともに、基地対策に関する市民の理解を深めていくことが必要です。

主なとりくみ

(1) 要望活動の推進

- 航空機の離発着回数の削減や安全飛行の徹底、基地の運用に関する十分な情報提供などについて、国や基地に要望します。
- 住宅防音工事の対象区域の拡大や工事内容の拡充、補助事業の対象範囲の拡大、補助金の増額などについて、様々な機会を捉え、国に要望します。

(2) 基地対策事業の推進

- 公共施設における防音対策が維持できるよう、計画的に施設などの更新を行います。
- 基地周辺の住民の生活環境の向上に取り組みます。
- 道路や消防・防災施設などの整備を推進します。
- 基地に起因する障害を解消するため、関係機関と協議し周辺住民の生活環境の改善に取り組みます。

(3) 基地対策の周知

- 周辺住民が安心して生活できるよう、引き続き、基地に起因する障害やその防止対策、国の補助事業などの情報を、公式ホームページなどで周知します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
国の関係諸機関への要望活動回数	6回	8回

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 基地対策上の防音工事などを有効に活用しましょう。
- 基地の存在や役割と基地対策について関心を持ちましょう。

第7章 計画推進

～構想実現のために～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



（御狩場小学校3年）

「人が人にやさしくでき
人が人をしあわせにできるまち」

（狭山台中学校2年）

第7章 計画推進 ～構想実現のために～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
計画推進 ～構想実現のために～	1	協働によるまちづくりの推進	60	協働の推進	(1)	協働の仕組みづくりの推進
					(2)	地域社会のための人材の育成と人材を活かす仕組みづくりの推進
					(3)	まちづくり条例の制定
			61	積極的な情報発信と情報活用の促進	(1)	積極的な情報発信の推進
					(2)	シティプロモーション活動の推進
					(3)	オープンデータ化の推進
	2	健全な行政運営の推進	62	効率的・効果的な行政運営の推進	(4)	効果的な広聴活動の推進
					(1)	計画行政の推進
					(2)	広域連携の推進
					(3)	民間活力の導入
					(4)	電子自治体の推進
					(5)	情報セキュリティ対策の推進
			63	健全な財政運営の推進	(6)	行政情報システムの最適化
					(1)	計画的な財政運営
					(2)	市税収入の確保
64	公共施設等の計画的な管理と統合・廃止	(3)	財源の確保			
		(4)	財政の「見える化」			
65	機能的で活力のある組織運営の推進	(1)	公共施設等の計画的な管理と統合・廃止			
		(1)	機能的な組織の確立と定員管理の適正化			
3	まち・ひと・しごと創生の推進	66	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	(2)	活力のある組織を支える人材育成	
				(1)	子育て世代とその父母世代の近居の促進	
				(2)	婚活の支援	
					(3)	その他の施策の推進

施策 60

協働の推進

施策の目指す姿

地域社会の様々な分野において、市民、市民団体、地域団体、市などの多様な主体が連携・協働してまちづくりに取り組んでいます。

施策の現状

本市では、少子高齢化の進行、低経済成長、市民ニーズの多様化などを背景として、協働によるまちづくりを進めるため、平成24年7月に狭山市協働ガイドラインを策定しました。

地域の課題解決に向けて、主体的に取り組むNPO法人などが設立されており、平成26年度には、これらのNPO法人などとの協働による事業が84件実施されました。

また、平成26年度からは狭山元気大学と狭山シニア・コミュニティ・カレッジを統合したさやま市民大学を開設し、地域社会を行政とともに協働して担う人材の育成とその人材を活かす仕組みづくりにも積極的に取り組んでいます。

平成25年度に実施した市民意識調査によると、協働により取り組むことが重要であるとする分野・事業として「地域福祉」をあげる回答が最も多く、次いで「災害対策」、「地域安全」、「環境の保全」が多くなっており、幅広い分野にわたって協働による取り組みを展開することの必要性がうかがえます。

施策の課題

- 地域の課題解決に向けて、多様な主体の連携を促進し、それぞれの特性を活かしながら共通する課題に取り組むことが必要です。

主なとりくみ

(1) 協働の仕組みづくりの推進

- まちづくりに取り組む市民、市民団体、地域団体などの多様な主体の連携を促進するため、中間支援組織*の機能を充実します。

(2) 地域社会のための人材の育成と人材を活かす仕組みづくりの推進

- さやま市民大学を拠点として、協働の担い手となる人材の育成とその人材を活かす仕組みづくりを推進します。

(3) まちづくり条例の制定

- 市民自治を推進するため、協働によるまちづくりを理念とした自治体運営の基本原則等を定める条例を制定します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
NPO 等との協働による事業実施件数	84件	100件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 協働によるまちづくりに積極的に取り組みましょう。
- さやま市民大学で学び、その成果をまちづくりに活かしましょう

*中間支援組織とは
市民、市民団体、地域団体と行政の間をつなぐ支援活動を行い、相談やサポートなども行う組織のこと。

施策 61

積極的な情報発信と情報活用の促進

施策の目指す姿

本市に関する情報が様々な主体から積極的に発信され、必要な情報が容易に入手できる環境が整備されるとともに、市民の意見や要望が様々な機会を通して本市に提供され、市政に反映されています。本市が提供するオープンデータ*が様々な活用され、新たなサービスが創出されています。また、シティプロモーション*の推進により、本市の知名度が上がり、市外からも注目を集めています。

施策の現状

本市では、広報紙や公式ホームページ、モバイルサイトに加え、平成26年1月からは公式フェイスブック、ツイッターを開設し、市政や地域の情報を積極的に発信しています。また、市民生活に関わる新着情報や緊急情報などを、電子メールで登録者に配信しています。

市民からの意見や要望については、私の提案制度により把握し、行政サービスの向上と事務事業の改善に役立てています。

また、狭山市情報公開条例及び狭山市個人情報保護条例に基づき、市政運営に関する公文書や各種審議会などを公開するとともに、個人情報の保護に取り組んでいます。

平成28年1月からは社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用が開始され、個人情報保護への要請が一層高まっていることから、新たに特定個人情報保護評価（PIA）*を実施しています。

施策の課題

- 本市に関する様々な情報を積極的に発信し、シティプロモーション活動を展開するとともに、行政の透明性・信頼性の向上や行政の効率化、協働の推進、経済の活性化のため、オープンデータ化を進めることが必要です。また、市民の意見やニーズを適切に把握することが必要です。

※オープンデータとは

行政機関等が保有する公共データを機械判断に適したデータ形式で、かつだれもが二次利用を可能とするルールによって公開したデータのこと。

※シティプロモーションとは

観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動のこと。

※特定個人情報保護評価（PIA）とは

個人番号を含む個人情報を保有する前に、漏えい、悪用その他の事態を発生させるリスクをあらかじめ分析し、こうしたリスクを軽減するため、適切に措置すること。

主なとりくみ

(1) 積極的な情報発信の推進

- 広報紙や公式ホームページ、モバイルサイト、メール配信サービスを通じて市政情報やくらしの情報を積極的に発信します。

(2) シティプロモーション活動の推進

- 魅力ある地域資源を掘り起こし、磨き上げることで価値を高めるとともに、公式フェイスブック、ツイッター、パブリシティ活動などを通じて市の魅力をアピールし、シティプロモーション活動を推進します。

(3) オープンデータ化の推進

- 本市が保有するデータをオープンデータとして、だれもが二次利用可能な形式(データフォーマット)で提供します。

(4) 効果的な広聴活動の推進

- 私の提案制度など様々な機会を通して、市政に関する意見や要望を集約し、分析することにより、市民ニーズの把握に努め、市政に反映します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
パブリシティ活動により本市がマスメディアで報道された件数	365件	365件
公式ツイッター、フェイスブックの記事が閲覧者から拡散された件数 (ツイッターはリツイート数とお気に入り登録数の合計、フェイスブックはシェア数)	5,208件	15,551件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 本市の魅力や市政の情報を様々な方法で発信しましょう。
- 本市が提供するオープンデータを積極的に活用することで、新しい価値を創造し、起業するなど、ビジネスを活性化し、市民生活をより豊かにしていきましょう。
- 私の提案制度を活用するなど、市政に積極的に関与し、提言しましょう。

施策 62

効率的・効果的な行政運営の推進

施策の目指す姿

PLAN (計画) -DO (実施) -CHECK (評価) -ACTION (改善) の PDCA マネジメントサイクルが確立されるとともに、社会情勢の変化や市民ニーズの変化に対応し、広域連携、民間活力の導入、行政の電子化が進められ、効率的・効果的な行政運営が行われています。

施策の現状

本市では、長期的な見通しに立った計画的な行政運営を実現し、かつ、社会情勢の変化や市民ニーズの変化に対応するため、狭山市総合計画に基づき、毎年度、向こう3か年の具体的な事業を示した実施計画を策定するとともに、行政評価を実施し、PDCA マネジメントサイクルに基づいた総合計画の進行管理を行っています。

広域連携については、埼玉県西部地域まちづくり協議会^{*}に参加し、ごみの処理、公共施設の相互利用、大規模災害時における相互応援などの協定を締結しています。

民間活力の導入については、民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として、指定管理者制度による公共施設の管理運営や、PFI^{*}による学校給食センターの更新などを実施しています。

行政の電子化については、ICT^{*}を効果的に活用することによって、行政運営の簡素化、効率化と行政サービスの高度化を実現するため、狭山市情報化基本計画を策定し、電子自治体の推進に取り組んでいます。平成26年1月からは、総合窓口対応システムを導入し、データ連携を伴った各種証明書発行の総合窓口化を実現しています。平成28年1月からは社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用が開始され、これに対応したシステム改修を実施しました。このようななかで、情報セキュリティ対策や、行政で使用している各種情報システムが全庁的な視点からもっとも効率的となるよう、統一性の向上と連携の強化による全体最適化などが求められています。

施策の課題

- PDCA マネジメントサイクルに基づき、計画・予算・決算・評価を連動させることが必要です。また、広域連携、民間活力の導入を推進するとともに、行政の電子化とそれに対応した情報セキュリティ対策が必要です。

^{*}埼玉県西部地域まちづくり協議会とは

県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり計画（ダイアプラン）を策定している。

^{*}PFIとは

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

^{*}ICTとは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

主なとりくみ

(1) 計画行政の推進

- 的確な行政需要の把握と財政見通しに基づいた実施計画を策定することにより、狭山市総合計画に掲げるとりくみの具現化と目標の達成を図ります。
- 計画・予算・決算・評価を連動させた PDCA マネジメントサイクルを確立します。

(2) 広域連携の推進

- 様々な行政課題に対し、広域的な視点から効率的・効果的に対応するため、また、将来的な合併も視野に入れ、周辺自治体などとの連携を推進します。

(3) 民間活力の導入

- 民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図るため、窓口サービスをはじめとする事務事業の包括的民間委託、公共施設への指定管理者制度の導入など、公民連携を推進します。

(4) 電子自治体の推進

- 市民の利便性を向上するため、行政手続きのオンライン化や行政事務の電子化を推進します。

(5) 情報セキュリティ対策の推進

- ICT を使った情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、技術的及び人的な対策を組み合わせ、高度な情報セキュリティ対策を講じます。

(6) 行政情報システムの最適化

- 各種情報システムの統一性を向上し、連携を強化するため、行政情報システムの全体最適化を進めます。
- 行政情報システムの更新にあたっては、システムの構築や運用に係る経費などの削減に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
第 1 章から第 6 章までのすべての施策の成果目標の達成割合 (施策の成果目標を達成した施策数÷全施策数)	—	100%

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 効率的・効果的な行政運営に積極的に協力しましょう。
- 計画づくりや政策立案の過程に積極的に参画しましょう。

施策 63

健全な財政運営の推進

施策の目指す姿

市税などの財源を安定的に確保し、社会経済情勢の的確な把握と分析に基づいた財政見通しのもと、事業の選択と集中により、持続可能で健全な財政運営が推進されています。

施策の現状

本市の財政状況については、歳入は、生産年齢人口の減少や雇用形態の変化などにより、個人市民税が減収傾向にあるとともに、法人市民税は企業のグローバル化や実効税率の見直しなどにより、的確な見通しが難しくなっています。このような状況のなか、納付を促すコールセンターの設置をはじめとし、効果的、効率的な徴収体制の強化を推進することにより、市税収入の安定確保に努めるとともに、国・県補助金や市債などを有効に活用し、歳入の確保を図っています。

一方、歳出では、高齢化の進行により、扶助費をはじめとする社会保障関連経費が増加しています。また、これまでに整備した公共施設等については、老朽化に伴い維持管理、長寿命化、更新のための費用が増加しつつあります。

施策の課題

- 市税収入を安定的に確保するとともに、その他の財源も積極的に確保し、これらの財源を計画的・重点的に配分することが必要です。また、公正で透明な財政運営を推進することが必要です。

主なとりくみ

(1) 計画的な財政運営

- 中期的な視点に立った財政見通しのもと、事業の選択と集中により、財政運営の健全化を図ります。
- バランスシートなどの財務諸表*を有効に活用し、将来世代に過度な負担を残さないよう健全な財政運営を推進します。
- 事業別予算編成により、事業のコストや目的を明確にし、より効果的な財政運営を推進します。

(2) 市税収入の確保

- 納税機会の拡充とともに徴収体制の強化により、市税収入の安定確保を図ります。

(3) 財源の確保

- 受益者負担の原則に基づき、使用料、手数料などの適正化を進めるとともに、後年度負担を考慮したうえでの市債の積極的な活用、公共施設等の広告媒体としての活用、ふるさと納税制度の活用などを通じて、財源の確保に取り組みます。

(4) 財政の「見える化」

- 発生主義*に基づく財務諸表を作成し、財政の「見える化」に取り組むことにより、市民の財政への理解を深め、公正で透明な財政運営を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
健全化判断比率 (実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)	-	前期基本計画に定める各種の施策を推進しつつ、健全な財政運営を維持する

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 市税や公共料金などは滞りなく納付しましょう。
- 市の財政状況に対する理解を深めましょう。

※財務諸表とは

新地方公会計制度に基づいて作成された貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表のこと。

※発生主義とは

現金の収支という事実にとらわれず、取引の発生に基づいて費用や収益を計上する会計基準のこと。

施策 64

公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

施策の目指す姿

公共施設等※についての将来的なあり方が明確になり、計画的な管理と統合・廃止に向けた取り組みが進んでいます。

施策の現状

本市の公共施設等のうち、いわゆるハコモノと言われるものの多くは、建築後 30 年から 40 年を経過し、老朽化が進んでおり、今後、施設の維持管理、長寿命化及び更新のための費用がますます増大すると見込まれます。また、社会情勢などの変化により、当面、利用が見込まれない未利用地や、統合・廃止により利用されなくなった公共施設等があります。

このようななか、道路や橋りょう、水道などのインフラについて、長寿命化や更新を進めるための計画を作成するとともに、平成 27 年度には、公共施設等の計画的な管理と、統合・廃止に向けた取り組みの基礎とするため、本市の公共施設等の現状と課題を取りまとめた公共施設白書を作成しました。

施策の課題

- 公共施設を使ったサービスを将来にわたって安定的に提供していくため、公共施設等の将来的なあり方を踏まえ、計画的な管理を進めるとともに、統合・廃止に向けた取り組みが必要です。

※公共施設等とは

いわゆるハコモノ施設のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設、未利用地等を含む。

主なとりくみ

(1) 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

- 少子高齢化と人口減少の進行などによる社会情勢の変化や市民ニーズの変化、施設の老朽化などを踏まえ、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の計画的な管理と統合・廃止を推進します。
- 当面、利用が見込まれない未利用地については、売却、貸付などの適切な方法により有効活用します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
公共施設等総合管理計画の策定	—	策定済
売却、貸し付けした未利用地の面積 (平成 26 年度以降の累計)	0㎡	6,200㎡

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 身近な公共施設の管理運営に市民も携わりましょう。
- 公共施設等の計画的な管理と最適化に関する議論に積極的に参加しましょう。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

計画推進
第7章

第2節

健全な行財政運営の推進

施策 65

機能的で活力のある組織運営の推進

施策の目指す姿

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などに柔軟かつ迅速に対応できる機能的な組織が確立されるとともに、適正な定員管理が行われています。

また、職員一人一人の能力が最大限に発揮され、活力のある組織が実現されるとともに、市民から信頼される人材が育成される人事管理制度が確立されています。

施策の現状

豊富な知識と経験、技術を持った職員が大量に退職する時期を迎えるなか、事務事業の見直しを踏まえた組織の簡素化・合理化などの措置を講じるとともに、新たな行政需要に対しては、職員の弾力的な配置などにより対応し、職員の定員適正化に努めています。

職員の資質向上や能力開発については、狭山市人材育成基本方針に基づき毎年研修計画を策定し、職員研修の実施などにより、職員の政策形成能力や専門性を高め、分権型社会の担い手にふさわしい人材育成に取り組んでいます。また、目標管理制度により、職員自らが目的意識を持ち、自主的な管理に基づき職務が遂行されています。

施策の課題

- 機能的な組織の確立と適正な定員管理を行うとともに、人材育成と連動した人事管理制度を導入し、職員が生き生きと働く活力のある組織づくりが必要です。

主なとりくみ

(1) 機能的な組織の確立と定員管理の適正化

- 多様化する行政課題や市民ニーズを的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応できる機能的な組織の確立と適正な定員管理を行います。

(2) 活力のある組織を支える人材育成

- 人事評価システムの導入、任用制度の充実やジョブ・ローテーションの実施などにより、総合的な人事管理制度を確立し、活力のある組織を支える人材育成を進めます。
- 職員一人一人が意欲を持って行政課題の発見や職務改善に取り組み、やりがいを持って生き生きと働くことができる職場環境の整備を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
職員提案件数	48件	78件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

※設定しない

施策 66

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

施策の目指す姿

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みが推進され、若い世代の定住と市外からの移住が促進されています。

施策の現状

本市では、昭和40年代後半から50年代前半にかけて人口が急激に増加し、現在はその頃に転入した世代が高齢期を迎えています。また、20歳代前半から30歳代前半までの若い世代は、仕事や結婚などを契機に他市へ転出する傾向が続いており、出生率の低下とあいまって、少子高齢化と人口減少が急激に進んでいます。

平成27年度には、本市の人口減少に歯止めをかけるとともに、まちの魅力や活力を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法[※]に基づき、狭山市人口ビジョン及び狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

施策の課題

- まちの活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めるため、若い世代の定住と市外からの移住を促進するとともに、晩婚化・未婚化に歯止めをかけることが必要です。

※まち・ひと・しごと創生法とは

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として制定された法律。

主なとりくみ

(1) 子育て世代とその父母世代の近居の促進

- 適度な距離を保ちつつ、育児と介護の支援が双方に行えるよう、定住と市外からの移住を希望する若い世代の住宅購入費や転居費用の一部補助、金融機関と連携した住宅購入支援など、近居を促進します。

(2) 婚活*の支援

- 結婚セミナーの開催や出会いの場の提供など、婚活を支援します。

(3) その他の施策の推進

- まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を着実に推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
近居促進の補助を受けた世帯数	0件	100件
婚活支援を受けて結婚した人数(累計)	0人	30人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 家族のつながりを大切にし、近居の利点を活用しましょう。
- 近居促進や婚活支援の取り組みに協力しましょう。

※婚活とは
結婚相手を見つけるための積極的な活動のこと。

財政予測

前期基本計画期間における一般会計の財政予測については、次のとおりです。

【歳入】

(単位：百万円)

項 目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
市 税	21,084	20,984	20,671	20,674	20,680
国・県支出金	9,089	8,807	9,106	8,995	9,105
繰 入 金	1,733	1,846	1,509	1,965	1,736
市 債	3,593	2,599	2,660	2,512	2,303
そ の 他	8,981	9,208	9,811	9,853	9,755
合 計	44,480	43,444	43,757	43,999	43,579

【歳出】

(単位：百万円)

項 目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人 件 費	8,043	7,894	8,003	8,097	8,081
扶 助 費	10,589	10,916	10,947	10,958	10,977
公 債 費	3,349	3,580	3,780	3,840	3,905
投資的経費	4,570	2,975	2,996	2,638	2,289
そ の 他	17,929	18,079	18,031	18,466	18,327
合 計	44,480	43,444	43,757	43,999	43,579

※今後の制度改正や経済状況によっては、変動する可能性があるため、毎年策定する実施計画に併せ、見直しを行います。

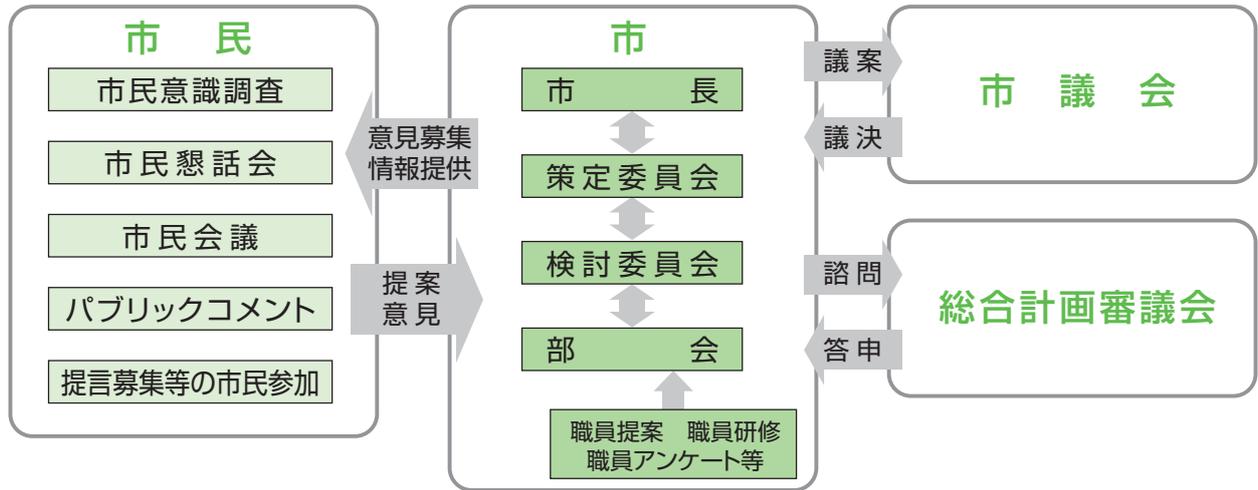
IV 資料

1. 第4次狭山市総合計画策定の流れ
2. 狭山市総合計画審議会
3. 市民参画
4. 職員参画

1

第4次狭山市総合計画策定の流れ

1 策定体制



庁内体制

- 策定委員会** 副市長、教育長及び部長で構成
- 検討委員会** 総合政策部長、次長、参事及び関係する課長で構成
- 部会** 検討委員会委員及び策定主任者（主幹以下）で構成、7つの部会を設置

市民参画

- 総合計画審議会** 市長の諮問に応じて、総合計画に関する審議を行い、市長へ答申
- 市民意識調査** 市民 3,000 人を対象に実施
- 市民懇話会** 総合計画の策定や地区の課題等について、市民と市長が意見を交換
- 市民会議** 策定段階より幅広い市民の参画を得るために開催、市長へ提言書を提出
- パブリックコメント** 総合計画素案を公表し、広く市民から意見などを募集

2 策定経緯

平成 25 年

月	内 容
4月	策定についての基本的事項を決定
8～9月	策定委員会を開催(2回、策定方針の検討)
10月	策定方針を決定 振興計画審議会を開催
10月～11月	市民意識調査を実施 ふれあい市民懇話会を開催(2回、テーマ:今後10年間のまちづくり)
11月	職員アンケートを実施
11月～ 平成26年1月	まちづくり市民提案を募集

平成 26 年

月	内 容
1月	策定委員会を開催(検討委員会設置の検討)
1月～2月	第3次総合振興計画後期基本計画の施策評価を実施
2月	振興計画審議会を開催
2月～7月	小中学生を対象に「将来、私が住みたいまち」作品(標語・絵)を募集
4月	策定委員会を開催(基本構想部会設置の検討) 検討委員会を開催(基本構想部会設置の検討)
4月～9月	市民会議を開催(7分科会合同で7回) 第1分科会(環境共生)、第2分科会(健康福祉)、第3分科会(都市基盤) 第4分科会(産業経済)、第5分科会(教育文化)、第6分科会(市民生活) 第7分科会(計画推進)
5月～6月	基本構想部会を開催(4回、基本構想骨子案の検討)
6月	検討委員会を開催(基本構想骨子案の検討)
7月	策定委員会を開催(基本構想骨子案の検討) 振興計画審議会を開催
8月	基本構想部会を開催(2回、基本構想素案の検討) 策定委員会を開催(基本計画部会設置の検討) 検討委員会を開催(2回、基本構想素案の検討、基本計画部会設置の検討)
9月～10月	策定委員会を開催(2回、基本構想素案、前期基本計画の構成、策定の進め方の検討)
10月	検討委員会を開催(前期基本計画の構成、策定の進め方の検討)
10月～ 平成27年1月	基本計画部会を開催(部会ごとに3回、合計21回、前期基本計画骨子案の検討) 環境共生部会、健康福祉部会、都市基盤部会、産業経済部会 教育文化部会、市民生活部会、計画推進部会
12月	振興計画審議会を開催

IV. 資料

平成 27 年

月	内 容
1 月	検討委員会を開催（前期基本計画骨子案の検討）
2 月～3 月	基本計画部会を開催（部会ごとに 2 回、合計 14 回、前期基本計画骨子案の検討）
4 月	検討委員会を開催（前期基本計画骨子案の検討） 策定委員会を開催（前期基本計画骨子案の検討）
4 月～5 月	検討委員会を開催（8 回、前期基本計画素案の検討）
5 月～7 月	策定委員会を開催（4 回、前期基本計画素案の検討）
7 月～8 月	パブリックコメントを募集
7 月	市議会常任委員会協議会を開催（協議会ごとに 1 回、合計 3 回）
8 月	策定委員会を開催（基本構想案・前期基本計画案の検討） 総合計画審議会を開催
10 月	策定委員会を開催（2 回、基本構想案・前期基本計画案の検討）
11 月～12 月	総合計画審議会を開催（4 回、諮問及び審議）

平成 28 年

月	内 容
1 月	総合計画審議会からの答申 策定委員会を開催（基本構想案・前期基本計画案の検討）
2 月	基本構想の議案を市議会へ提案
3 月	基本構想を議決 前期基本計画を決定

3 狭山市基本構想の議決に関する条例

狭山市基本構想の議決に関する条例（平成 27 年 6 月 29 日条例第 15 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、基本構想を議会の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「基本構想」とは、本市の総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための指針をいう。

（議会の議決）

第 3 条 市長は、基本構想の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 15 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための」を「狭山市基本構想の議決に関する条例（平成 27 年条例第 15 号）第 2 条に規定する」に改める。

2

狭山市総合計画審議会

1 狭山市総合計画審議会条例

狭山市総合計画審議会条例(昭和42年3月24日条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は、狭山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、狭山市基本構想の議決に関する条例(平成27年条例第15号)第2条に規定する基本構想及びその実現を図るための基本計画の策定に関し必要な審議を行うため、狭山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市の農業委員会の委員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員又は職員
- (4) 知識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は非常勤とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、市の職員の中から市長が任命する。

2 幹事は市長の指揮をうけ、計画の策定に関し必要な調査を行なう。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年12月25日条例第41号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月27日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年5月13日条例第22号)

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月29日条例第16号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第4号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成27年6月29日条例第18号)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「行なう」を「行う」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表振興計画審議会委員の項中「振興計画審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

2

第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画についての諮問と答申

狭政発第69号
平成27年11月18日

狭山市総合計画審議会
会長 小玉 武生 様

狭山市長 小谷野 剛

第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について（諮問）

第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について、別添のとおり案を策定したので、狭山市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月8日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市総合計画審議会
会長 小玉 武生

第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について（答申）

平成27年11月18日付け狭政発第69号で諮問のあった第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

《 別紙 》

答 申

我が国は、超高齢社会や人口減少、財政逼迫などさまざまな難題に直面しています。こうした問題は都市部より地方において、一層顕著に表面化しています。日本創成会議が発表した、2040年までに全国の市区町村の半数が消滅する可能性があるという指摘は、全国に大きな衝撃を与えました。今や地域の活性化が、国家の存亡を左右すると認識しなければなりません。

狭山市もその可能性を免れるものではなく、今後、人口の減少を抑制するとともに、人口が減少しても暮らしやすいまちづくりを進めることは、きわめて重要であります。そしてこれらの課題に対応していくためには、市政全般にわたるパラダイムの転換が不可欠だと考えます。

こうしたなかで、今後10年間の狭山市のまちづくりの根幹となる第4次狭山市総合計画基本構想と、5年間に取り組む施策の内容を示した前期基本計画が、市長より本審議会に諮問されました。

この計画では、これまでの伝統と文化を大切にしながら、次世代につながる元気なまちづくりを目指し、若い世代の定住と市外からの移住の促進に積極的に取り組むことにより、10年後も14万人台の人口を維持するとされています。

また、この計画の策定にあたっては、市民意識調査、市民会議、ふれあい市民懇話会やパブリックコメントを実施するなど市民参画の機会を充実させ、特に若い世代の意見を聴き取るよう配慮されました。加えて、計画策定後の進行管理のために、施策ごとに成果目標を設定し、実現のための指針として示されています。

本審議会では、基本構想及び前期基本計画について、様々な角度から審議を重ねました。その結果、上記の点を評価し、概ね妥当な内容であると判断いたします。

なお、答申にあたり、次のとおり意見や要望を付します。第4次総合計画を推進するにあたっては、これらの点に十分留意されますようお願いいたします。

1 基本構想について

- ① 10年後に14万人台の人口を維持するため、狭山市の魅力を積極的に発信し、若い世代の定住と市外からの移住を促進するとともに、出生率の向上に取り組まれない。
- ② 豊かな自然環境を保全しつつ、快適な都市空間を構築するため、企業立地を促進するにあたっては、両者の考え方が共存し、また、ソフトとハードがバランスよく調和するような施策を推進されたい。
- ③ 厳しい財政状況のもと、持続可能なまちづくりを進めるため、まずは現状をしっ

かりと認識したうえで、従来の方法にとらわれることなく、計画的に無理と無駄を省き、選択と集中を推進されたい。

2 前期基本計画について

(第1章 環境共生)

- ① 温室効果ガスの削減については、市民生活と事業活動の両面に着目して推進されたい。また、水素自動車等の普及に向け、市が主体となった先進的な取り組みを進められたい。
- ② 緑地の保全と活用は、緑地が持つ多様な機能に着目し、平地林とともに斜面林についても推進されたい。また、所有者や地域の意向を考慮し、慎重に対応されたい。
- ③ 不法投棄の防止については、監視を強化するなど、引き続き取り組みを進められたい。
- ④ 空き家対策は、防災、防犯、衛生などの課題の解決にとどまらず、利活用や定住促進の観点も含めて取り組まれたい。
- ⑤ 生ごみの有効活用は、焼却施設の長寿命化や適正な運転管理の観点からも重要であり、近隣市の動向や連携も視野に入れた検討を進められたい。
- ⑥ 施策の成果目標については、近隣市と数値比較するなど、施策の推進にあたっては、より高い成果をめざして取り組まれたい。

(第2章 健康福祉)

- ① 食育は、健康づくりや子育てにおいて非常に重要であることから、積極的に推進されたい。
- ② 地域包括ケアシステムの構築については、高齢者の生活の質を重視し、また適正な医療の提供を確保する観点から、しっかりとした取り組みを進められたい。
- ③ 障害者への理解を深めるため、子どものころから健常者と障害者を分けるのではなく、多様性を受け容れたうえで、ニーズに応じた支援を実施されたい。
- ④ 子育て支援については、子育て支援ネットワークなど狭山市の特色を活かした取り組みに力を注ぎ、PRも積極的に推進されたい。
- ⑤ 生活困窮者が医療機関の受診を控えることにならないよう、適切な対応を講じられたい。

(第3章 都市基盤)

- ① 旧中央公民館等跡地や統廃合された学校跡地などの活用は、無理、無駄が生じないように、慎重に取り組まれたい。
- ② いわゆる買い物弱者の解消に向け、公共交通の充実を図られたい。
- ③ 鉄道事業者に協力を仰ぎつつ、西武新宿線の利便性を向上されたい。

- ④ 自転車通行空間の設置については、自転車が原則として車道を走行することとなり、危険な箇所も見受けられることから、積極的に取り組まれない。
- ⑤ 将来像にうたう「緑」にふさわしい公園整備や都市緑化を進められたい。

(第4章 産業経済)

- ① 企業誘致にあたっては、土地利用転換が必要となることから、国や県へ働きかけ、長期的な視点に立って取り組みを進められたい。また、重厚長大型の産業だけにとられず、人的集約型の産業を誘致するという発想の転換を図られたい。
- ② 工業が活性化するためには、人材育成が重要であることから、子どものころからものづくりに対する関心を高めるとともに、高校や大学と連携した取り組みを検討されたい。
- ③ 狭山茶ブランドの確立をめざし、さらなる品質の向上を図るとともに、子どものころからお茶に親しむ習慣を育み、消費量の拡大に取り組まれない。
- ④ 後継者不足による遊休農地の増加を抑制するため、行政、議会、JAなど、様々な主体が連携を密にして取り組みを進められたい。
- ⑤ 地域資源を活かした観光を推進するため、様々な情報を集約し、多様な手段を用いて、協働により狭山市の魅力を発信されたい。また、観光地までの移動手段の確保についても検討されたい。

(第5章 教育文化)

- ① スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、スポーツ施設の整備・拡充を前向きに推進されたい。
- ② 学力向上については、学校での教育、基本的な生活習慣の定着など、様々な観点からの取り組みを進められたい。また、生きる力を育むためには、学力だけでなく、思いやりの気持ちや豊かな心などを養う教育を推進されたい。
- ③ 外国語早期教育については、その目的、手法、効果及び費用などの側面から、慎重に検討を行われたい。
- ④ 本を読むことは、様々な力を育み、ひいては学習意欲を高め、学力向上にもつながるものと考えられることから、学校図書館司書を配置するなど、読書環境の整備を推進されたい。
- ⑤ 学校給食におけるアレルギー対応食の提供については、人命に関わるものであることから、しっかりとした取り組みを進められたい。

(第6章 市民生活)

- ① 自治会への加入促進については、協働の観点からも重要であるので、より高い加入率をめざして取り組まれない。
- ② 男女共同参画については、それぞれが個性と能力を発揮し、対等に参画できる社

会を実現するため、一層取り組みを進められたい。

- ③ 公共施設等の耐震化については、長期的な視点に立ち、財政負担の軽減と平準化を図りつつ、計画的に実施されたい。
- ④ 防犯灯のLED化については、設置後の適正な管理にも意を用いられたい。

(第7章 計画推進)

- ① 協働の推進にあたっては、市民、市民団体、地域団体のほか、高校や大学との連携についても取り組まれたい。また、高齢者の健康や生きがいにつながるような取り組みも推進されたい。
- ② 情報を受け取る側からの視点を持ちつつ、狭山市の魅力をアピールし、積極的にシティプロモーション活動を推進されたい。
- ③ 多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応できるよう、機能的な組織運営に取り組まれたい。
- ④ 婚活の支援にあたっては、出会いの場の提供だけでなく、安定した雇用の創出など、結婚やその後の生活に対する不安を軽減するような取り組みも推進されたい。
- ⑤ まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性についても留意されたい。

3

市民参画

1 市民意識調査

目的	第4次狭山市総合計画の策定にあたり、市政に関する市民の意向等を把握し、計画づくりに反映させる。
調査対象	満20歳以上の市民(平成25年10月1日現在)
調査方法	郵送配布、郵送回収
対象者数(配布数)	3,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出 (性別、地区、年代で区分し、人口割合で按分して抽出)
有効回答数	1,520人
有効回答率	50.7%
調査期間	平成25年10月31日(木)～11月13日(水)
調査項目	居留意向、市の取り組みに対する評価と今後への期待、協働によるまちづくり、子育て支援、老後の生活、安全・安心なまちづくり、行財政改革、市政の方向性など

2 ふれあい市民懇話会

目的	「今後10年間のまちづくりについて～次期総合計画へ向けて～」をテーマとして、「狭山市のまちづくり」や「課題等」についての意見を伺う。
参加者	市内で活動する各種市民団体100団体、165人
開催日時	平成25年10月25日(金)13:30～15:30 平成25年11月2日(土)18:30～20:30

3 まちづくり市民提案

目的	「狭山市のまちづくり」について、より多くの市民の声を伺う。
提案方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
提案期間	平成25年11月8日(金)～平成26年1月31日(金)
提案数	13件(提案者7人)

4 「将来、私が住みたいまち」作品（標語・絵）

目的	将来の狭山市の主役となる小・中学生が、どのようなまちに住みたいと考えているのかを把握し、その発想を計画に取り入れるとともに、総合計画についての関心を高める。
応募方法	市内の公立小中学校へ提出
応募期間	平成26年4月～平成26年7月18日(金)
応募数	標語：小学生1,882人、中学生11人 絵画：小学生724人、中学生107人

5 第4次狭山市総合計画策定市民会議要綱

第4次狭山市総合計画策定市民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4次狭山市総合計画 基本構想(以下「基本構想」という。)及び前期基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に係る市民会議の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民参画による計画づくりを推進するため、第4次狭山市総合計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(組織)

第3条 市民会議は、委員70人以内をもって組織する。

2 市民会議に分科会を置き、分科会の数は7とする。

3 市民会議にリーダー会議を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選考する。

(1) 無作為に抽出した者で、かつ委員に応募した者

(2) 各種団体から推薦された者

2 前項の抽出及び推薦は、次のいずれにも該当する者のうちから行うものとする。

(1) 市内に在住又は在勤する者で、平成26年1月1日時点において満18歳以上の者

(2) 国会議員、県議会議員又は市議会議員でない者

3 委員の任期は、市民会議の発足日から提言書の提出日までとする。

4 委員は、無報酬とする。ただし、記念品を進呈することができる。

5 市長は、市民会議の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 市内に在住又は在勤でなくなったとき。

- (2) やむを得ない理由により離任を申し出たとき。
 - (3) その他解任することにつき相当な理由があると市長が認めたとき。
- (委員の責務)

第5条 市民会議の委員は、市民会議の設置の趣旨を踏まえて、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会議には、自発的かつ積極的に参加すること。
- (2) 会議では、互いを尊重したうえで、積極的に意見表明をすること。
- (3) 施策等の検討にあつては、全市的見地に立って論議すること。
- (4) 提言する施策等は実現可能なものとなるように留意すること。
- (5) 極力簡潔にし、時間を有効に活用すること。

(議事)

第6条 会議における決定は、出席委員全員の合意によることを原則とするが、採決が必要な案件については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定とする。

(会議の公開等)

第7条 会議は、原則として、全て公開とする。

- 2 会議の傍聴の許可は、会議の主宰者が、会場の状況等を考慮して行うものとする。
- 3 会議の開催日は、可能な限り、事前に公表するものとする。
- 4 会議録は、会議の経緯と決定事項等を内容とし、委員の協力により作成する。

(提言等)

第8条 市民会議は、平成26年7月までに中間提言を、9月までに提言を、それぞれ市長に対して提出するものとする。

(分科会)

第9条 分科会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 分科会のテーマに係る施策の検討に関すること。
 - (2) 分科会のテーマに係る市への提言書の内容の検討に関すること。
 - (3) その他分科会の運営に係る検討に関すること。
- 2 市民会議の委員は、原則としていずれかの分科会の委員になるものとする。
 - 3 分科会にリーダー1人及びサブリーダー1人を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。
 - 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(リーダー会議)

第10条 リーダー会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 分科会の審議に係る調整に関すること。
 - (2) 基本計画の施策に係る調整に関すること。
 - (3) 市へ提出する提言書の調整に関すること。
 - (4) その他市民会議の運営に係る連絡調整に関すること。
- 2 リーダー会議は、次条に定める分科会のリーダー及びサブリーダーをもって組織する。
 - 3 リーダー会議に統括リーダー1人及び統括サブリーダー1人を置き、リーダー会議の

委員のうちから互選によりこれを定める。

4 統括サブリーダーは、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(市の役割)

第 11 条 市の役割は、次のとおりとする。

(1) 市民会議が施策の審議や提言のとりまとめを行うために必要な情報の提供に関すること。

(2) リーダー会議及び分科会にオブザーバーとして市職員等を派遣すること。

(3) その他、市民会議の円滑な運営に資するため、市民会議からの求めに応じ必要な支援を行うこと。

(庶務)

第 12 条 市民会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市民会議で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行し、市への提言書の提出をもって、その効力を失う。

6 第4次狭山市総合計画策定市民会議による提言

目的	基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民の意見を幅広く伺い、市民参画による計画づくりを推進する。	
参加者	住民基本台帳に登録された20歳～75歳の市民で無作為抽出された者のうちの応募者42人、日ごろから協働に積極的に取り組み、関係団体に所属している者のなかで、各部の部長から推薦された者24人	
開催日	平成26年4月23日(水)、5月16日(金)、6月4日(水)、6月28日(土)、7月16日(水)、9月3日(水)、9月26日(金)	
提言	分科会	テーマ
	環境共生	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境学習の推進 2. ごみの減量 3. 自然資源の活用推進
	健康福祉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康づくり 2. 高齢者が安心して暮らせる 3. 障害があっても地域で暮らせる 4. 子育てを地域で支える
	都市基盤	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路～快適な道路ネットワークの形成～ 2. 道路～みんなが使いやすい道路～ 3. 魅力ある地域拠点の整備
	産業経済	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商店街の活性化 2. 狭山市駅周辺 3. 農業の振興 4. 観光の振興 5. 工業の振興
	教育文化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習の充実 2. 学校・家庭教育の充実 3. 地域における教育文化の充実
	市民生活	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の防災対策 2. 高齢者の安心な暮らし 3. 地域活動への若者の参加
	計画推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狭山市のセールスポイントの発見、発信 2. 行政と市民がパートナーとして取り組むまちづくり 3. 安定的な行財政運営

7 パブリックコメント

目的	第4次狭山市総合計画の素案を市民に公表し、寄せられた意見などを考慮して反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する。
提出方法	電子メール、公式ホームページ上の応募フォーム、ファックス、郵送、持参
提出期間	平成27年7月17日(金)～8月14日(金)
意見数	30件(提案者17人)

4

職員参画

1 狭山市総合計画策定に関する委員会規程

狭山市総合計画策定に関する委員会規程(昭和58年10月24日訓令第9号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、狭山市基本構想の議決に関する条例(平成27年条例第15号)第2条に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画(以下これらを「総合計画」という。)について、その策定に関する委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(策定に関する委員会)

第2条 本市は、総合計画策定に関する委員会として狭山市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)及び狭山市総合計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

第2章 策定委員会

(所掌事務)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合計画の最終的な総合調整及び策定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関する重要事項に関すること。

2 策定委員会は、前項各号に掲げる事項に関し市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

(組織)

第4条 策定委員会は、次に掲げる職員をもつて充てる。

- (1) 副市長及び教育長
- (2) 総合政策部、総務部、市民部、環境経済部、福祉子ども部、長寿健康部、都市建設部、上下水道部、生涯学習部及び学校教育部の部長並びに担当部長

(委員長、副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は総合政策部長をもつて充てる。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(資料の提出等の要求)

第7条 策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第3章 検討委員会

(所掌事務)

第8条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想及び基本計画を策定するために必要な調査及び検討に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の原案を作成すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画の策定に関する事項に関すること。

2 検討委員会は、前項各号に掲げる事項に関し策定委員会に報告するものとし、必要に応じて意見を述べるることができる。

(組織)

第9条 検討委員会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 検討委員会の委員は、市長が指名する。

(委員長、副委員長)

第10条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部長をもつて充て、副委員長は市長が指名する。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討委員会の会議)

第11条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(部会)

第12条 検討委員会に部会を置き、部会は、検討委員会の所掌事務を分掌する。

2 委員が所属する部会は、市長が定める。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ市長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定主任者)

第13条 前条に定めるもののほか、部会に策定主任者を置き、部会に所属する委員以外の者のうちから市長が指名する。

2 策定主任者は、その所属する課等の所掌事務について調整する。

(部会の会議)

第14条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(資料の提出等の要求)

第15条 検討委員会又はその部会は、所掌する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第4章 雑則

(庶務)

第16条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、総合計画策定に関する委員会の運営に関しては、それぞれ策定委員会及び検討委員会の委員長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(昭和60年6月19日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月14日訓令第2号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月24日訓令第2号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日訓令第6号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月28日訓令第6号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月28日訓令第11号)

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成14年5月30日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月1日訓令第14号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月25日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日訓令第5号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月20日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月21日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 18 日訓令第 1 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 4 日訓令第 2 号)
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 29 日訓令第 13 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

2 職員アンケート

目的	第 4 次狭山市総合計画の策定にあたり、市政に関する職員の意向や提案等を把握し、市民意識調査の結果とも比較しつつ、計画づくりに反映させる。
調査対象	一般職に属するすべての職員(平成 25 年 11 月 1 日現在)
調査方法	電子メール
対象者数	935 人
有効回答数	787 人
有効回答率	84.2%
調査期間	平成 25 年 11 月 1 日(金)～11 月 15 日(金)
調査項目	市の取り組みに対する評価と今後への期待、行財政改革、市政の方向性、市政を取り巻く状況、これからの総合計画のあるべき姿など

3 第 4 次狭山市総合計画策定市民会議への職員参加

市民会議の 7 つの分科会ごとに、関係する課の職員が 2 人ずつ、合計 14 人の職員がオブザーバーとして参加し、情報提供や議論に加わるなどした。

V 都市宣言

狭山市交通安全都市宣言

時代の進運に伴い交通車両の激増とそのスピード化が文化の進展、国民生活の向上に多大な役割を果しつつある反面道路環境整備の遅滞、交通道義の低調、運転者並びに歩行者の交通ルール背反等に起因する交通事故発生は増加の一途をたどっている。

本市の交通事情も又、ふくそうを極め特に国道第16号バイパスは交通量、交通事故発生件数共、県下の上位を占め最早このまま放置できない実情である。

本市は5万市民の悲願をこめて、人命尊重と市民生活の安全確保の観点に立ち、交通事故の絶滅を期し、一致協力して遠く、かつ、至難な交通安全へのいばらの道をたゆみなく、ねばり強く、突き進んでゆくことを議会の総意をもって誓うものである。

右宣言する。

昭和42年8月18日

狭山市平和都市宣言

清らかな入間川の流れ、緑豊かな武蔵野の自然の中で、安らぎに満ちた平和な日々を送ることが、私たちの願いです。

私たちは、再び、戦争によって平和なまちが脅かされることのないよう、あらゆる国の核兵器が廃絶され、世界の恒久平和が確立されることを強く望みます。

狭山市は、平和で豊かな社会を築き、次の世代に引き継ぐため、平和を願う心を結集し、市制施行35周年を期して、ここに平和都市を宣言します。

平成元年12月22日

すこやかさやま宣言

身も心もすこやかでありたい、それはいつに変わらぬ私たちの願いです。

豊かな自然の恵み、知恵と情緒に培われた文明や文化、そして情愛細やかな共同体は、これまで私たちの「からだ」と「こころ」を、どれほど育ててきたことでしょうか。

ここ狭山には、入間川の清流や武蔵野の緑野、歴史を偲ばせる伝統行事になごやかな交わりが、いまなお息づいています。

このさわやかで詩情漂う風土を尊び、そこに家族共々くつろぎ、時に自然散策・スポーツ、時にレジャー・教養に親しむなら、私たちの願いはきっと叶うことでしょうか。

そのような想いをこめ、ここに「すこやか都市さやま」を宣言します。

平成4年11月1日

『みんなでつくる すこやかな うるおいのまち わが狭山』

狭山市・狭山市健康づくり推進市民会議

『この地球、資源は有限、未来は無限』 ーリサイクル都市・狭山ー

私たちは、豊かさを追求するあまり、地球の恵みへの感謝を忘れ、大量生産、大量消費、大量廃棄の暮らしを続けてきました。
このままでは、資源はやがて底をついてしまいます。
子供たちの歓声や、小鳥のさえずり、
そして私たちの住む武蔵野の光と風が消えてしまわないうちに、
ちょっと立ち止まり、これまでの暮らしを見直し、
限りある地球の資源と自然を、つぎの世代に伝えていくことを考えましょう。
それはものを生かして使うことから始まります。
これまでの使い捨ての暮らしをやめ、
「一人ひとりが、足元から」を合言葉にリサイクルを実践しつつ、
自然とのふれあいを大切にする感性豊かなライフスタイルを築いていくことを、ここに
誓います。

宣 言

緑と健康で豊かな文化都市・狭山を
つぎの世代に引き継ぐため、
私たちは、限りある地球資源を大切にしつつ、
自然と調和したリサイクル型社会の実現をめざします。

1996年(平成8年)11月2日

お茶香るまち 狭山市の愛称

お茶の香りの持つ「さわやかさ」や「やすらぎ感」をモチーフとして、本市のイメージと重ねあわせています。(市制施行 40 周年を記念して)

第4次狭山市総合計画 基本構想・前期基本計画

発行日 平成 28 年 (2016 年) 3 月

発行者 埼玉県狭山市

〒 350-1380 狭山市入間川 1 - 23 - 5

電話 : 04(2953)1111 (代表)

FAX : 04(2954)6262 (代表)

URL : <http://www.city.sayama.saitama.jp/>

mobile 携帯サイト <http://www.city.sayama.saitama.jp/mobile/>



Facebook 狭山市公式フェイスブック <http://www.facebook.com/citysayama>

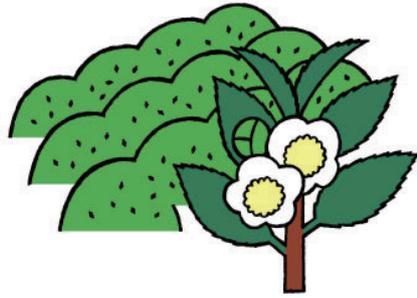


Twitter 狭山市公式ツイッター <http://twitter.com/citysayama>



編集者 総合政策部政策企画課

表紙絵 池原昭治



お茶 香るまち